

每月一回二十五日發行
昭和十五年五月二十七日第三種郵便物認可

國民精神總動員

人口問題研究

第一卷第八號

昭和十五年十一月刊行

研究 婚姻と出生……………中川友長(一)

資料

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向(豫報)(二)……………館田正夫(一五)
ツアーン著「家族及び家族政策」……………島村俊彦(四七)

紹介

スエーデンの人口問題及人口政策(北岡)……………(六一)
醫學博士渡邊定・理學士川井三郎共著「日本人の壽命に關する研究」(北岡)……………(六五)
カイザー著「獨逸人口史」(本多)……………(七〇)

彙報

經濟關係懇談會の國民地位向上に關する申合の發表——勞働者年金保險制度要綱の決定
——農林省の米第一回豫想收穫高の發表——第七回全國都市問題會議總會の開催——紀元二千六百年記念全國社會事業大會の開催——社団法人東亞經濟懇談會主催東亞農業懇談會の開催——財團法人日本學術振興會第一一特別(民族科學)委員會研究報告會の開催——帝國農會の農業及農家の安定發展方策その他に關する農林大臣への答申並附帶建議——財團法人同潤會の東北地方農山漁村住宅改善調査研究——都市學會の東京市内特殊地區調査——日本赤十字社の紀元二千六百年奉祝衛生日本回顧展覽會の開催——獨逸統計局の世界人口集計(二)

文獻

邦文人口問題關係文獻(七)——外國雜誌人口問題關係文獻(七)——最近十年間 The Sociological Review 所載人口問題關係主要論文

厚生省 人口問題研究所

人口問題研究

第一卷 第八號

研究

婚姻と出生

中川 友長

(一)

本誌前號所載の如く、本年一月二十日現在を以て行はれた出産力調査結果に現はれた年齢四十五歳以上の初婚の妻一八、三二〇人が出生せる平均兒數は四・六四となつて居る。但し此の一八、三二〇人の妻は、調査時に於て其の年齢が四十五歳以上であり、且つ初婚者であるといふ點を等しくするだけで、其の婚姻年齢及び婚姻後四十五歳に至る婚姻持續期間等迄等しくするものではない。従つて此の平均兒數四・六四なる値に付て少しく深く論ずる場合には、此の一八、三二〇人の妻の婚姻年齢及び上記の婚姻持續期間が何うなつて居るかを審かにしなければならぬ。此の點は目下調査中であつて近く判明すると思ふが、今の所は未だ分つて居らない。併しかういふ婚姻から平均何人の出生があるかといふことは、婚姻及び出生に關して一定の狀況が前提されるならば、之を豫め計算することが出来る。

婚姻と出生

此の婚姻及び出生に關する一定の狀況といふのは、各年齢の女子が如何なる割合で結婚し、其の後如何なる割合で夫と共に生存且つ婚姻を持續するか、の狀況及び此の夫と共に生存且つ婚姻を持續する期間内の各年齢に於ける女子の出生狀況である。此の場合に於て、各年齢の女子が結婚する夫の年齢は一樣ではないから此の變化を考慮に入れるときは、問題の狀況は甚だ複雑なものとなる。

以下に述ぶる所のものは、此の狀況を大體昭和十年頃の我國に於ける人口動態統計に現はれたる所にとり、此の如き狀況の繼續下に於て期待せらるる一婚姻當りの出生兒數を計算したものである。

(二)

最近の離婚統計に依る夫婦關係繼續期間別各離婚數を、之を生じたと推定せらるる過去の夫々の婚姻數にて除し、婚姻後年數經過に依つて生じ來るべき離婚の當初婚姻數に對する割合を計算するに次の値を得る。

第一表

婚姻後各經過年數迄ニ生ズベキ離婚割合	
經過年數	割合
一年未滿	〇・〇一二八
二年	〇・〇二五二
經過年數	
經過年數	割合
三年未滿	〇・〇三五〇
四	〇・〇四二八

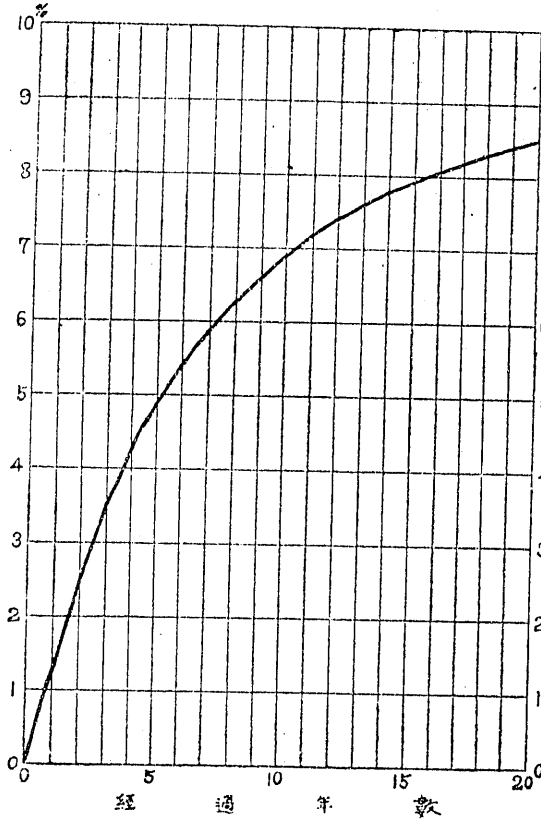
第二表

婚姻年齢一五歳乃至四九歳ノ妻ノ年齢別分布(總數一萬二付)

五	〇〇四八六	一三	〇〇七五八
六	〇〇五四一	一四	〇〇七七六
七	〇〇五八七	一五	〇〇七九二
八	〇〇六二七	一六	〇〇八〇六
九	〇〇六六〇	一七	〇〇八一七
一〇	〇〇六九一	一八	〇〇八二八
一一	〇〇七一六	一九	〇〇八三七
一二	〇〇七三八	二〇	〇〇八四六

總數	一〇,〇〇〇	三二歳	一一〇
一五歳	二一	三三	九六
一六	六八	三四	八四
一七	一九八	三五	七三
一八	三八四	三六	六四
一九	六七一	三七	五八
二〇	一,〇五一	三八	五一
二一	一,一七五	三九	四六
二二	一,二二四	四〇	四三
二三	一,一一二	四一	三六
二四	八九五	四二	三二
二五	六八三	四三	二九
二六	五〇八	四四	二六
二七	三七三	四五	二四
二八	二八〇	四六	二三
二九	二一〇	四七	二一
三〇	一六四	四八	一九
三一	一三五	四九	一八

婚姻後ノ經過年數別離婚割合



一〇年以上は統計資料の關係上其の割合を計算するを得ないが、之は二〇年未滿のそれに比し微々たる増加を示すものと思料される。

昭和十年、十一年及十三年三箇年の平均に現はれた所では(昭和十二年は婚姻に付ては特別の年となつて居るので之を除き)妻の婚姻年齢別分布は次の如くになつて居る。

上表のやうな年齢分布で女子の婚姻が行はれるとして、爾後此の婚姻から出生がある爲には、婚姻が繼續して行かねばならぬ、即ち離婚の生じないこと、夫妻共に死亡せぬことが必要である。併し事實に於ては離婚は生じ、死亡も生じ、之に依つて婚姻状態の中絶が生ずる。尤も此の離婚及び死亡共に生ぜず、婚姻の繼續ありとしても妻の年齢が五〇歳を越ゆるに及

べば、出生といふことは考へられない。或る婚姻中妻の年齢が五〇歳を越ゆる迄離婚といふことに觸れずに残存する婚姻数は第一表の數字に依つて、之を推定出来る。尤も第一表の數字は二十年迄の外、與へては居らぬから、二九歳以下の年齢に於ける妻の婚姻に付ては不都合であるが、之は前述の如く、二十年以上の所に於ける割合の増加は微々たるものと考へられるから、一應之を二十年迄の値と同値と見做して計算するも大した誤はないと認められる。

離婚以外の婚姻中絶事情たる夫の死亡、妻の死亡に付ては有配偶者の男女及び年齢別死亡率が必要であり、而して有配偶者の死亡率は然らざる者の死亡率に比し、一般に低いのであるが、之が最近の詳細なる數字は未だ與へられて居らぬので、假に有配偶者無配偶者を一括した第六回生命表の男女年齢別死亡率に依ることとし、而して各年齢の女子が婚姻する夫の年齢は、甚だ多様であるが、其の平均に付て見れば、女子は自己の年齢より四歳以上の男子と結婚するの事實に依り、一律に婚姻年齢 x 歳の女子の夫の年齢は $x+y$ 歳であると考へ、且つ婚姻年齢 x 歳の女子の婚姻状態が爾後 n 年繼續すべき割合は、 x 歳の女子が $x+y$ 歳迄生存すべき率と $x+y$ 歳の男子が $x+y+y$ 歳迄生存すべき率とを掛け合はした積に更に第一表に於ける 10^{n-1} 年未滿の率を一より減じた値を乗じた値であると考へれば、一五歳乃至四九歳で結婚した各年齢の女子の中、爾後婚姻状態を繼續し、出生の可能性を持つものの婚姻後各經過年毎の數として次表に掲ぐる値を得る。但し次表に於ては各年齢に於ける女子の婚姻總數を等しく一〇萬と置いてある。

數年過經後姻婚

人口問題研究 第一卷 第八號
第三表 妻の婚姻年齡及び婚姻後經過年數別婚姻殘存割合

年	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二
〇	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
一	97,000	96,900	96,800	96,700	96,600	96,500	96,400	96,300	96,200	96,100	96,000	95,900	95,800	95,700	95,600	95,500	95,400	95,300
二	94,000	93,800	93,600	93,400	93,200	93,000	92,800	92,600	92,400	92,200	92,000	91,800	91,600	91,400	91,200	91,000	90,800	90,600
三	91,000	90,700	90,400	90,100	89,800	89,500	89,200	88,900	88,600	88,300	88,000	87,700	87,400	87,100	86,800	86,500	86,200	85,900
四	88,000	87,600	87,200	86,800	86,400	86,000	85,600	85,200	84,800	84,400	84,000	83,600	83,200	82,800	82,400	82,000	81,600	81,200
五	85,000	84,500	84,000	83,500	83,000	82,500	82,000	81,500	81,000	80,500	80,000	79,500	79,000	78,500	78,000	77,500	77,000	76,500
六	82,000	81,400	80,800	80,200	79,600	79,000	78,400	77,800	77,200	76,600	76,000	75,400	74,800	74,200	73,600	73,000	72,400	71,800
七	79,000	78,300	77,600	76,900	76,200	75,500	74,800	74,100	73,400	72,700	72,000	71,300	70,600	69,900	69,200	68,500	67,800	67,100
八	76,000	75,200	74,400	73,600	72,800	72,000	71,200	70,400	69,600	68,800	68,000	67,200	66,400	65,600	64,800	64,000	63,200	62,400
九	73,000	72,100	71,200	70,300	69,400	68,500	67,600	66,700	65,800	64,900	64,000	63,100	62,200	61,300	60,400	59,500	58,600	57,700
一〇	70,000	69,000	68,000	67,000	66,000	65,000	64,000	63,000	62,000	61,000	60,000	59,000	58,000	57,000	56,000	55,000	54,000	53,000
一一	67,000	66,000	65,000	64,000	63,000	62,000	61,000	60,000	59,000	58,000	57,000	56,000	55,000	54,000	53,000	52,000	51,000	50,000
一二	64,000	63,000	62,000	61,000	60,000	59,000	58,000	57,000	56,000	55,000	54,000	53,000	52,000	51,000	50,000	49,000	48,000	47,000
一三	61,000	60,000	59,000	58,000	57,000	56,000	55,000	54,000	53,000	52,000	51,000	50,000	49,000	48,000	47,000	46,000	45,000	44,000
一四	58,000	57,000	56,000	55,000	54,000	53,000	52,000	51,000	50,000	49,000	48,000	47,000	46,000	45,000	44,000	43,000	42,000	41,000
一五	55,000	54,000	53,000	52,000	51,000	50,000	49,000	48,000	47,000	46,000	45,000	44,000	43,000	42,000	41,000	40,000	39,000	38,000
一六	52,000	51,000	50,000	49,000	48,000	47,000	46,000	45,000	44,000	43,000	42,000	41,000	40,000	39,000	38,000	37,000	36,000	35,000
一七	49,000	48,000	47,000	46,000	45,000	44,000	43,000	42,000	41,000	40,000	39,000	38,000	37,000	36,000	35,000	34,000	33,000	32,000
一八	46,000	45,000	44,000	43,000	42,000	41,000	40,000	39,000	38,000	37,000	36,000	35,000	34,000	33,000	32,000	31,000	30,000	29,000
一九	43,000	42,000	41,000	40,000	39,000	38,000	37,000	36,000	35,000	34,000	33,000	32,000	31,000	30,000	29,000	28,000	27,000	26,000
二〇	40,000	39,000	38,000	37,000	36,000	35,000	34,000	33,000	32,000	31,000	30,000	29,000	28,000	27,000	26,000	25,000	24,000	23,000
二一	37,000	36,000	35,000	34,000	33,000	32,000	31,000	30,000	29,000	28,000	27,000	26,000	25,000	24,000	23,000	22,000	21,000	20,000
二二	34,000	33,000	32,000	31,000	30,000	29,000	28,000	27,000	26,000	25,000	24,000	23,000	22,000	21,000	20,000	19,000	18,000	17,000
二三	31,000	30,000	29,000	28,000	27,000	26,000	25,000	24,000	23,000	22,000	21,000	20,000	19,000	18,000	17,000	16,000	15,000	14,000
二四	28,000	27,000	26,000	25,000	24,000	23,000	22,000	21,000	20,000	19,000	18,000	17,000	16,000	15,000	14,000	13,000	12,000	11,000
二五	25,000	24,000	23,000	22,000	21,000	20,000	19,000	18,000	17,000	16,000	15,000	14,000	13,000	12,000	11,000	10,000	9,000	8,000
二六	22,000	21,000	20,000	19,000	18,000	17,000	16,000	15,000	14,000	13,000	12,000	11,000	10,000	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000
二七	19,000	18,000	17,000	16,000	15,000	14,000	13,000	12,000	11,000	10,000	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000
二八	16,000	15,000	14,000	13,000	12,000	11,000	10,000	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000	0,000	0,000
二九	13,000	12,000	11,000	10,000	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
三〇	10,000	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
三一	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
三二	4,000	3,000	2,000	1,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
三三	1,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000

婚 姻 後 經 過 年 數

年 歲	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九																																																																																									
100,000	97,159	97,103	97,047	96,991	96,935	96,879	96,823	96,767	96,711	96,655	96,599	96,543	96,487	96,431	96,375	96,319	96,263	96,207	96,151	96,095	96,039	95,983	95,927	95,871	95,815	95,759	95,703	95,647	95,591	95,535	95,479	95,423	95,367	95,311	95,255	95,199	95,143	95,087	95,031	94,975	94,919	94,863	94,807	94,751	94,695	94,639	94,583	94,527	94,471	94,415	94,359	94,303	94,247	94,191	94,135	94,079	94,023	93,967	93,911	93,855	93,799	93,743	93,687	93,631	93,575	93,519	93,463	93,407	93,351	93,295	93,239	93,183	93,127	93,071	93,015	92,959	92,903	92,847	92,791	92,735	92,679	92,623	92,567	92,511	92,455	92,399	92,343	92,287	92,231	92,175	92,119	92,063	92,007	91,951	91,895	91,839	91,783	91,727	91,671	91,615	91,559	91,503	91,447	91,391	91,335	91,279	91,223	91,167	91,111	91,055	90,999	90,943	90,887	90,831	90,775	90,719	90,663	90,607	90,551	90,495	90,439	90,383	90,327	90,271	90,215	90,159	90,103	90,047	90,000

婚 姻 と 出 生

婚 姻 年 齡

上表に依れば、例へば二四歳で結婚せる女子の内七割六分が爾後二十年婚姻状態を持續することとなつて居る。上表の各婚姻年齢毎の割合を前掲第二表に於ける當該年齢の女子の婚姻數に乗すれば、各年齢に於ける女子婚姻者の婚姻持續の經過を示す數を得る。例へば第二表に於ける二四歳女子の婚姻數八九五に第三表の婚姻年齢二四歳の所に於ける婚姻後經過年數別割合を順次乗じて行けば、次に掲ぐる殘存數を得る。

婚姻後ノ經過年數	女子ノ年齢	殘存數
一年	二五歳	八六八
二	二六	八四三
三	二七	八二一
四	二八	八〇二
五	二九	七八四
六	三〇	七六八
七	三一	七五二
八	三二	七三七
九	三三	七二三
一〇	三四	七〇九
一一	三五	六九六
一二	三六	六八二
一三	三七	六六九
一四	三八	六五五
一五	三九	六四二
一六	四〇	六二八
一七	四一	六一五
一八	四二	六〇一
一九	四三	五八八

數字を得る。

上記の如き殘存數を一五歳乃至四九歳の各年齢に付て計算すれば次表の

二〇	四四	五七三
二一	四五	五五九
二二	四六	五四五
二三	四七	五三〇
二四	四八	五一四
二五	四九	四九八

婚 後 經 過 年 數

婚 姻 と 出 生

七

年 歲	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二
三	三	六	九	一八	二七	三六	四五	五四	六三	七二	八一	九〇	九九	一〇八	一一七	一二六	一三五	一四四
二	六	六	九	一七	二六	三五	四四	五三	六二	七一	八〇	八九	九八	一〇七	一一六	一二五	一三四	一三三
一	六	六	九	一七	二六	三五	四四	五三	六二	七一	八〇	八九	九八	一〇七	一一六	一二五	一三四	一三三
〇	三	六	九	一七	二六	三五	四四	五三	六二	七一	八〇	八九	九八	一〇七	一一六	一二五	一三四	一三三
〇	三	六	九	一七	二六	三五	四四	五三	六二	七一	八〇	八九	九八	一〇七	一一六	一二五	一三四	一三三
一	三	六	九	一七	二六	三五	四四	五三	六二	七一	八〇	八九	九八	一〇七	一一六	一二五	一三四	一三三
二	三	六	九	一七	二六	三五	四四	五三	六二	七一	八〇	八九	九八	一〇七	一一六	一二五	一三四	一三三
三	三	六	九	一七	二六	三五	四四	五三	六二	七一	八〇	八九	九八	一〇七	一一六	一二五	一三四	一三三
四	三	六	九	一七	二六	三五	四四	五三	六二	七一	八〇	八九	九八	一〇七	一一六	一二五	一三四	一三三
五	三	六	九	一七	二六	三五	四四	五三	六二	七一	八〇	八九	九八	一〇七	一一六	一二五	一三四	一三三
六	三	六	九	一七	二六	三五	四四	五三	六二	七一	八〇	八九	九八	一〇七	一一六	一二五	一三四	一三三
七	三	六	九	一七	二六	三五	四四	五三	六二	七一	八〇	八九	九八	一〇七	一一六	一二五	一三四	一三三
八	三	六	九	一七	二六	三五	四四	五三	六二	七一	八〇	八九	九八	一〇七	一一六	一二五	一三四	一三三
九	三	六	九	一七	二六	三五	四四	五三	六二	七一	八〇	八九	九八	一〇七	一一六	一二五	一三四	一三三
〇	三	六	九	一七	二六	三五	四四	五三	六二	七一	八〇	八九	九八	一〇七	一一六	一二五	一三四	一三三

第 四 表

妻の婚姻年齢及び婚姻經過年數別婚姻殘存數 (昭和十年、十一年及十三年平均婚姻年齢分布に依る)

上表に付て同年齢者の數字、例へば婚姻年齢二〇歳に於ける婚姻後經過年數三年のものと婚姻年齢二一歳に於ける婚姻後經過年數二年のものと同年齡である、此の如き同年齡者の數字を各年齢毎に加算して纏め上げれば、第五表の數字を得るが、此の表が示して居る年齢別婚姻殘存數の合計の分布は、毎年の出生數が一定で、年齢別婚姻の狀態は第二表、離婚及び夫又は妻の死亡狀況は上述の通りとする場合に結極現はるべき女子有配偶者の年齢分布に外ならない。其處で試みに之を昭和十年の國勢調査結果による女子有配偶者の年齢分布に比較してみると、第五表及び之を圖示せるものに見る如く、三三歳頃以前に於て其の數尠く、之に反して三三歳頃以後に於て多數となつて居る。之は大正九年頃迄出生數は年々増加の傾向にあつたことから當然豫期せられる所である。出生率は若い有配偶者に高いから總出生率に對しては此の昭和十年國勢調査に於けるが如き有配偶者の分布が有利であることは勿論であつて、試みに此の二つの分布に付て總出生率即ち一五歳乃至四九歳の有配偶女子總數に對する其の一年間に於ける出生數割合を計算比較してみると一方は他方に比し約一%方有利である。

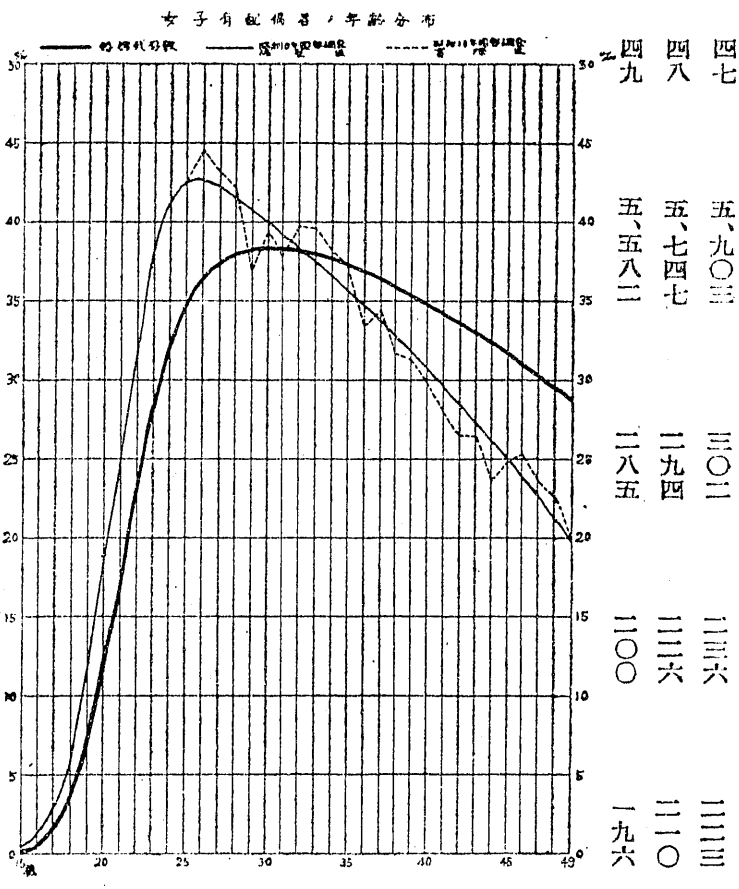
第五表

年齢別女子有配偶者數

年齢	實數	比例	昭和十年國勢調査ニヨル女子有配偶者數	同上補整値
總數	一九五、七六八	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
一五歳	二二	一	五	五
一六	八八	四	二二	二二
一七	二八四	一五	三一	三一
一八	六五九	三四	六四	六四
一九	一、三二〇	六七	一一八	一一八

婚姻と出生

二〇	二、三一九	一一八	一八〇	一八〇
二一	三、四二五	一七五	二五五	二五四
二二	四、五四五	二三二	三二二	三二一
二三	五、五二九	二八二	三八三	三八二
二四	六、二七五	三三一	四二二	四二一
二五	六、七八九	三四七	四二六	四二五
二六	七、一三二	三六四	四四六	四二七
二七	七、三三七	三七五	四三二	四二〇
二八	七、四五二	三八一	四二二	四一四
二九	七、五〇一	三八三	三六九	四〇六
三〇	七、五〇八	三八四	三九四	三九九
三一	七、四九四	三八三	三七八	三九一
三二	七、四五三	三八一	三九七	三八三
三三	七、四〇七	三七八	三九六	三七四
三四	七、三四八	三七五	三八二	三六五
三五	七、二七九	三七二	三六三	三五六
三六	七、一九六	三六八	三三四	三四七
三七	七、一一二	三六三	三四四	三三七
三八	七、〇二一	三五九	三一七	三二七
三九	六、九一七	三五三	三一三	三一七
四〇	六、八一三	三四八	二九八	三〇六
四一	六、七〇一	三四二	二八〇	二九五
四二	六、五八三	三三六	二六五	二八四
四三	六、四六一	三三〇	二六五	二七二
四四	六、三三一	三二三	二三六	二六〇
四五	六、一九八	三一七	二四八	二四八
四六	六、〇四八	三〇九	二五三	二三六



第五表の各年齢女子有配偶者が出生すべき兒數の合計を一〇萬で除せば、求むる一婚姻當り出生兒數が得られる。而して年齢別女子有配偶者の出生率としては次に掲ぐる値がある。之は人口問題研究所編「人口統計要覽」(昭和十五年三月)第二〇表所載の數字であつて、昭和十二年の統計に基き計算されたものである。

第六表

年齢別女子有配偶者の出生率		年齢別出生率	
年齢	出生率	年齢	出生率
一五歳	〇・一七五八六	一七歳	〇・二一一八三
一六	〇・二一一八一	一八	〇・二六八六二

一九	〇・二九二六八	三五	〇・一九六九六
二〇	〇・三三三二〇三	三六	〇・一八一九五
二一	〇・三三三四三〇	三七	〇・一六九一六
二二	〇・三三三二七七	三八	〇・一五九八〇
二三	〇・三二七六五	三九	〇・一三四四八
二四	〇・三一四三四	四〇	〇・一一九二六
二五	〇・三〇三八二	四一	〇・一〇〇六六
二六	〇・二九九八〇	四二	〇・〇七二五六
二七	〇・二八六五四	四三	〇・〇五一六九
二八	〇・二六九五二	四四	〇・〇三四一九
二九	〇・二六八九四	四五	〇・〇一九九一
三〇	〇・二四三八四	四六	〇・〇一一五九
三一	〇・二四四六二	四七	〇・〇〇六九八
三二	〇・二二六四〇	四八	〇・〇〇五〇七
三三	〇・二二二六四	四九	〇・〇〇四一三
三四	〇・二〇九七四		

(三)

上掲第六表の出生率を用ひて第四表の女子有配偶者より出生すべき兒數を求むるに三五、五二三即ち一婚姻當り出生兒數三・五五を得る。此の三・五五なる値は、上述の出産力調査結果に現はれた四・六四なる値に比し非常に少ないが、之は前者が全婚姻者に付て計算せる値であるのに對し、後者は年齢四五歳以上迄殘存せる婚姻者のみに付て計算せられた値であることを考ふれば當然の結果であると思はれる。依つて本場合に於て四九歳迄殘存せる婚姻者のみを取り出して計算してみると一婚姻當り出生兒數四・一五と

なり、四・六四に比し依然少數であるが、其の差は約〇・五の程度で三・五五に比較すれば非常に接近した値となるのである。此の四九歳迄残存せる有配偶女子の平均婚姻年齢は二四・五五歳であるから平均妊孕可能期間（正確には夫婦關係持續平均期間）は二五・四五年である。出産力調査結果に於ける上記一八、三三〇名の平均婚姻年齢及び平均妊孕可能期間の集計を俟つて、之を上記の其の該當値と比較することは興味のある所である。

1) 總平均婚姻年齢は此の場合に於て二三・九六歳となつて四九歳迄残存の場合と大差はないが、其の總平均妊孕可能期間は一九・三五年である、此の値は第四表の數字から生命表に於ける平均餘命の計算の如くにして計算出来る。

上述の如く本計算に於ける四九歳迄残存せる有配偶女子に付て與へらるる一婚姻當り出生兒數は、出産力調査結果に於ける同値に比し〇・五低い。此の差は出産力調査に於て調査された一八、三三〇名は、明かに本計算に於て其の女子年齢別出生率を用ひた昭和十二年當時よりもより高い女子年齢別出生率を持つた時期に於て婚姻状態にあつたのであるから、其の一婚姻當り出生兒數が本計算に於けるものよりも多いことは當然と考へられる。此の一八、三三〇名の有配偶女子が妊孕可能状態にあつた期間を正確に示すことは、其の平均婚姻年齢及び現在の平均年齢が未だ與へられて居らぬから出来ないが、目下判明せる最も古い——と言つてもさう古いものではないが、大正十四年に於ける有配偶女子の年齢別出生率を、試みに本計算に於て、昭和十二年のそれに換へて、四九歳迄残存せる有配偶女子の婚姻に適用してみると、一婚姻當り出生兒數四・五三を得、四・六四に對し其の差〇・一一といふ接近した値となるのである。尙上記大正十四年に於ける有配偶女子の年齢別出生率は、人口問題研究所編「人口統計要覽」（昭和十五年三

月）二五頁に掲載されて居るが、之には若干の誤記があるので、之を訂正して、比較の便宜の爲、前に掲げた昭和十二年に於ける其の値と共に表示すれば次の如くである。

年齢	大正十四年	昭和十二年	大正十四年一對スル昭和十二年ノ減少百分率
一五歳	〇・二三四一八	〇・一七五八六	二四・九
一六	〇・二五七九五	〇・二一一八一	一七・九
一七	〇・三一一〇一	〇・二一一八三	三二・七
一八	〇・三二三四九	〇・二六八六二	一七・〇
一九	〇・三五一九八	〇・二九二六八	一六・八
二〇	〇・三五七二五	〇・三三二〇三	七・一
二一	〇・三五八〇一	〇・三三四三〇	六・六
二二	〇・三四四一四	〇・三三七七	三・三
二三	〇・三三六〇〇	〇・三二七六五	二・五
二四	〇・三一七二八	〇・三一四三四	〇・九
二五	〇・三〇六二三	〇・三〇三八二	〇・八
二六	〇・三〇八〇四	〇・二九九八〇	二・七
二七	〇・二九七一三	〇・二八六五四	三・六
二八	〇・二八八〇四	〇・二六九五二	六・四
二九	〇・二八二三四	〇・二六八九四	四・七
三〇	〇・二七〇四七	〇・二四三八四	九・八
三一	〇・二五九九〇	〇・二四四六二	五・九
三二	〇・二五七〇〇	〇・二二六四〇	一一・九
三三	〇・二三五七七	〇・二二二六四	五・六
三四	〇・二三九二五	〇・二〇九七四	一一・三
三五	〇・二二九一四	〇・一九六九六	一四・〇
三六	〇・二〇八九八	〇・一八一九五	一二・九

三七	〇・一九三四九	〇・一六九一六	一二・六
三八	〇・一八〇五一	〇・一五九八〇	一一・五
三九	〇・一六二一七	〇・一三四四八	一七・一
四〇	〇・一三八六四	〇・一一九二六	一四・〇
四一	〇・一一一五六	〇・一〇〇六六	九・八
四二	〇・〇八七〇五	〇・〇七二五六	一六・六
四三	〇・〇六二一〇	〇・〇五一六九	一六・八
四四	〇・〇四〇七〇	〇・〇三四一九	一六・〇
四五	〇・〇二五二七	〇・〇一九九一	一一・二
四六	〇・〇一五〇九	〇・〇一一五九	二三・二
四七	〇・〇〇九六一	〇・〇〇六九八	二七・四
四八	〇・〇〇七〇九	〇・〇〇五〇七	二八・五
四九	〇・〇〇四六九	〇・〇〇四一三	一一・九
平均	〇・二一七四二	〇・二〇一三四	七・四

一 婚姻當り出生兒數を動かす要因として、婚姻者の年齢分布の状態のあ
 ることは言ふを要しないであらう。此の婚姻者の年齢分布状態中女子の場
 合に付て、本計算に於て用ひたもの、即ち昭和十年、十一年及び十三年の
 平均分布状態を試みに大正九年のそれに比較してみると、一五歳乃至二二
 歳の各歳に於ては例外なく、大正九年に本計算のものより多数の婚姻者の
 あることになつて居る。此の大正九年の場合に於けるが如き若い年齢の婚
 姻者數が多いことは、婚姻の平均繼續期間を長からしむる傾向を持つと共
 に、若い年齢に於ける出生率は比較的高いのであるから、他の事情が大體
 同じであるとすれば、當然一婚姻當り出生兒數は増加するのである。大正
 九年に於ける如き婚姻年齢分布に第三表の婚姻殘存率を適用すれば、其の
 平均婚姻繼續期間一九・五八年を得、昭和十年、十一年及び十三年の平均

婚姻年齢分布に依る場合に比し〇・二三年長く、又昭和十二年の有配偶女
 子年齢別出生率に依る其の一婚姻當り出生兒數は三・六六となり、〇・一一
 の増加を示すのである。依つて試みに女子婚姻者の年齢分布は大正九年の
 状態に依り、有配偶女子の年齢別出生率は大正十四年の率に依り、第三表
 に依つて四九歳迄殘存せる婚姻の一婚姻當り出生兒數を計算するに四・六
 八を得、出生力調査結果に依る四・六四なる値より大となるのである。

扱て、死亡の状態は昭和十年頃に於て、其の以前に比し改善せられ來た
 つて居るのであるから、本計算に於ける四九歳迄殘存せる婚姻の一婚姻當
 り出生兒數が四・一五となつて、出生力調査結果の値より年齢を上位にと
 れるにも拘はらず約〇・五〇低値となれることに付ては、年齢別出生率が
 低下せること、婚姻者の年齢分布が出生といふ見地から不利なものとなつ
 たことが其の主要の原因であること、以上述べたる所より明かであらう。

(四)

婚姻者の年齢分布が出生と重要な關係を有することは上述の如くである
 が、尙此の關係を明かならしむる爲、次の如き計算を行つてみた。即ち女
 子初婚者は總べて二五歳迄に結婚し、女子再婚者の年齢も之に應じて低下
 するとするならば、一婚姻當り出生兒數は現状態に比し幾何の多數を示す
 ことになるかの計算である。但し婚姻殘存の状況は第四表に従ふとする。

此の計算を行ふ爲に、先づ昭和十三年の婚姻統計に現はれた年齢別女子
 初婚者總數四九七、〇六二を其の内婚姻年齢二五歳以下なる者三七四、七一
 九の年齢分布に依つて按分したるものを以て、女子初婚者の年齢は最高二
 五歳なる場合に現はるべき年齢分布とする。此の分布は次の通りである。

年齢	女子初婚者数	年齢	女子初婚者数
一五歳	一、二二四	二一歳	七五、七五五
一六	四、六二九	二二	八一、九七六
一七	一三、一八〇	二三	七六、一六一
一八	二五、八四三	二四	六二、五八七
一九	四一、〇一五	二五	四八、五七一
二〇	六六、一三三		

此の年齢分布に於ける平均年齢は二一・六一九歳で、昭和十三年に於ける女子初婚者の平均婚姻年齢二四・四一四歳の八八・五%に當る。昭和十三年に於ける女子再婚者の總數四一、四一七(七〇歳以上を除く)の平均婚姻年齢は三六・〇六七歳となつて居るから、此の八八・五%に當る三二歳を以て、上記女子初婚者の年齢低下に應ずる女子再婚者の年齢低下と考へ、昭和十三年の女子再婚者の年齢分布を其の平均年齢を三二歳とするものに修正する。此の修正に依つて得る女子再婚者の年齢分布は次の如くである。

年齢	女子再婚者数	年齢	女子再婚者数
一五歳	一	二六歳	二、六二〇
一六	一一	二七	二、六九六
一七	三六	二八	二、七七三
一八	七五	二九	二、七四九
一九	二三一	三〇	二、五六二
二〇	三九五	三一	二、三九七
二一	六七四	三二	二、二八〇
二二	九九七	三三	二、〇四二
二三	一、二四九	三四	二、一一〇
二四	一、七二〇	三五	二、一〇四
二五	二、一〇一	三六	一、三二〇

婚姻と出生

年齢	最高初婚年齢二五歳トシテシタル女子婚姻者	年齢	最高初婚年齢二五歳トシタル女子婚姻者
三七	六三八	五四	一九六
三八	五六五	五五	一八五
三九	五六一	五六	一七一
四〇	五七五	五七	一五五
四一	四三五	五八	一六〇
四二	四七五	五九	一一一
四三	四三七	六〇	一一九
四四	四〇五	六一	九〇
四五	三八三	六二	九〇
四六	三四六	六三	七〇
四七	三二五	六四	五八
四八	三〇七	六五	四一
四九	三一三	六六	三四
五〇	二七五	六七	二七
五一	二四七	六八	一九
五二	二二六	六九	二三
五三	二一四		

此の女子再婚者分布中年齡四九歳迄の分を前記女子初婚者分布と各年齢毎に合計したるものを其の總數を一萬とする比例數に直して示せば次の如くである。

年齢	最高初婚年齢二五歳トシタル女子婚姻者	年齢	最高初婚年齢二五歳トシタル女子婚姻者
一五歳	二三	二二歳	一、四二六
一六	八七	二三	一、五四八
一七	二四七	二四	一、四四四
一八	四八四	二五	一、二〇〇
一九	七七〇	二六	九四五
二〇	一、二四一		四九

二七	五〇	三九	一〇
二八	五二	四〇	一一
二九	五一	四一	八
三〇	四八	四二	九
三一	四五	四三	八
三二	四三	四四	八
三三	三八	四五	七
三四	三九	四六	六
三五	三九	四七	六
三六	二五	四八	六
三七	一一	四九	六
三八	一一	計	一〇、〇〇〇

上表の女子婚姻者の年齢分布に前掲第四表及び第六表の數値を適用して、其の一婚姻當り出生兒數を求むるに三・九一となり、又其の平均婚姻持續年數は二〇・四〇年となつて、前記昭和十年、十一年及び十三年平均の女子婚姻者の年齢分布に依る場合に比し、兒數に於て〇・三六の増加（一〇％増）、持續年數に於て一・〇五年の増加（五％増）を示すのである。尙四九歳迄殘存せる婚姻者の一婚姻當り出生兒數は此の場合に於て四・六七となり、昭和十年、十一年及び十三年平均の女子婚姻者の年齢分布に依る場合に比し〇・五二の増加（一三％増）を示すのである。之に依れば女子婚姻者の年齢分布を此の如き迄變化せしむれば、其の年齢別出生率を改善せずとも、現状に於ける四九歳迄殘存せる婚姻者の一婚姻當り出生兒數を出生力調査結果の四・六四以上のものとなすことを得るを知るのである。

(五)

以上を要約すれば次の如くである。

- (イ) 昭和十年頃の人口動態の狀況下に於ては、一婚姻當り出生兒數は三五・五五で、其の平均婚姻繼續年數は一九・三五年である。
- (ロ) 右の場合妻が四九歳迄殘存せる婚姻に付て、其の一婚姻當り出生兒數を求むれば、四・一五となる。
- (ハ) (イ)に於ける女子婚姻者の婚姻年齢分布を大正九年當時のものに置換へ、他は同様とする場合に於ける一婚姻當り出生兒數は三・六六、此の場合に於て其の妻が四九歳迄殘存する婚姻の一婚姻當り出生兒數は四・二八である。
- (ニ) (イ)に於ける女子年齢別出生率を大正十四年當時のものに置換へ、他は同様とする場合に於ける妻が四九歳迄殘存する婚姻の一婚姻當り出生兒數は四・五三である。
- (ホ) (イ)に於ける女子婚姻者の婚姻年齢分布を大正九年當時のものに置換へ、更に其の女子年齢別出生率を大正十四年當時のものに置換へ、其の他は同様とする場合に於ける妻が四九歳迄殘存する婚姻の一婚姻當り出生兒數は四・六八である。
- (ヘ) 女子初婚者の最高婚姻年齢は二五歳、女子再婚者の婚姻年齢は之に應じて低下するも、他の事情は(イ)の場合と同様とする場合に期待せらるべき一婚姻當り出生兒數は三・九一、妻が四九歳迄殘存する婚姻の一婚姻當り出生兒數は四・六七である。

最近に於ける我が國死亡率の

若干の傾向 (豫報) (二)

館 上 窪
 稔 正 田
 夫 嘉 彰

目次

- 一 序
- 二 男子特殊死亡率 (以上前號掲載)
- 三 女子特殊死亡率

附 男女特殊死亡率比較

- (一) 總數 (一) 零歳死亡率 (二) 乳兒死亡率 (三) 一歳死亡率 (四) 二歳死亡率 (五) 三歳死亡率 (六) 四歳死亡率 (七) 五—九歳死亡率 (八) 一〇—一四歳死亡率 (九) 一五—一九歳死亡率 (一〇) 二〇—二四歳死亡率 (一一) 二五—二九歳死亡率 (一二) 三〇—三四歳死亡率 (一三) 三五—三九歳死亡率 (一四) 四〇—四九歳死亡率 (一五) 五〇—五九歳死亡率 (一六) 六〇歳以上死亡率 (以上本號掲載)

三 女子特殊死亡率

附 男女特殊死亡率比較

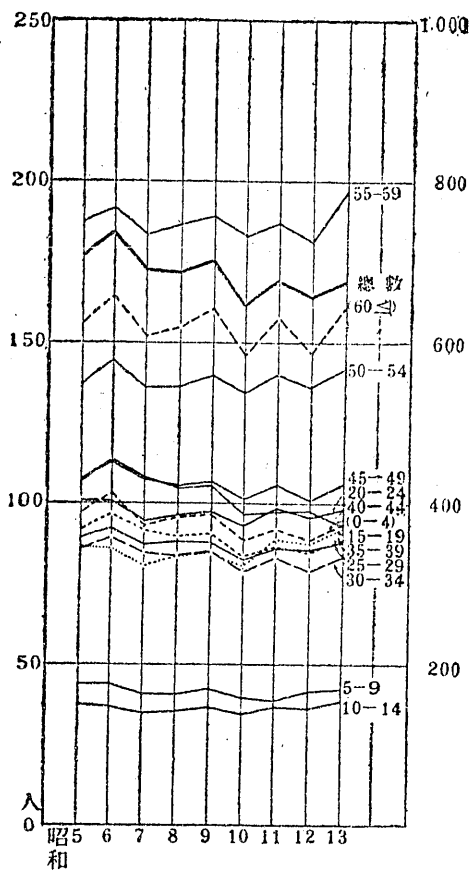
最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (二)

(1) 女子死亡率總數が男子のそれに比して常に低位に在ることは周知の通りである(第一表参照)。

(2) 第一表、第二表、第一九圖及第二〇圖の如く、特殊死亡率の全面に互つて相當顯著なる一上一下を繰り返してゐるが、總數に於ては全期間を通じて傾向として輕微なる下降を認めることが出来る。而して昭和六年(滿洲事變)を最高として昭和一〇年に至る迄、しかく顯著ではないが下降の傾向を認めることが出来る。昭和一〇年を轉期として昭和一〇年から昭和一三年に至る間に於ては最早低下の傾向を認め難いのであつて、輕微なる上昇、少くとも停頓状態と見なければならぬこと男子について記述したるところと殆んど同様である(第一圖及第二圖比較参照)。

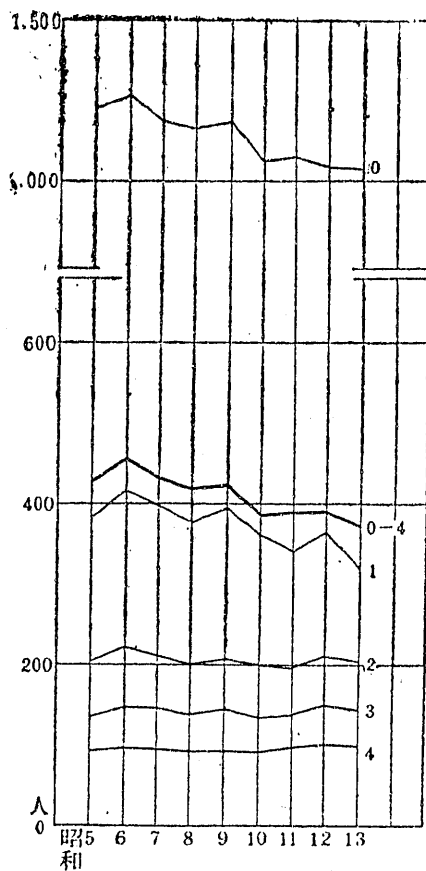
第一九圖 女五歳階級別死亡率の變動

(各年階級人口一〇、〇〇〇に付)



第二〇圖 女零歳及四歳以下幼兒死亡率の變動

(各歳人口一〇、〇〇〇に付)



(3) 後期に於て年齢別死亡率中特色ある傾向を示せるものを挙げれば次の如くである(第一表、第二表、第二九圖及第二〇圖参照)。

(イ) 男子死亡率と同様、零歳及一歳死亡率のみが低下を示し、爾餘の年齢階級に於ては何れも多少とも上昇の傾向を認めることが出来る。

(ロ) 特に上昇傾向の顯著なるものは、男子と同様、一五—一九歳であるが、以下女子に於ては一〇—一四歳、五—九歳、四歳及三歳の順位を以て上昇傾向が明かである。

(ハ) 二〇—二四歳、二五—二九歳及三〇—三四歳の壯年人口の死亡率の傾向は前期を通じて男子よりも女子に於て稍、低下の傾向著しきものがあつたが、後期に至つては男子と略、同様の停頓的傾向を示してゐる。

(ニ) 支那事變發生の昭和一二年から同一三年にかけて總數に於て稍、上昇を示してゐるが、此の間に於ける増加の特に顯著なる年齢階級は

四〇歳以上であつて、高次年齢に至る程上昇の度を加へてゐること男子と同様である。

(ホ) 後期に於ける死亡率總數の上昇傾向は比較的緩慢であるが、それには零歳及一歳の死亡率の低下が、爾餘の年齢階級に於ける上昇の傾向を打消してゐること之亦男子と同様である。

(4) 昭和一〇年の事實に就いて見るに、女總數の主要死因は、第三六表の通り、「呼吸器の結核」及「其の他の結核」を併せて一一%を超え第一位に上り、「腦出血、腦栓塞及腦血栓」が第二位を占めて九%を超えてゐる。以下「肺炎」及「老衰」夫々九%、「下痢及腸炎(二歳未満)」、「先天性弱質(一歳未満)」、「腎臟炎」及「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」夫々五%、「瘧、其の他の悪性腫瘍」及「其の他の消化器の疾患」夫々四%、「腦膜炎(結核性を除く)」及「不明の診断及不詳の原因」夫々三%といふ状態である。

今之を男子の主要死因と比較すれば(第三七表参照)、女子に於て特に「老衰」の割合多く、「先天性弱質」の地位が稍、低く、女子に於ては「不慮の傷害」が主要死因中に加はつて來ないのが特色である。爾餘の死因については概ね男子と同様である。

(5) 今、主要死因別死亡率を見れば(第三七表及第二二圖参照)。

(イ) 「結核」は男子に比し常に稍、低位を保つてゐるが、傾向は上昇。

(ロ) 「腦出血、腦栓塞及腦血栓」は男子に比し常に明かに低位を保ち、

傾向は男子と略、同様に顯著なる上昇。

(ハ) 「肺炎」は之亦男子に比し常に明かに低位を保ち、傾向は上昇。

(ニ) 「老衰」は男子に比し常に著しく高位を保ち、傾向は最も顯著なる

第三六表 女總數主要死因別死亡

死 因	實 數					割合
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二一年	昭和一三年	昭和一〇年	
總 數	五五八、三三七	五九二、四三三	五八三、七四四	六〇六、六六九	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
主 要 死 因	四〇四、六一一	四三三、五三三	四三三、六六六	四四三、五七七	七三・四五	七三・六八
一 一 及 二 二 結 核	六四、九三三	七二、六五五	七二、五八〇	七三、四四九	一三・三三	一三・一〇
一 一 呼 吸 器 の 結 核 (氣 管 及 氣 管 支 の 結 核 を 含 む)	四四、五五九	五〇、三三九	四九、三三三	五〇、一五五	八・二六	八・四九
一 二 其 の 他 の 結 核	一九、三五四	二二、三二六	三三、二四七	二三、二九四	三・〇七	三・六〇
三 三 腦 出 血、腦 栓 塞 及 腦 血 栓	五二、五七一	五三、八三九	五三、六四四	五三、八〇〇	九・三三	八・九二
四 八 肺 炎	四八、四〇二	五三、一七四	五〇、一九〇	五〇、一七二	八・六七	八・八一
七 八 老 衰	四七、一九四	五四、七四四	五〇、七四二	五八、六六六	八・四五	九・二四
五 二 下 痢 及 腸 炎 (二 歳 未 滿)	三〇、〇九六	三三、九七三	三三、二九五	二七、六六八	五・三九	五・七七
七 四 先 天 性 弱 質 (一 歳 未 滿)	二九、四二五	三〇、八七一	二六、六五八	二七、五五四	五・二七	五・二二
五 九 腎 臟 炎	二六、五三三	二九、六六一	二六、八三三	三二、三三七	五・一一	五・〇一
五 三 下 痢、腸 炎 及 腸 潰 瘍 (二 歳 以 上)	三六、五九三	二八、一三四	二九、五八三	三三、八五九	六・五三	五・〇八
一 八 癌、其 の 他 の 惡 性 腫 瘍	二四、三七七	二四、三七八	二四、八三六	二四、九四二	四・三六	四・二二
五 八 其 の 他 の 消 化 器 の 疾 患	一九、八四〇	二〇、五九七	二〇、七〇九	二二、五五九	三・五五	三・四八
三 〇 腦 膜 炎 (結 核 性 を 除 く)	一七、九四四	一七、六四三	一七、三三三	一五、五八九	三・二二	二・九八
八 五 不 明 の 診 斷 及 不 詳 の 原 因	一五、九四六	一七、八六五	一五、四七一	一七、三九二	二・八六	二・六六
其 の 他	一五、八〇六	一五、八八九	一五、九八八	一六、二九三	二・七五	二・八二

上昇。
 (ホ) 「下痢及腸炎(二歳未満)」は男子に比し常に明かに低位を保ち、傾向は低下。
 傾向は低下。

(ハ) 「先天性弱質」は男子に比し常に著しく低位を保ち、傾向は明瞭なる低下。
 (ト) 「腎臓炎」は男子に比し常に高位を保ち、傾向は微弱なる上昇。

(チ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は男子に比し常に高位を保ち、傾向は著しき上昇。

(リ) 「癌、其の他の悪性腫瘍」は男子に比し常に極めて僅かに低位を保ち、傾向は「不変」。
 (ヌ) 「其の他の消化器疾患」は男子に比し常に極めて僅かに高位を保ち、傾向は男子とは反對に軽度の上昇。

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (二)

第三七表 女總數主要死因別死亡率

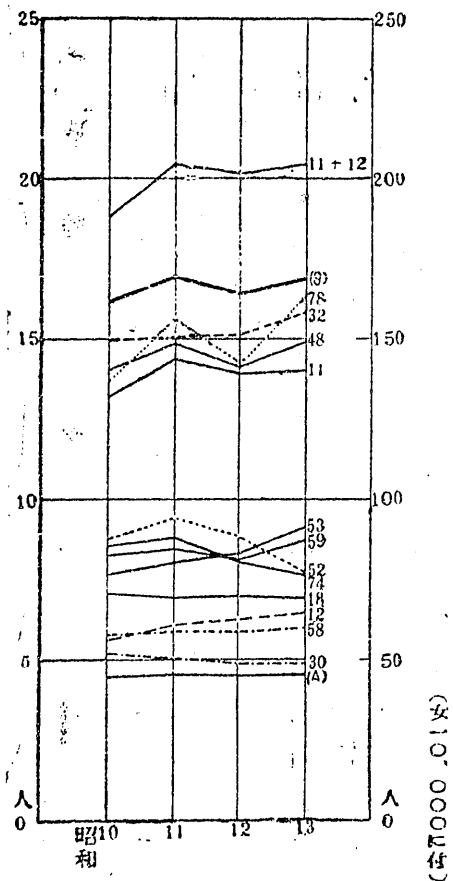
死 因	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年
總 數	126.75	126.33	124.03	126.91
主 要 死 因	127.00	123.76	127.07	123.86
一 一 及 一 二 結 核	18.80	20.82	20.26	20.85
一 一 呼 吸 器 の 結 核	13.20	14.77	13.91	14.00
一 二 其 の 他 の 結 核	5.61	6.05	6.35	6.85
三 二 腦 出 血 腦 栓 塞 及 腦 血 栓	14.94	15.08	15.33	15.83
四 八 肺 炎	14.03	14.99	14.33	14.95
七 八 老 衰	13.76	15.53	14.33	16.33
五 二 下 痢 及 腸 潰 瘍 (二 歲 未 滿)	8.73	9.41	8.62	7.71
七 四 先 天 性 弱 質	8.33	8.81	8.07	7.66
五 九 腎 臟 炎	8.36	8.47	8.44	8.72
五 三 下 痢 腸 炎 及 腸 潰 瘍 (二 歲 以 上)	7.65	8.03	8.33	9.14
一 八 癩 其 の 他 の 惡 性 腫 瘍	7.06	6.96	7.00	6.94
五 八 其 の 他 の 消 化 器 の 疾 患	5.75	5.88	5.83	6.00
三 〇 腦 膜 炎 (結 核 性 を 除 ぐ)	5.19	5.04	4.88	4.90
八 五 不 明 の 診 斷 及 不 詳 の 原 因	4.63	5.10	4.36	4.84
其 の 他	4.56	4.56	4.96	4.45

(ル) 「腦膜炎(結核性を除く)」は男子に比し常に低位を保ち、傾向は輕微なる低下。

(ヲ) 「不明の診断及不詳の原因」は男子に比し常に稍、低位を保ち、傾向は殆んど「不變」。

(ワ) 此の間に於ける死亡率上昇の傾向に積極的作用を及ぼしてゐるものは「腦出血、腦栓塞及腦血栓」「老衰」「結核」及「下痢、腸炎及腸

第二二圖 女總數主要死因の變動



一十一 結核
 一 一 呼吸器の結核(気管及気管支の淋菌膿を含む)
 一 二 其の他の結核
 三二 腦出血、腦栓塞及腦血栓
 四八 肺炎
 七八 老衰
 五二 下痢及腸炎(二歳未満)
 七四 先天性弱質(二歳未満)
 五九 腎臓炎
 五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)
 一八 癩、其の他の悪性腫瘍
 五八 其の他の消化器の疾患
 三〇 腦膜炎(結核性を除く)
 八五 不明の診断及不詳の原因
 A 其の他
 括弧を附せるは右側の目盛に據る
 潰瘍(二歳以上)の上昇であつて、此等は「先天性弱質」及「下痢及腸炎(二歳未満)」の著しき低下を相殺して尙且餘りあるものと云はねばならぬ。

二 零歳死亡率(乳兒死亡率)

(1) 女子の零歳死亡率は男子のそれに比し、各年次に亘つて低い(第一表参照)。

(2) 男子死亡率と同様、前期を通じて他の年齢階級に比し零歳死亡率の低下が最も顯著である。

(3) 男子死亡率と同様、後期に於て明瞭なる低下の傾向を示してゐるものは零歳死亡率のみである。但し其の程度は男子に比し稍著しきが如

第三八表 女零歳主要死因別死亡

死 因	實 數					割 合				
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年		
總 數	106,768	111,856	108,133	100,288	100.00	100.00	100.00	100.00		
主 要 死 因	75,123	79,092	77,126	71,455	70.35	70.62	70.51	71.31		
七四 先天性弱質(一歳未満)	29,455	30,722	26,656	27,354	27.35	27.70	27.36	27.45		
四八 肺 炎	18,568	18,701	18,720	18,955	17.75	16.76	17.86	18.90		
五二 下痢及腸炎(二歳未満)	16,406	20,499	18,450	17,255	17.25	18.35	17.05	17.20		
七七 其他の幼若乳兒固有の疾患(三箇月未満)	4,488	4,736	4,246	4,033	4.16	4.24	4.02	4.02		
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	4,333	4,195	3,925	3,630	4.06	3.85	3.77	3.63		
其 の 他	32,566	33,564	30,926	26,873	29.65	29.04	29.49	26.79		

る(第三八表及第六表比較参照)。

(6) 主要死因別死亡率を見れば(第三九表、第二二圖、第七表及第四圖比較参照)、各種死亡率ともに男子のそれに比し明かに低率であるが、傾向は殆んど男子と同様である。即ち、

(イ) 「先天性弱質(一歳未満)」の死亡率は零歳死亡率總數の傾向と類似はしてゐるが變動の幅は極めて狭少であり、低下の速度も極めて微弱

第三九表 女零歳主要死因別死亡率

(零歳女10,000に付)

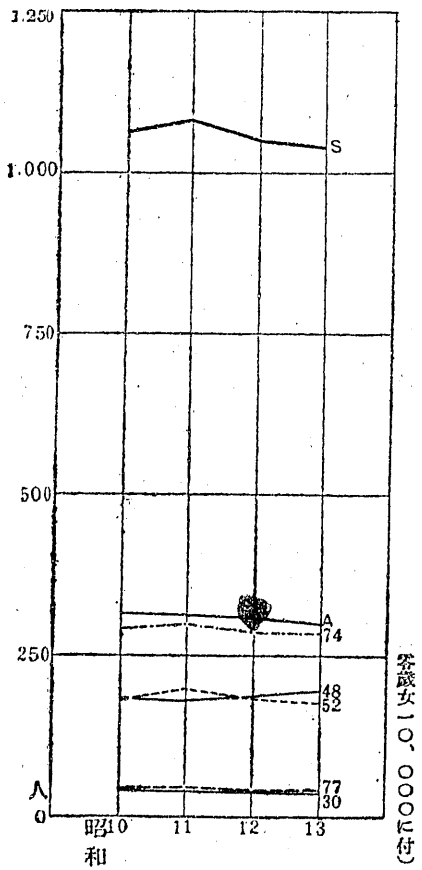
死 因	昭和一〇年					昭和一一年					昭和一二年					昭和一三年				
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年				
總 數	106.768	111.856	108.133	100.288	100.00	100.00	100.00	100.00	106.768	111.856	108.133	100.288	106.768	111.856	108.133	100.288				
主 要 死 因	75.123	79.092	77.126	71.455	70.35	70.62	70.51	71.31	75.123	79.092	77.126	71.455	75.123	79.092	77.126	71.455				
七四 先天性弱質(一歳未満)	29.455	30.722	26.656	27.354	27.35	27.70	27.36	27.45	29.455	30.722	26.656	27.354	29.455	30.722	26.656	27.354				
四八 肺 炎	18.568	18.701	18.720	18.955	17.75	16.76	17.86	18.90	18.568	18.701	18.720	18.955	18.568	18.701	18.720	18.955				
五二 下痢及腸炎(二歳未満)	16.406	20.499	18.450	17.255	17.25	18.35	17.05	17.20	16.406	20.499	18.450	17.255	16.406	20.499	18.450	17.255				
七七 其他の幼若乳兒固有の疾患(三箇月未満)	4.488	4.736	4.246	4.033	4.16	4.24	4.02	4.02	4.488	4.736	4.246	4.033	4.488	4.736	4.246	4.033				
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	4.333	4.195	3.925	3.630	4.06	3.85	3.77	3.63	4.333	4.195	3.925	3.630	4.333	4.195	3.925	3.630				
其 の 他	32.566	33.564	30.926	26.873	29.65	29.04	29.49	26.79	32.566	33.564	30.926	26.873	32.566	33.564	30.926	26.873				

くである。

(4) 後期に於ては零歳死亡率低下の速度は著しく緩慢になつてゐる。

(5) 主要死因を見るに、乳兒死亡の二七・六%の多きを占めるものは先天性弱質(一歳未満)であつて第一位を占め、「肺炎」が一七・三%にして第二位、「下痢及腸炎(二歳未満)」亦一七・三%で第三位を占め、以上三者を以て乳兒死亡の六二%を超え殆んど全く男子死亡率と同様であ

第二二圖 女零歳主要死因別死亡率の變動



零歳女10,000に付

(ハ) 「下痢及腸炎(二歳未満)」は零歳死亡率總數と殆んど同様の變動をみせてゐる。

(ニ) 「其の他の幼若乳兒固有の疾患(三箇月未満)」及「腦膜炎」は殆んど「不變」。

三 一歳死亡率

(1) 此の年齢に於ても女子の死亡率は男子に比し各年次に互つて低い(第一表参照)。

(2) 前期後期を通じて軽度の低下傾向を認めることが出来る。後期に於ける低下は不安定ではあるが、男子に比し稍々著しきかの如くである(第一表参照)。

(3) 主要死因の第一位を占めるものは「下痢及腸炎(二歳未満)」であつて三五%の多きに達し、「肺炎」之に亞いで二四%を示し、「下痢及腸炎」と共に一歳死亡の二大死因をなすこと殆んど全く男子と同様である。

であつて寧ろ「不變」に近き状態である。

(ロ) 「肺炎」死亡率のみは明かに上昇。

第四〇表 女一歳主要死因別死亡

死 因	實 數					割				
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年		
總 數	三三,九四三	三三,九三三	三三,二二六	三三,九八七	100.00	100.00	100.00	100.00		
主 要 死 因	三三,九三三	三三,九三三	三三,七四五	三三,九八七	100.00	100.00	100.00	100.00		
五二 下痢及腸炎(二歳未満)	二二,二六八	二二,四七三	二二,八八六	二二,四四五	六五.四五	六六.〇七	六八.五五	六六.〇六		
四八 肺 炎	八,〇五七	七,四七九	八,五〇六	七,六六八	二四.四六	二二.四五	二四.三三	二二.六七		
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	二,〇〇五	二,一三五	二,二七〇	一,九六一	六.九	六.六六	六.六六	六.六六		
四 脈 疹	一,八八六	九〇六	二,一〇〇	八〇〇	五.七二	二.八四	五.九	二.八八		
其 の 他	九,〇一〇	八,九三六	九,四四一	八,九四三	二七.六	二六.〇〇	二七.七	二九.〇五		

(第四〇表及第八表参照)。

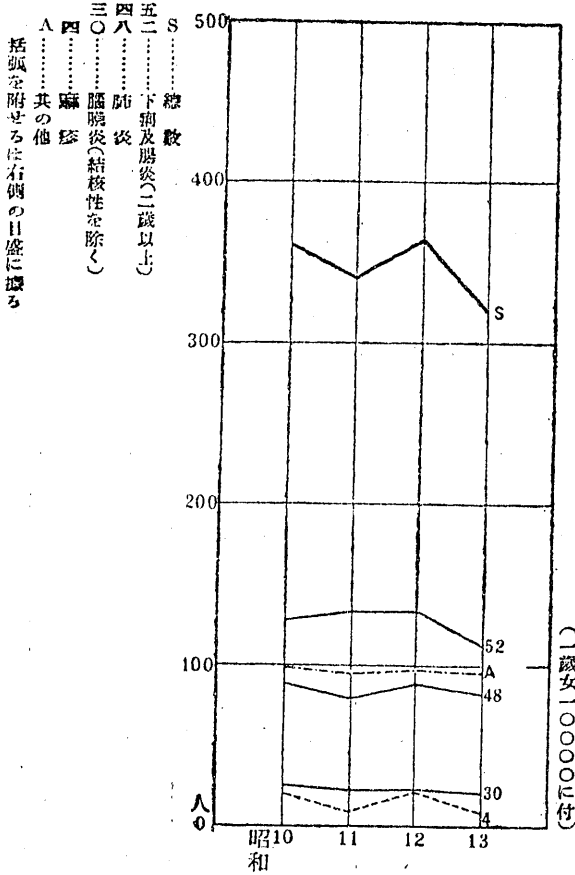
(4) 主要死因別死亡率を見るに(第四一表、第二三圖、第九表及第五圖参照)。

第四一表 女一歳主要死因別死亡率

死 因	昭和二年	昭和二年	昭和三年	昭和三年
總 數	三〇・七	三〇・七	三〇・七	三〇・七
主 要 死 因	二六・九	二四・三	二六・九	二六・九
五二 下痢及腸炎(二歳未満)	二七・六	一三・〇	二二・七	二二・七
四八 肺 炎	八・三	七・九	八・三	八・三
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	二五・三	三三・七	二二・六	二〇・六
四 麻 疹	三〇・三	九・六	三・〇	九・〇
其 他	九・六	九・六	九・六	九・六

(一歳女10,000に付)

第二三圖 女一歳主要死因死亡率の變動



「麻疹」の死亡率が女子に於ては男子に比し稍、高いのを除外すれば爾餘

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (一)

の各種死亡率は何れも男子に比し若干低い。然し傾向は何れも殆んど全く男子と同様である。即ち、

(イ) 「下痢及腸炎(二歳未満)」は昭和一〇年から同一二年迄僅かに上昇してゐるが同一三年に至つて相當顯著に低下を示してゐる。

(ロ) 「肺炎」は殆んど「不變」乃至は微かに上昇。

(ハ) 「腦膜炎(結核性を除く)」は輕微な低下。

(ニ) 「麻疹」は明瞭な隔年性を示してゐるが傾向としては微細なる低下。

四 二歳死亡率

(1) 此の年齢に於ても女子の死亡率は男子に比し各年次に互つて低い。

但し、男女死亡率の懸隔は零歳及一歳に比し遙かに接近を示してゐる(第一表参照)。

(2) 前期に於ては輕度なる低下が認められるが、後期に於ては稍、上昇の傾向を見出すことが出来る。此等の傾向は男子と殆んど同様である(第一表参照)。

(3) 主要死因の第一位は「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」であつて二一%に達し、第二位の「肺炎」は一七%、「赤痢及疫痢」及「腦膜炎(結核性を除く)」が之に亞ぎ夫々一〇%を稍、超えてゐる。以上の死因の割合は男子に比し何れも稍、大であるが、「不慮の傷害」は男子に比し稍、低(第四二表及第一〇表参照)。

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第四三表、第二四圖、第一一表及第六圖参照)、「肺炎」の死亡率が男子に比し稍、高いのを除けば爾餘の死因別死

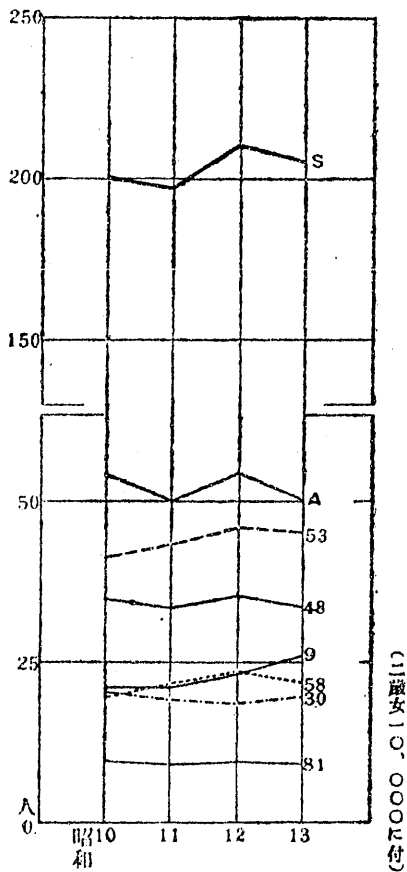
第四二表 女二歳主要死因別死亡

死	因	實					割	合
		昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年		
總	數	二八,三六六	一七,四六六	一九,一三三	一九,三三三	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	
主	要	一三,四四四	一五,〇六六	一四,一七六	一四,三三三	七三.〇一	七四.〇八	
五三	下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	三,七六九	三,八三三	四,一七九	四,二三三	一〇.六二	一一.八〇	
四八	肺 炎	三,一七二	二,六九二	三,三三三	三,一四一	一〇.四三	一〇.六四	
九	赤 痢 及 疫 痢	一,〇六六	一,八六一	二,〇九六	二,四二一	三.六九	三.八〇	
三〇	腦 膜 炎(結核性を除く)	一,八五五	一,六九二	一,六八八	一,八三三	六.五二	六.八二	
五八	其の他の消化器の疾患	一,七七一	一,九二二	二,一三七	二,〇三七	六.一七	六.二七	
八一	不慮の傷害	八四四	八〇九	八六一	八五四	二.九三	三.〇二	
其	の 他	四,九四四	四,四二〇	四,九五九	四,七〇一	一六.九二	一七.五二	

第四三表 女二歳主要死因別死亡率

死	因	昭和一〇年			昭和一一年			昭和一二年			昭和一三年		
		數	率	割	數	率	割	數	率	割	數	率	割
總	數	二九,九二二	一七.七〇〇	一〇〇.〇〇	二〇,九二二	一〇.〇〇〇	一〇〇.〇〇	二〇,〇〇〇	一〇.〇〇〇	一〇〇.〇〇	二〇,〇〇〇	一〇.〇〇〇	一〇〇.〇〇
主	要	一四,五九六	一四.七三三	一五.五三三	一五,〇六六	一五.五三三	一五.五三三	一四,一七六	一四.一七六	一四.一七六	一四,三三三	一四.三三三	一四.三三三
五三	下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	四,三三三	四.三三三	四.三三三	四,五八五	四.五八五	四.五八五	四,二二二	四.二二二	四.二二二	四,二二二	四.二二二	四.二二二
四八	肺 炎	三,〇六六	三.〇六六	三.〇六六	三,二二二	三.二二二	三.二二二	三,三三三	三.三三三	三.三三三	三,一四一	三.一四一	三.一四一
九	赤 痢 及 疫 痢	二,〇八五	二.〇八五	二.〇八五	二,二二二	二.二二二	二.二二二	二,四二一	二.四二一	二.四二一	二,四二一	二.四二一	二.四二一
三〇	腦 膜 炎(結核性を除く)	二,〇三九	二.〇三九	二.〇三九	二,八五三	二.八五三	二.八五三	二,九二二	二.九二二	二.九二二	二,九二二	二.九二二	二.九二二
五八	其の他の消化器の疾患	一,九二二	一.九二二	一.九二二	二,〇〇〇	二.〇〇〇	二.〇〇〇	二,一三七	二.一三七	二.一三七	二,〇三七	二.〇三七	二.〇三七
八一	不慮の傷害	九二二	九.二二二	九.二二二	九,四二二	九.四二二	九.四二二	九,二二二	九.二二二	九.二二二	九,二二二	九.二二二	九.二二二
其	の 他	五,九七二	五.九七二	五.九七二	五,四二一	五.四二一	五.四二一	五,〇〇〇	五.〇〇〇	五.〇〇〇	五,〇〇〇	五.〇〇〇	五.〇〇〇

第二五圖 女二歳主要死因別死亡率の變動



別死亡率は何れも男子より僅かに低い。然し、傾向は何れも之亦男子のそれと極めて類似してゐる。

(イ)「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は漸次上昇。

五三……………下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)
 四八……………肺炎
 九……………赤痢及疫痢
 三〇……………脳膜炎(結核性を除く)
 五八……………其の他の消化器の疾患
 八一……………不慮の傷害
 A……………其の他

折弧を附せるは右側の目盛に據る

(ロ) 「肺炎」は殆んど「不變」。

(ハ) 「赤痢及疫痢」は相當顯著なる上昇。

(ニ) 「其の他の消化器の疾患」は昭和一二二年迄上昇してゐるが同一三年には若干低下。

(ホ) 「脳膜炎(結核性を除く)」及「不慮の傷害」は殆んど「不變」。

五 三歳死亡率

(1) 此の年齢に至つては、男子及女子間の死亡率の差は殆んど消失して、寧ろ稍、女子の死亡率の方が高位を示すに至つてゐる(第一表参照)。

第四四表 女三歳主要死因別死亡

死 因	實 數					割 合				
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年		
總 數	三,〇九二	三,四四五	三,〇七七	三,一九六六	100.00	100.00	100.00	100.00		
主 要 死 因	八,六八二	九,三三三	九,〇〇四	九,六六九	七二・七六	七四・三三	七三・四四	七四・六三		
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	二,四三五	二,六六三	二,六六七	二,八一一	二〇・〇四	二二・五九	二二・六二	二二・七〇		
九 赤 痢 及 疫 痢	一,八八九	二,〇四四	二,五五五	二,四九九	一五・六二	六〇・三九	一七・三三	一八・六〇		
四八 肺 炎	一,五六六	一,五九二	一,六二七	一,五〇六	一三・一一	三三・八七	一三・三三	一六・六三		
三〇 腦 炎(結核性を除く)	一,三九四	一,四六六	一,三三六	一,四〇三	一三・五三	三三・八七	一〇・四四	一〇・八三		
五八 其の他の消化器の疾患	九二三	九八二	九六六	九七七	七・五五	七・九〇	七・三三	七・五〇		
八一 不 慮 の 傷 害	四七五	五二八	四八五	五〇三	三・九三	四・一七	三・七一	三・八八		
其 の 他	三,四一七	三,二〇四	三,四七三	三,二六七	一六・二四	二五・六六	二六・五五	二五・七三		

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第四五表、第二五圖、第一三表及第七圖参照)

(イ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は殆んど男子と同様の高さを示し、傾向は明瞭なる上昇。

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (二二)

(2) 前期に於ける傾向は殆んど「不變」であるが、後期に至つて稍、明瞭なる上昇を示し、男子の傾向と極めて類似してゐる。

(3) 主要死因の第一位は二歳と同じく「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」であつて二〇%に達し、第二位の「赤痢及疫痢」は一六%、「肺炎」一三%、「脳膜炎(結核性を除く)」一二%、「其の他の消化器の疾患」八%、「不慮の傷害」四%と云ふ順位である。男子に比し女子に於ては、「脳膜炎」と「肺炎」とが地位を轉換し、「不慮の傷害」は男子に比し女子に於て低い(第四四表参照)。

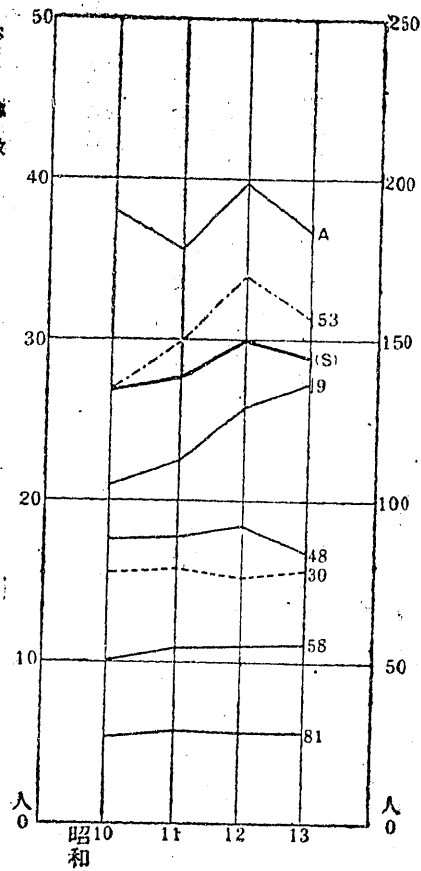
(ロ) 「赤痢及疫痢」も殆んど男子と同様の高さを示し、傾向は主要死因別死亡率中最も著しい上昇。

(ハ) 「肺炎」は男子に比し常に明かに上位を示し、傾向は男子と異つて

第四五表 女三歳主要死因別死亡率

死因	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年
總數	三三〇・八	二六・三	一四九・六	一四四・六
主要死因	九六・五〇	一〇三・五	一〇九・六	一〇七・九〇
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍	二六・九五	二九・八五	三三・九	三三・七
九 赤痢及疫痢	三三・〇〇	三三・五	三三・八〇	二七・三
四八 肺炎	一七・六三	一七・九	一八・五	一六・八一
三〇 腦膜炎(結核性を除く)	一五・四九	一五・七五	一五・一九	一五・六六
五八 其の他の消化器の疾患	一〇・二五	一〇・二一	一〇・九五	一一・三
八一 不慮の傷害	五・六	五・七六	五・五五	五・六一
其の他の傷害	七・六	三・六三	五・七	三・六

第二五圖 女三歳主要死因別死亡率の變動



S.....總數
 五三.....下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)
 九.....赤痢及疫痢
 四八.....肺炎
 三〇.....腦膜炎(結核性を除く)
 五八.....其の他の消化器の疾患
 八一.....不慮の傷害
 A.....其の他
 紙弧を附せるは右側の目盛に據る

殆んど「不變」。

(ニ) 「腦膜炎(結核性を除く)」も亦男子に比し常に高く、傾向は男子と同様殆んど「不變」。

(ホ) 「其の他の消化器の疾患」は男子と同様なる高さを示し、傾向は輕度の上昇。

(ヘ) 「不慮の傷害」は男子に比し明かに低く、傾向としては殆んど「不變」。

六 四歳死亡率

(1) 此の年齢に於ても女子の死亡率の方が高率を示してゐるが、男子及女子間の差は三歳死亡率に於けるよりも甚だしい(第一表参照)。

(2) 前期に於ける傾向線は極めてなだらかな「上方に凸」の圓弧を描いてゐるが、後期に至つて稍、上昇を示してゐることは男子の傾向と類似してゐる。

(3) 主要死因の第一位は二歳及三歳と同様に「下痢腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」であつて一八%を示し、第二位以下は、「赤痢及疫痢」の一六%、「肺炎」一三%、「腦膜炎(結核性を除く)」一二%、「其の他の消化器の疾患」六%が三歳と同様の順位を以て之に續いて居り、これらは何れも男子に比し稍、高率を示してゐる。これに次ぐものは「結核」の五%で、男子に於ける「不慮の傷害」、「腎臓炎」と其の地位を轉換してゐることは注目に値する(第四六表参照)。

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第四七表及第二六圖、第一五表及第八圖参照)。

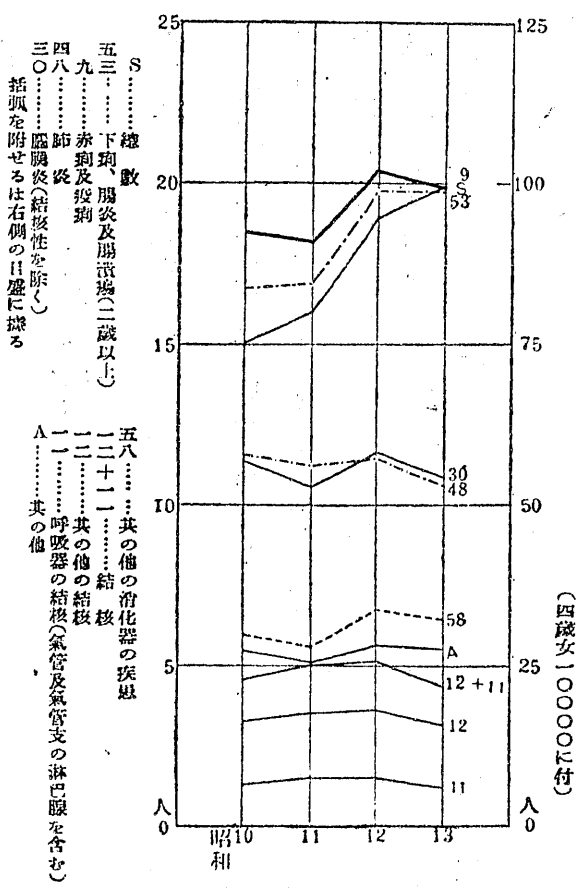
第四六表 女四歳主要死因別死亡率

死 因	實 數					割				
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二一年	昭和一三年	合	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二一年	昭和一三年	合
總 數	八,一七五	八,〇三二	九,〇三三	八,六六〇	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
主 要 死 因	五,七四三	五,八〇四	六,四三〇	六,一三三	70.26	70.26	71.25	70.33	71.18	70.78
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一,四七五	一,〇三三	一,七三三	一,六六一	18.04	18.04	19.06	18.61	19.06	18.61
九 赤痢及疫痢	一,三三九	一,四三三	一,七六二	一,七三〇	16.26	16.26	19.52	17.67	18.05	17.67
四八 肺 炎	一,〇三三	九九六	一,〇一〇	九三三	12.51	12.51	11.07	10.86	11.07	10.86
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	一,〇〇五	九四〇	一,〇三三	九三三	12.29	12.29	11.33	11.07	11.33	11.07
五八 其他の消化器の疾患	五三三	四九三	六〇一	五八八	6.52	6.52	6.65	6.83	6.52	6.52
一二及一一 結 核	四〇〇	四四五	四五五	三七八	4.89	4.89	5.03	4.41	4.89	4.89
一一 其の他の結核	二六六	三三三	三三三	二七四	3.25	3.25	3.69	3.17	3.25	3.25
一一 呼吸器の結核(氣管及氣管支の 淋巴腺を含む)	一三四	一二三	一二二	一〇四	1.27	1.27	1.34	1.25	1.27	1.27
其の他	二,四〇三	二,二六六	二,五〇三	二,三六七	29.00	29.00	27.10	27.07	27.63	27.63

第四七表 女四歳主要死因別死亡率

死 因	實 數			(四歳女一〇,〇〇〇に付)
	昭和一〇年	昭和一二一年	昭和一三年	
總 數	九,二四三	九,〇七六	九,九七〇	100.00
主 要 死 因	六,五三二	六,五〇六	七,一七四	71.00
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一,六七三	一,六八八	一,九四九	19.99
九 赤痢及疫痢	一,五〇六	一,六〇三	一,九〇三	20.70
四八 肺 炎	二,二六九	二,二〇〇	二,〇六一	22.39
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	二,二六九	二,一〇三	二,〇六八	23.57
五八 其他の消化器の疾患	五九四	五七七	六七六	7.32
一二及一一 結 核	四三三	五〇〇	四三六	4.71
一一 其の他の結核	三三四	三五一	三二七	3.54
一一 呼吸器の結核	一三九	一五〇	一三〇	1.51
其の他	三,七一一	三,五七〇	三,七九五	41.29

第二六圖 女四歳主要死因別死亡率の變動



最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (一一)

(イ)「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は男子よりも常に稍、高率を示し、傾向は男子と同様明瞭なる上昇。

(ロ)「赤痢及疫痢」も男子より稍、高率を示し、主要死因別死亡率中最も著しき上昇。

(ハ)「肺炎」も男子に比し高率を示してゐるが、傾向としては輕微な下降を示す。

(ニ)「腦膜炎(結核性を除く)」は男子と殆んど同様の率を示し、相當上下してゐるが、傾向としては殆んど「不變」。

(ホ)「其の他の消化器の疾患」は男子に比し稍、高率を示し、輕度の上

(ハ)「結核」は傾向としては殆んど「不變」。

七 五―九歳死亡率

(1) 昭和一〇年及同一一年を除いて爾餘の年次に於ては男子に比し女子死亡率の方が稍、高い(第一表参照)。此の年齢階級内に於て男女死亡率の轉換が行はれてゐるから、更に之を各歳別に一瞥を投ずる必要がある。後期について見れば、五歳の死亡率は女子は男子に比し高く、六歳に於ては年次によつて相交代し、七歳、八歳及九歳に於ては一般に男子の方

第四八表 女五―九歳主要死因別死亡

死 因	實 數					割 合				
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二一年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二一年	昭和一三年		
總 數	1,677	1,780	1,708	1,877	100.00	100.00	100.00	100.00		
主 要 死 因										
一 二 及 一 一 結 核	1,345	1,180	1,333	1,348	79.9	66.3	77.5	71.9		
一 二 其 他 の 結 核	308	2,080	2,108	2,088	18.4	116.1	123.4	112.3		
一 一 呼 吸 器 の 結 核 (氣 管 及 氣 管 支 の 結 核 等 を 含 む)	75	1,338	1,351	1,770	4.5	77.4	78.7	103.1		
三 〇 腦 膜 炎 (結 核 性 を 除 く)	300	1,877	1,270	3,125	17.9	111.8	74.9	156.5		
五 三 下 痢、腸 炎 及 腸 潰 瘍 (二 歳 以 上)	180	1,873	2,122	2,384	10.7	108.7	124.2	136.2		
四 八 肺 炎	177	1,705	1,272	1,892	10.5	101.9	74.5	100.1		
九 赤 痢 及 疫 痢	135	1,070	1,333	2,332	8.0	63.5	77.9	133.5		
五 八 其 他 の 消 化 器 の 疾 患	124	1,131	1,328	1,352	7.4	67.1	77.2	79.1		
五 九 腎 臟 炎	95	926	1,001	978	5.7	55.3	58.8	57.5		
八 一 不 慮 の 傷 害	68	121	77	88	4.0	7.2	4.5	5.2		
其 他	52	60	61	52	3.1	3.6	3.5	3.1		

が稍、高き傾がある(第二表参照)。

(2) 前期に於ける傾向は極めて微弱なる低下を辛ふじて認め得る程度であるが、後期に於ては明瞭なる上昇を示してゐること男子と殆んど同様である。

(3) 後期について第二表に據つて之を各歳別に見るに、特に顯著なる上昇を認め得るのは五歳の死亡率であつて此の點男子と同様である。此の年齢の死亡率は前期を通じて上昇を示し更に後期に於ても上述の如く上昇を繼續してゐるのであつて頗る注意を要する。五歳に亞いで九歳に於て稍、上昇の傾向を認めるが爾餘の年齢に於ては殆んど「不變」と見てよい。従つて五―九歳の死亡率の上昇は主として五歳の上昇によると見

第四九表 女五―九歳主要死因別死亡率

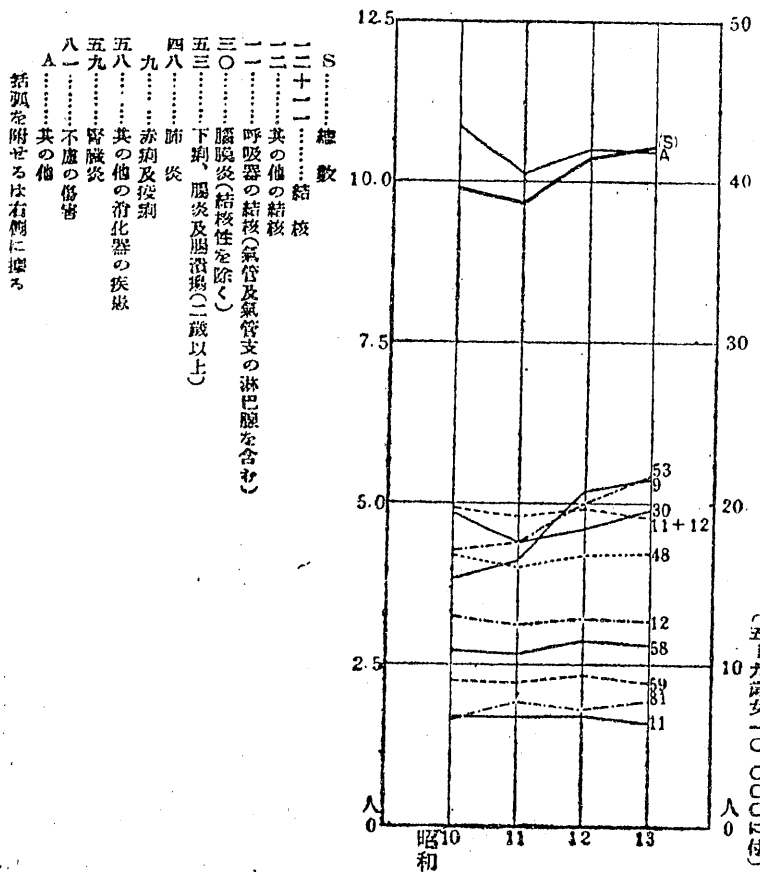
(五―九歳女一〇,〇〇〇人付)

死 因	昭和二年	昭和三年	昭和三年
總 數	元・六	元・七	四・三
主 要 死 因	二・七	二・六	三・七
一 二 及 一 一 結 核	四・四	四・八	四・七
一 二 其 他 の 結 核	三・五	三・三	三・九
一 一 呼 吸 器 の 結 核 (氣 管 及 氣 管 支 等 含 む)	一・六	一・六	一・六
三 〇 腦 膜 炎 (結 核 性 を 除 ぐ)	四・七	四・四	四・九
五 三 下 痢、腸 炎 及 腸 潰 瘍 (二 歳 以 上)	四・七	四・〇	五・四
四 八 肺 炎	四・九	四・〇	四・三
九 赤 痢 及 疫 痢	三・八	四・二	五・六
五 八 其 他 の 消 化 器 の 疾 患	二・七	二・六	二・八
五 九 腎 臟 炎	二・五	二・三	二・三
八 一 不 慮 の 傷 害	一・六	一・九	一・九
其 他	一〇・六	一〇・三	一〇・七

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (一)

第二七圖 女五―九歳主要死因別死亡率の變動

(五―九歳女一〇,〇〇〇人付)



られる。

(4) 此の年齢階級の主要死因の第一位を占めるものは「結核」であつて一二%を示し、第二位の「腦膜炎(結核性を除く)」亦約一二%、「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」及「肺炎」夫々一一%、「赤痢及疫痢」一〇%、「其の他の消化器の疾患」七%、「腎臓炎」六%、及「不慮の傷害」四%である(第四八表参照)。男子に比し特に著しき差異の認められるのは、女子に於ては「不慮の傷害」の地位が著しく下つてゐることである(第一六表比較参照)。

(5) 主要死因別死亡率を見るに(第四九表、第二七圖、第一七表及第九圖參照)。

(ハ) 「其の他の消化器の疾患」も亦男子に比し常に高く、傾向は、男子と同様、輕微なる上昇。

(イ) 「結核」は男子に比し常に稍高く、傾向は男子同様「不變」。

(ト) 「腎臟炎」は男子に比し低く、傾向は「不變」。

(ロ) 「腦膜炎」(結核性を除く)は男子に比し僅かに低く、傾向は、男子に於ては低下を示してゐるが、女子に於ては相當明瞭なる上昇。

(チ) 「不慮の傷害」は男子に比し著しく低く、傾向は輕微なる上昇。

(ハ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は常に男子に比して高く、傾向は、男子と同様に、顯著なる上昇。

(六) 後期に於て五―九歳死亡率を高めてゐるものは「赤痢及疫痢」「下痢、腸炎及腸潰瘍」及「腦膜炎」に之を歸することが出来る。

(ニ) 「肺炎」も亦男子に比し常に高く、傾向は殆んど「不變」。

八一〇―一四歳死亡率

(ホ) 「赤痢及疫痢」も亦男子に比して常に高く、傾向は、男子と同様、最も著しき上昇。

(一) 此の年齢階級に至つて男子に比し女子死亡率が明かに高くなる(第一表參照)。

第五〇表 女一〇―一四歳主要死因別死亡

死 因	實 數					制 割				
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二一年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二一年	昭和一三年		
總 數	三、一四四	一四、三四四	一四、五五〇	一五、五六一	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇		
主 要 死 因	九、六三三	一〇、六八八	一〇、七三三	一一、九八一	七〇・四五	七〇・二〇	七〇・五五	七〇・三三		
一 二 及 一 二 結 核	五、三六六	五、九二二	五、九二〇	六、〇九〇	四〇・〇九	四一・四四	四〇・九七	四一・六六		
一 一 呼 吸 器 の 結 核 (氣 管 及 氣 管 支、淋 巴 腺 を 含 む)	三、三三三	三、五九九	三、五三三	三、六五五	二四・六一	二五・〇九	二四・七七	二五・三〇		
一 二 其 の 他 の 結 核	二、〇三三	二、三六六	二、三六六	二、四三三	一五・四四	一六・三三	一六・六〇	一五・九六		
三 〇 腦 膜 炎 (結 核 性 を 除 く)	九、九六	九、九六	一〇、一一一	一〇、一三三	七・四四	七・四五	七・〇〇	七・二九		
五 八 其 の 他 の 消 化 器 の 疾 患	九、六一	一〇、〇四一	一〇、一七三	一〇、三三〇	七・三三	七・四四	七・三三	七・八三		
四 八 肺 炎	八、〇四	八、七七一	八、五五	九、三三	六・三三	六・〇九	六・二二	六・二五		
五 九 腎 臟 炎	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇一〇	一、〇一五	四・六六	四・一七	四・二九	四・六六		
四 九 肋 膜 炎	五、五五	五、五五	六、一一一	六、二二	四・〇九	四・一五	四・一〇	四・八五		
五 三 下 痢、腸 炎 及 腸 潰 瘍 (二 歳 以 上)	五、五五	五、五五	五、五五	六、六六	三・八六	三・六六	三・九六	四・三九		
其 の 他	三、二九〇	三、二九六	三、二七三	三、〇一一	二六・五五	二六・一〇	二五・五五	二五・八七		

第二表について見るに此の間各年齢共に女子が高いが、その差は後年齢に至る程著し。

(2) 前期を通じて稍、明かに下降の傾向を示してゐるが、後期に於ては五―九歳と略、同様の明瞭なる上昇を認めることが出来る。此の傾向は男子と極めて類似してゐる。

(3) 後期について第二表に據つて之を各歳別に見るに、各歳共略「同様に比較的軽度の上昇を示してゐる。

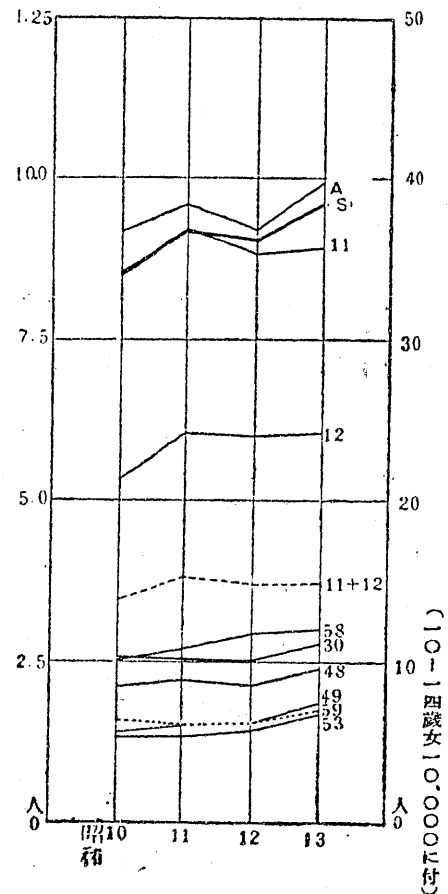
(4) 此の年齢階級の主要死因の第一位を占めるものは「結核」であつて四〇%の多きに達し、以下順次「脳膜炎(結核性を除く)」及「その他の消化器の疾患」夫々七%、「肺炎」六%、「腎臓炎」五%、「肋膜炎」及「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」夫々四%である(第五〇表参照)。男

第五一表 女一〇―一四歳主要死因別死亡率

死 因	(一〇―一四歳女一〇,〇〇〇人付)			
	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
總 數	三三・五	三六・三	三六・四	三六・四
主 要 死 因	三三・五	二七・五	三六・九	二八・四
一 一 一 結 核	一三・八	一五・三	一四・八	一四・六
一 一 二 呼吸器の結核(氣管及氣管支の結核を含む)	八・四	九・二	八・八	八・九
一 一 三 其の他の結核	五・三	六・五	六・〇	六・五
一 二 〇 腦膜炎(結核性を除く)	二・七	二・五	二・五	二・九
一 二 一 其の他の結核	二・五	二・九	二・四	三・〇
一 二 二 其の他の結核	二・二	二・三	二・四	二・四
一 二 三 其の他の結核	一・五	一・四	一・五	一・七
一 二 四 其の他の結核	一・四	一・五	一・五	一・六
一 二 五 其の他の結核	一・三	一・三	一・三	一・六
一 二 六 其の他の結核	九・六	九・九	九・三	九・九

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (二)

第二八圖 女一〇―一四歳主要死因別死亡率の變動



一 一 一 總數
一 一 二 結核
一 一 三 呼吸器の結核(氣管及氣管支の結核を含む)
一 一 四 其の他の結核
一 二 〇 腦膜炎(結核性を除く)
一 二 一 其の他の結核
一 二 二 其の他の結核
一 二 三 其の他の結核
一 二 四 其の他の結核
一 二 五 其の他の結核
一 二 六 其の他の結核
一 二 七 其の他の結核
一 二 八 其の他の結核
一 二 九 其の他の結核
一 三 〇 其の他の結核
一 三 一 其の他の結核
一 三 二 其の他の結核
一 三 三 其の他の結核
一 三 四 其の他の結核
一 三 五 其の他の結核
一 三 六 其の他の結核
一 三 七 其の他の結核
一 三 八 其の他の結核
一 三 九 其の他の結核
一 四 〇 其の他の結核
括弧を附せるは右側の目盛に據る

子に比し女子に於ては主要死因は「結核」に對して集中的である。男子主要死因中「不慮の傷害」「膿毒症及敗血症」及心臟疾患は女子主要死因中には入つて來ない(第一八表比較参照)。

(5) 主要死因別死亡率を見るに(第五一表、第二八圖、第一九表及第一〇圖参照)。

(イ) 「結核」は男子に比し著しく高く二倍以上の高率に達してゐることは注目し得る。傾向は軽度の上昇。

(ロ) 「脳膜炎(結核性を除く)」は男子と略、同様の高さを示し、傾向

は男子同様軽度の上昇。

(ハ) 「其の他の消化器の疾患」は男子に比し明かに高く、傾向は上昇。

(ニ) 「肺炎」も亦男子に比し高く、傾向は軽度の上昇。

(ホ) 「腎臓炎」も亦男子に比し高く、傾向は軽度の上昇。

(ヘ) 「肋膜炎」は男子に於ては主要死因中に入つてゐない。傾向は上昇。

(ト) 「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は男子に比して僅かに高く、傾向は男子同様上昇。

九 一五—一九歳死亡率

(1) 此の年齢階級に於ても男子に比し女子死亡率が明かに高い(第一表参照)。

第五二表 女一五—一九歳主要死因別死亡

死 因	實 數					割 合				
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年		
總 數	三六、五五五	三九、七三九	四〇、二四二	三九、七六六	100.00	100.00	100.00	100.00		
主 要 死 因	一九、四七二	二〇、二四四	二〇、二四二	二〇、二四四	五三.16	五〇.93	五〇.80	五〇.93		
一 一 及 二 結 核	一四、一〇一	一六、四一八	一七、〇七二	一七、七六六	三八.58	四〇.82	四〇.80	四〇.82		
一 一 呼 吸 器 の 結 核 (氣 管 及 氣 管 支 の 淋 巴 腺 を 含 む)	一〇、一四四	一一、五七九	一一、二九六	一一、一七二	二七.73	二十九.67	二十八.77	二十八.77		
一 二 其 の 他 の 結 核	四、〇六八	四、八三九	五、二四四	五、四七九	一一.01	一二.26	一三.03	一三.95		
五 八 其 の 他 の 消 化 器 の 疾 患	一、六六八	一、八三三	一、九三三	二、一三八	四.56	四.63	四.74	五.48		
四 九 肋 膜 炎	一、四〇〇	一、六一一	一、六六八	一、〇三九	三.83	三.55	四.17	二.63		
四 八 肺 炎	一、一六三	一、三三三	一、三三〇	一、一五三	三.18	三.35	三.30	二.90		
三 〇 腦 膜 炎 (結 核 性 を 除 く)	八九〇	九八八	一、〇〇五	一、一六九	二.43	二.48	二.40	二.94		
其 の 他	七、〇六四	七、四七五	七、二〇六	七、九四四	十九.00	十八.81	十八.91	二十.00		

第二表について見るに此の間各年齢共に女子が高いが、一〇—一四歳とは逆に、その差は後年齢に至る程少くなつてゐる。

(2) 前期に於ては低下の傾向を認めることが出来るが、後期に於ては、男子と同様、他の年齢階級に比し最も顯著なる上昇を示してゐる。

(3) 後期について之を各歳別に見るに(第二表参照)、特に顯著なる上昇を示してゐるのは一五歳、一九歳及一七歳である。

(4) 主要死因第一位の「結核」は此の年齢階級に至つて著しく其の地位を擴大し、五四%の多きに達してゐる。第二位は「其の他の消化器の疾患」であるが割合を著しく減じて六%、以下、「肋膜炎」五%、「肺炎」四%、「脳膜炎(結核性を除く)」三%である(第五二表参照)。

男子の主要死因と比較して特に注目すべき點は、女子に於ては、男子に於て第二位を占める「不慮の傷害」が全然主要死因中に現はれてゐな

ことである。その結果女子に於ては「結核」の割合が男子に比し八% 餘も擴大を示してゐる(第二〇表比較参照)。

(5) 主要死因別死亡率を見るに(第五三表、第二九圖、第二一表及第一一圖参照)。

(イ) 「結核」は男子に比し著しく高く常に一〇%餘の差を示してゐる。前項の如く女子の「結核」は男子に比し常に主要死因中の割合が大なるのみならず、その死亡率に於ても明かに高いことが認められる。傾向は明瞭なる上昇。

(ロ) 「其の他の消化器の疾患」も亦男子に比して高い。傾向は上昇。

(ハ) 「肋膜炎」も亦男子に比して高く、傾向は(ロ)と殆んど平行に上昇。

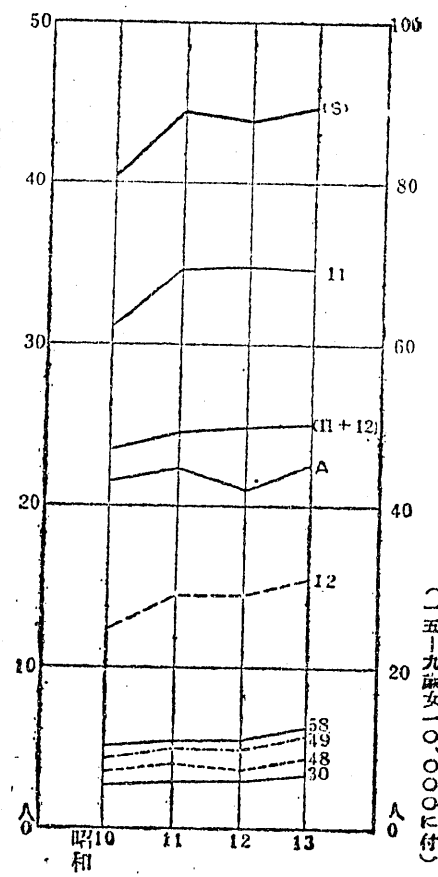
(ニ) 「肺炎」も亦男子に比して高く、傾向は上昇。

第五三表 女一五—一九歳主要死因別死亡率

死 因	昭和二年			昭和三年			昭和四年		
	總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女
總數	八〇・七二	八七・七五	七三・五九	八七・七五	八七・七五	七三・五九	八七・七五	八七・七五	七三・五九
主 要 死 因	五九・八	六六・七	五〇・二	六六・七	六六・七	五〇・二	六六・七	六六・七	五〇・二
一 一 及 二 二 結 核	四三・四七	四九・〇九	三〇・一一	四九・〇九	四九・〇九	三〇・一一	四九・〇九	四九・〇九	三〇・一一
一 一 呼 吸 器 の 結 核 (氣 管 及 氣 管 支 の 淋 巴 腺 を 含 む)	三三・二三	三三・〇三	一四・八九	三三・〇三	三三・〇三	一四・八九	三三・〇三	三三・〇三	一四・八九
一 二 其 の 他 の 結 核	一〇・二四	一四・〇六	一五・二二	一四・〇六	一四・〇六	一五・二二	一四・〇六	一四・〇六	一五・二二
五 八 其 の 他 の 消 化 器 の 疾 患	五・一〇	五・四八	六・三三	五・四八	五・四八	六・三三	五・四八	五・四八	六・三三
四 九 肋 膜 炎	四・三七	四・九七	五・七五	四・九七	四・九七	五・七五	四・九七	四・九七	五・七五
四 八 肺 炎	三・五三	四・〇三	四・六	四・〇三	四・〇三	四・六	四・〇三	四・〇三	四・六
三 〇 腦 膜 炎 (結 核 性 を 除 く)	二・七〇	二・九五	三・三〇	二・九五	二・九五	三・三〇	二・九五	二・九五	三・三〇
其 の 他	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (一)

第二九圖 女一五—一九歳主要死因別死亡率の變動



S……………總數
 一一……………結核
 一一……………呼吸器の結核(氣管及氣管支の淋巴腺を含む)
 一二……………其他の結核
 五八……………其他の消化器の疾患
 四九……………肋膜炎
 四八……………肺炎
 三〇……………腦膜炎(結核性を除く)
 A……………其他
 括弧を附せるは右側の目盛に據る。

(ホ) 「腦膜炎(結核性を除く)」は男子と殆んど同様。傾向は上昇。

以上の如く「結核」は云ふ迄もなく、「肋膜炎」「肺炎」等の死因中に於ける地位及傾向から見て、此の年齢階級に於て「結核」の慘禍は特に著しく、男子に比し殊に然りである。加之、女子に於ても亦、最近此の慘禍は此の年齢階級に於て著しく擴大せられつつあると認めねばならぬ。

一〇二〇—二四歳死亡率

(1) 從來、此の年齢階級に於ては女子死亡率が男子のそれに比し明かに

高かつたのであるが、昭和一〇年、一一年及一二年に於て男子と其の地位を轉換するに至つてゐることは頗る注目し得る。第六回生命表に現はれた此等の年齢に於ける男女死亡率の轉換と相關聯する重要な事實であると思ふ(註)(第一表参照)。

註 (1) 高津英雄氏「男女別に見たる死亡率の變化」—内閣統計局「統計時報」第九八號、昭和一五年六月

(2) 第一表によれば、昭和一三年に於ては再轉して僅かに女子死亡率が男子死亡率を超えてゐる。但し其の差は極めて小である。而して、本稿に於て死亡率算定に使用したる推計年齢別人口は昭和一〇年以後補外法により且修正を加へてゐないから此の數字のみを以て果して男女死亡率の再轉換が、昭和一三年に於て、起つてゐるか否か明確には斷定し得ない(館録・窪田嘉彰稿「國勢調査間年次に於ける男女年齢別人口の推計(一)」—本誌

第五四表 女二〇—二四歳 主要死因別死亡

死 因	實 數					割 合
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	
總 數	二六,二四三	三〇,二四一	二六,四二〇	三〇,一八〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇
主 要 死 因	二〇,〇〇〇	二二,六三三	二二,六八八	二二,九三三	七七.〇〇	七三.〇三
一 一 及 一 二 結 核	一三,九五五	一四,九六五	一四,九六八	一五,〇六五	四九.四一	四九.六二
一 一 呼 吸 器 の 結 核 (氣 管 及 氣 管 支 の 淋 巴 腺 を 含 む)	一〇,一五四	一一,〇五四	一〇,八八八	一〇,七九八	三六.三三	三六.九三
一 二 其 の 他 の 結 核	三,七〇〇	三,九三三	四,〇二二	四,三三六	一三.一〇	一三.一〇
五 八 其 の 他 の 消 化 器 の 疾 患	一,六一	一,六八九	一,六六一	一,七九六	五.九三	五.六〇
四 九 肋 膜 炎	一,三三三	一,四九九	一,四六六	一,五二二	四.六八	四.九七
四 八 肺 炎	一,三二一	一,五九三	一,三八〇	一,九〇一	四.六四	四.六六
七 九 自 殺	九五〇	九六〇	八八四	六六六	三.六三	三.〇〇
五 九 腎 臟 炎	八四七	九三三	九一九	一,〇三三	三.二四	三.〇九
其 の 他	八,二六八	八,六三〇	八,二〇一	八,二六八	二六.九六	二七.八一

第一卷第二號、昭和一五年五月參照)。

第二表について見るに以上の傾向は特に二一歳及二二歳に於て顯著である。

(2) 既に一言した通り、男子は前期に於て明かなる上昇を認め得たのであるが、之に反して女子に於ては明瞭なる低下の傾向を認めることが出来る(前號所載本稿三九頁參照)。後期に於ては男子と殆んど同様の上昇を認め得る。前項の男女死亡率の轉換の理由は主として男子死亡率の上昇に見出し得る(第一表及第三〇圖參照)。

(3) 後期について之を各歲別に見るに(第二表參照)、特に顯著なる上昇を示してゐるのは二〇歳及二三歳である。

(4) 主要死因の第一位は「結核」であつて、男子に於ては此の年齢階級

に於て「結核」の主要死因中に占める地位は頂點に達したこと前號に於て述べたる如くであるが、女子に於ては前述の通り、一つ以前の年齢階級、即ち、一五―一九歳に於て頂點に達し、二〇―二四歳に至つて若干其の割合を減じ、四九%を示してゐる。以下順次、「其の他の消化器の疾患」六%、「肋膜炎」及「肺炎」が夫々五%、「自殺」及「腎臓炎」が夫々三%である(第五四表参照)。

男子の主要死因と比較するに、「不慮の傷害」が主要死因中から消えてゐるが、男子に見られなかつた「肺炎」及「腎臓炎」が現はれてゐる(第三表比較参照)。

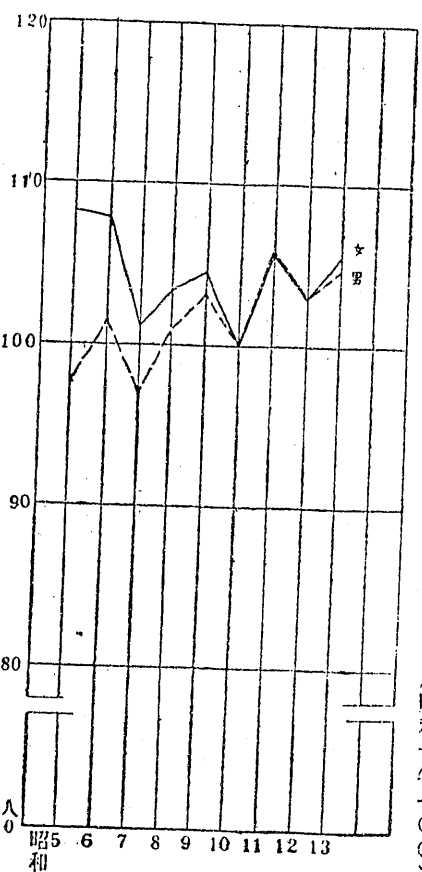
(5) 主要死因別死亡率を見るに(第五五表、第三〇、三一圖、第二三表及第二二圖参照)。

第五五表 女二〇―二四歳主要死因別死亡率

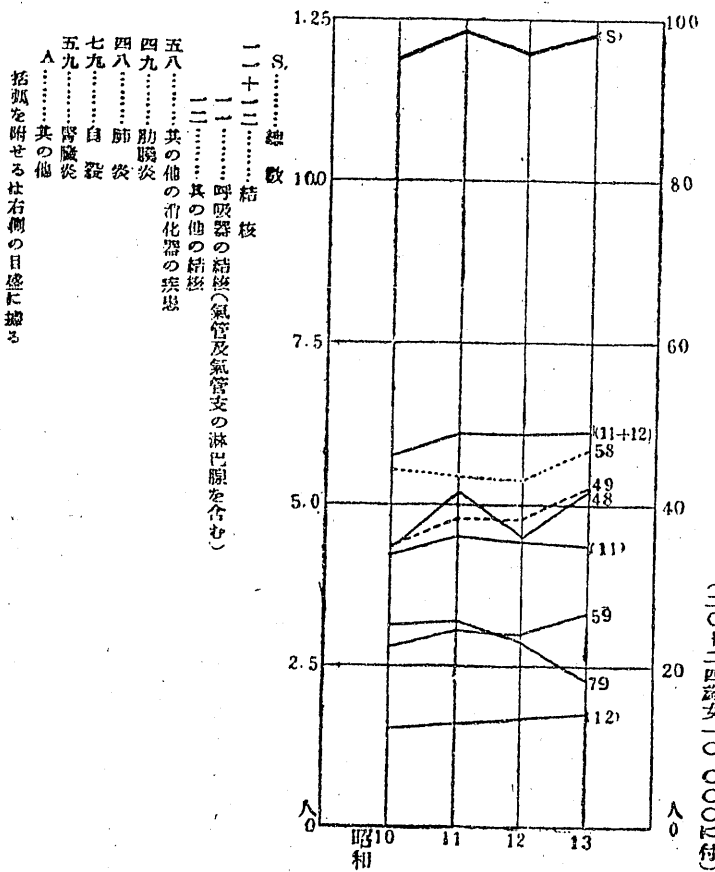
死 因	二〇―二四歳女(10,000に付)		
	昭和10年	昭和11年	昭和12年
總 數	93.8	96.4	95.3
主 要 死 因	66.3	70.4	70.9
一 二 及 一 二 結 核	59.9	64.6	69.0
一 一 呼 吸 器 の 結 核 (氣 管 及 氣 管 支 の 結 核)	33.7	35.9	34.0
一 二 其 の 他 の 結 核	26.2	28.7	35.0
五 八 其 の 他 の 消 化 器 の 疾 患	5.4	5.3	5.3
四 九 肋 膜 炎	4.5	4.7	5.7
四 八 肺 炎	4.3	5.1	4.7
七 九 自 殺	3.3	3.1	5.2
五 九 腎 臓 炎	2.9	3.0	2.8
其 の 他	6.5	6.0	6.6

最近に於ける我が國死亡率若干の傾向 (豫報) (二)

第三〇圖 二〇―二四歳男女死亡率指數比較



第三一圖 女二〇―二四歳主要死因別死亡率の變動



- (イ) 「結核」は男子と殆んど同様で、上昇。
- (ロ) 「其の他の消化器の疾患」は男子に比し明かに高く、傾向は上昇。
- (ハ) 「肋膜炎」は男子と殆んど同様にして、傾向は顯著なる上昇。
- (ニ) 「肺炎」は軽度の上昇。
- (ホ) 「自殺」は男子に比し明かに低い、傾向は男子同様、著しき低下。
- (ヘ) 「腎臓炎」は上昇。

二五—二九歳死亡率

第五六表 女二五—二九歳主要死因別死亡

死 因	實 數					割 合				
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年		
總 數	三、三三三	三、〇八五	三、五五六	三、七七〇	100.00	100.00	100.00	100.00		
主 要 死 因	一、五三三	一、六〇八	一、七〇〇	一、八二四	七一九	七三二	七三九	七三六		
一一及一二結核	八、八六四	九、八六九	九、九六六	一〇、三三三	四二八九	四二七五	四三四〇	四一八〇		
一一 呼吸器の結核(氣管及氣管支の結核)	六、七〇〇	七、五五六	七、四五六	七、七三〇	三、三九四	三、三七七	三、三三三	三、三二二		
一二 其の他の結核	二、一〇四	二、三〇三	二、五〇八	二、六〇三	九、九四	九、九八	一〇、〇六	一〇、四八		
四八 肺 炎	一、一七三	一、四九五	一、三六九	一、六八三	五、五四	六、〇四	五、九八	六、七九		
五八 其の他の消化器の疾患	一、二六四	一、二〇一	一、二八	一、二八四	五、五〇	五、三二	五、一七	五、一八		
五九 腎 臟 炎	八九〇	八九七	九二	一、〇三	四、三二	三、八九	三、九一	四、一六		
四九 肋 膜炎	七五三	八七六	九三	一、〇七四	三、一五	三、七九	三、九一	四、三三		
八五 不明の診断及不詳の原因	六三七	七三六	六四四	七五三	三、〇一	三、一四	三、二二	三、〇四		
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	六二七	六五五	七二九	八二四	二、九三	二、八四	三、〇五	三、三三		
四〇 慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障礙	五八七	六二二	六五四	六九一	二、七	二、六五	二、七七	二、七九		
七九 自 殺	五九九	五七六	五三七	四五三	二、五五	二、五〇	二、二八	一、八三		
其の他の	五、九九九	六、一七七	六、五五八	六、六三三	二、八〇	二、七六	二、七八	二、六七		

(1) 此の年齢階級に於ては女子死亡率が再び男子のそれに比し高い。しかしその差は後期に於ては極めて接近してゐる(第一表参照)。

(2) 前期に於ては明かに低下の傾向を示してゐるが、後期に於ては上昇を示してゐることは前階級二〇—二四歳と同様である。

(3) 後期に就て各歳別に見ると、二七歳が最も著しい上昇を示し、二八歳及二九歳が之に次ぎ、二五歳及二六歳の上昇傾向はさして著しくない。男子が此の年齢階級に於て一様に上昇を示してゐるのに比し稍と複雑してゐる(第二表参照)。

(4) 主要死因の第一位は依然「結核」で、前年齢階級に比し稍々減少せりとはいへ猶四二%に達してゐる。第二位は前階級と異なり「肺炎」、第三位が「其の他の消化器の疾患」で各六%を占めてゐる。以下「腎臓炎」「肋膜炎」の各四%、「不明の診断及不詳の原因」、「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」、「慢性心臓内臓炎及心臓瓣膜の障碍」「自殺」の各三%である(第五六表参照)。

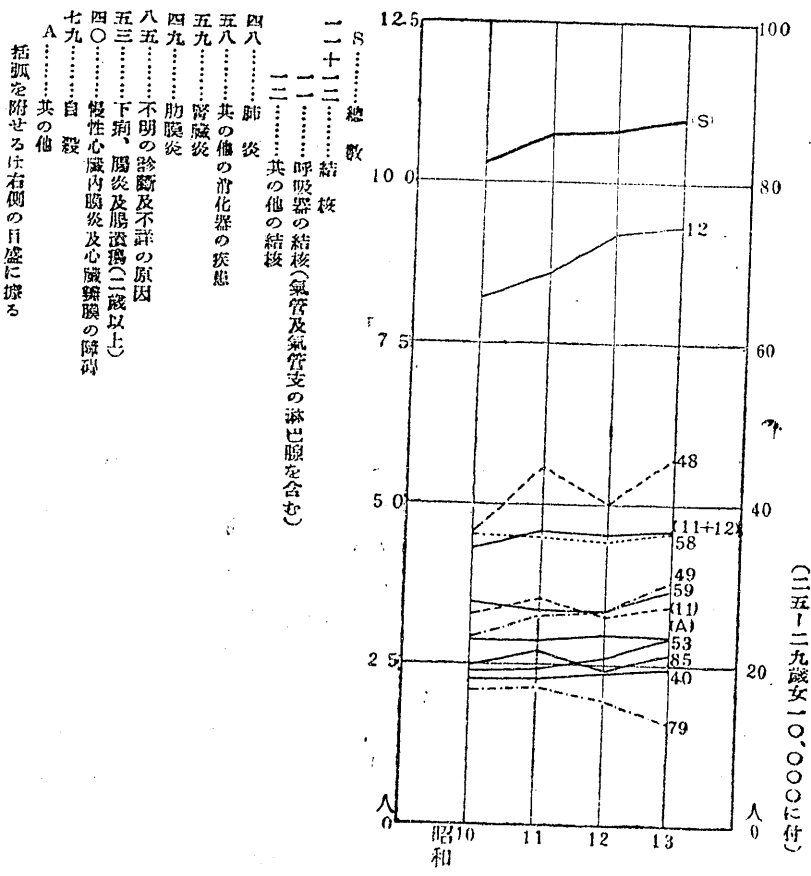
男子に比し、女子の主要死因は此の年齢階級に於て既に分散的になつて来る。又男子に於て「結核」に次いで第二位にあつた「不慮の傷害」に代つて、女子に於ては「腎臓炎」が可なり上位にあり、「不明の診断

第五七表 女二五―二九歳主要死因別死亡率

死 因	昭和二年	昭和三年	昭和四年
總 數	八二・五	八五・九	八七・六
主 要 死 因	五九・四	六二・九	六二・九
一 一 及 一 二 結 核	三〇・九	三六・七	三六・三
一 一 呼 吸 器 の 結 核 (氣 管 及 氣 管 支 の 淋 巴 腺 を 含 む)	二六・三	二八・七	二七・〇
一 二 其 の 他 の 結 核	八・九	八・五	九・三
四 八 肺 炎	四・六	五・五	五・〇
五 八 其 の 他 の 消 化 器 の 疾 患	四・五	四・八	四・四
五 九 腎 臓 炎	三・四	三・四	三・四
四 九 肋 膜 炎	三・三	三・三	三・六
八 五 不 明 の 診 断 及 不 詳 の 原 因	二・九	二・七	二・八
五 三 下 痢 、 腸 炎 及 腸 潰 瘍 (二 歳 以 上)	二・四	二・四	二・六
四 〇 慢 性 心 臓 内 臓 炎 及 心 臓 瓣 膜 の 障 碍	二・三	二・六	二・三
七 九 自 殺	二・〇	二・四	二・五
其 の 他	三・二	三・〇	三・七

最近に於ける我が國死亡率若干の傾向 (豫報) (一)

第三二圖 女二五―二九歳主要死因別死亡率の變動 (二五―二九歳女一〇,〇〇〇に付)



及不詳の原因、「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」、「慢性心臓内臓炎及心臓瓣膜の障碍」が主要死因中に加はつてゐる(第二四表比較参照)。

(5) 主要死因別死亡率を見るに(第五七表、第三二圖、第二五表及第一三圖参照)。

- (イ) 「結核」は男子に比し低く傾向は殆んど「不變」。
- (ロ) 「肺炎」は男子に比し高く前年齢階級同様軽度の上昇。
- (ハ) 「其の他の消化器の疾患」は男子に比し高く殆んど「不變」。

(ニ) 「腎臓炎」は前年齢階級に比し高率となり、昭和一三年に至つて稍
 稍上昇の傾向を示す。

(ホ) 「肋膜炎」は男子に比し僅かに高く、傾向は前階級同様著しき上
 昇。

(ハ) 「不明の診断及不詳の原因」は一上一下してゐるが傾向としては
 「不變」。

第五八表 女三〇—三四歳主要死因別死亡

死 因	實 數					割 合				
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二一年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二一年	昭和一三年		
總 數	一七,七五六	一八,五三三	二七,八三三	一九,一八四	100.00	100.00	100.00	100.00		
主 要 死 因	一三,六三三	一三,五八八	二二,八四五	一四,〇五五	七六.三六	七三.〇六	八二.〇三	七二.三四		
一 一 及 一 二 結 核	五,三四二	五,九六六	五,五九四	五,九〇八	三〇.〇八	三二.一	二〇.〇三	三〇.八三		
一 一 呼 吸 器 の 結 核 (氣 管 及 氣 管 支 の 淋 巴 腺 を 含 む)	四,〇〇九	四,五八八	四,一三六	四,〇〇〇	二二.七五	二四.六八	一三.三三	二二.九六		
一 二 其 の 他 の 結 核	一,三二四	一,三九八	一,四六八	一,一五八	七.五四	七.三二	八.七〇	七.三八		
四 八 肺 炎	九八三	一,一九七	九九八	一,三九九	五.五九	六.四五	五.〇〇	七.三〇		
五 九 腎 臟 炎	九八九	一,〇〇九	一,〇一〇	一,一五九	五.五七	五.四五	五.〇六	五.九四		
五 八 其 の 他 の 消 化 器 の 疾 患	八三三	九〇二	八七一	九三三	四.八〇	四.八六	四.八八	四.九七		
八 五 不 明 の 診 斷 及 不 詳 の 原 因	七五五	七五九	六四五	七四五	四.二五	四.〇九	三.〇三	三.八九		
一 八 癌、其の他の悪性腫瘍	七九	七四	七四	六八四	四.一一	四.〇〇	四.〇〇	三.七七		
四 〇 慢 性 心 臟 内 膜 炎 及 心 臟 瓣 膜 の 障 碍	六八	六五七	一〇一	六三八	三.五四	三.五四	三.三三	三.三三		
五 三 下 痢、腸 炎 及 腸 潰 瘍 (二 歳 以 上)	六二五	六二二	六三〇	七二二	三.五四	三.二九	三.一六	三.七一		
四 九 肋 膜 炎	五三三	五四三	五四四	六九九	三.〇〇	三.〇三	三.〇三	三.〇三		
七 九 自 殺	四四四	四三三	四四四	五八三	二.五四	二.七七	二.五八	二.〇〇		
三 二 腦 出 血、腦 栓 塞 及 腦 血 栓	四〇七	四六七	四四六	四六七	二.二九	二.五二	二.五〇	二.四四		
一 腸 チ フ ス 及 パ ラ チ フ ス	三六六	三三三	三三八	三九九	二.〇六	一.七九	一.八四	一.九三		
其 の 他	五,一〇四	五,〇〇九	四,九二一	五,一三九	二八.七三	二六.九四	二七.六八	二六.七六		

(1) 此の年齢階級に於ける女子死亡率も男子のそれに比し高いが、其の

一三三〇—三四歳死亡率

- (ト) 「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は明かな上昇。
- (チ) 「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍」は上昇。
- (リ) 「自殺」は男子よりも低く、前階級同様著しき低下。

差は前年階級に比し遙に著しい。しかし其の差はやはり後期に於ては少い(第一表参照)。

(2) 前期に於ては男子死亡率が依然上昇の傾向を示してゐるのに反して女子に於ては前年階級同様明瞭に低下の傾向を示してゐる。後期に於ては前階級と異なり殆んど「不変」である(第一表及第一九圖参照)。

(3) 後期に就いて之を各歳別に見るに(第二表参照)、各年齢とも其の率甚だ接近してゐる。三四歳のみは稍々上昇の傾向を示し、爾餘の年齢は男子に於けると同様傾向としては「不変」である。

(4) 主要死因の第一位はやはり「結核」で、前年階級に比し更に減少してゐるが猶三〇%を占めてゐる。前階級と同じく第二位は「肺炎」で六%、第三位は「腎臓炎」六%、第四位は「其の他の消化器の疾患」五%で前階級に比し其の地位は轉倒してゐる。之に續くは前階級に比し其の地位を上昇した「不明の診断及不詳の原因」四%、初めて主要死因中に現はれた「癌、其の他の悪性腫瘍」四%、「慢性心臓内膜炎及心臟瓣膜の障碍」四%、「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」前階級に比し著しく地位を低めた「肋膜炎」、「自殺」は各三%である。更に之等に續いて「腦出血、腦栓塞及腦血栓」、「腸チフス及パラチフス」各二%が初めて主要死因中に現はれて来る(第五八表参照)。

これ等主要死因は、前年階級若くは男子の此の年齢階級に比し一層分散的である。男子に於て第二位を占める「不慮の傷害」は主要死因中に現はれぬが、男子に於て下位にある「腎臓炎」は女子に於てはやはり上位にある。男子に於て次の年齢階級に初めて現はれる「癌、其の他の悪性腫瘍」が既に現はれてゐる。「腦出血、腦栓塞及腦血栓」が低位な

から主要死因中に加はるに至つたことは男子と同様である(第二六表比較参照)。

(5) 主要死因別死亡率を見るに(第五九表、第三三圖、第二七表及第一四圖参照)、
(イ)「結核」は前年階級より更に下りやはり男子に比し低い。傾向としては殆んど「不変」。

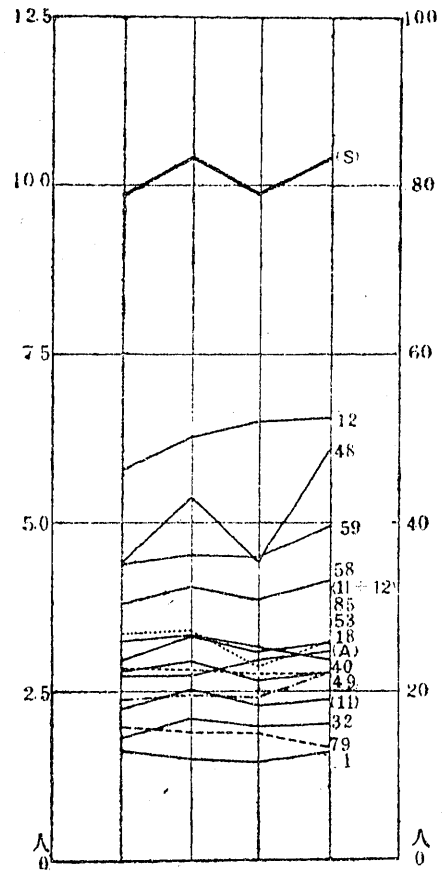
第五九表 女三〇—三四歳主要死因別死亡率

(三〇—三四歳女一〇,〇〇〇に付)

死 因	昭和二年				昭和三年				昭和四年			
	主	要	死	因	主	要	死	因	主	要	死	因
總 數	七六・八	八三・三	九〇・四	八三・元	七六・八	八三・三	九〇・四	八三・元	七六・八	八三・三	九〇・四	八三・元
一 一 呼吸器の結核(氣管及氣管支の炎症を含む)	二七・九	二〇・三	一八・二	一八・三	二七・九	二〇・三	一八・二	一八・三	二七・九	二〇・三	一八・二	一八・三
一 二 其の他の結核	五・七	六・七	六・五	六・五	五・七	六・七	六・五	六・五	五・七	六・七	六・五	六・五
四 八 肺 炎	四・四	五・七	四・四	四・四	四・四	五・七	四・四	四・四	四・四	五・七	四・四	四・四
五 九 腎 臟 炎	四・元	四・五	四・四	四・九	四・元	四・五	四・四	四・九	四・元	四・五	四・四	四・九
五 八 其の他の消化器の疾患	三・九	四・〇	三・六	三・六	三・九	四・〇	三・六	三・六	三・九	四・〇	三・六	三・六
八 五 不明の診断及不詳の原因	三・五	三・四	二・六	三・四	三・五	三・四	二・六	三・四	三・五	三・四	二・六	三・四
一 八 癌、其の他の悪性腫瘍	三・四	三・三	三・六	三・七	三・四	三・三	三・六	三・七	三・四	三・三	三・六	三・七
四 〇 慢性心臓内膜炎及心臟瓣膜の障碍	二・九	二・九	二・六	二・七	二・九	二・九	二・六	二・七	二・九	二・九	二・六	二・七
五 三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	二・五	二・四	二・七	二・七	二・五	二・四	二・七	二・七	二・五	二・四	二・七	二・七
四 九 肋 膜 炎	二・三	二・四	二・四	二・六	二・三	二・四	二・四	二・六	二・三	二・四	二・四	二・六
七 九 自 殺	一・九	一・八	一・八	一・六	一・九	一・八	一・八	一・六	一・九	一・八	一・八	一・六
三 二 腦出血、腦栓塞及腦血栓	一・八	二・〇	一・八	二・〇	一・八	二・〇	一・八	二・〇	一・八	二・〇	一・八	二・〇
一 腸チフス及パラチフス	一・三	一・四	一・五	一・六	一・三	一・四	一・五	一・六	一・三	一・四	一・五	一・六
其の他の	三・三	三・四	三・三	三・三	三・三	三・四	三・三	三・三	三・三	三・四	三・三	三・三

第三三圖 女三〇—三四歳主要死因別死亡率の變動

(三〇—三四歳女一〇,〇〇〇に付)



- 一一二 結核
- 一一三 呼吸器の結核(氣管及氣管支の淋巴腺を含む)
- 一一四 肺炎
- 一一五 肺がん
- 一一六 胃腸炎
- 一一七 胃腸炎
- 一一八 胃腸炎
- 一一九 胃腸炎
- 一二〇 胃腸炎
- 一二一 胃腸炎
- 一二二 胃腸炎
- 一二三 胃腸炎
- 一二四 胃腸炎
- 一二五 胃腸炎
- 一二六 胃腸炎
- 一二七 胃腸炎
- 一二八 胃腸炎
- 一二九 胃腸炎
- 一三〇 胃腸炎
- 一三一 胃腸炎
- 一三二 胃腸炎
- 一三三 胃腸炎
- 一三四 胃腸炎
- 一三五 胃腸炎
- 一三六 胃腸炎
- 一三七 胃腸炎
- 一三八 胃腸炎
- 一三九 胃腸炎
- 一四〇 胃腸炎
- 一四一 胃腸炎
- 一四二 胃腸炎
- 一四三 胃腸炎
- 一四四 胃腸炎
- 一四五 胃腸炎
- 一四六 胃腸炎
- 一四七 胃腸炎
- 一四八 胃腸炎
- 一四九 胃腸炎
- 一五〇 胃腸炎
- 一五一 胃腸炎
- 一五二 胃腸炎
- 一五三 胃腸炎
- 一五四 胃腸炎
- 一五五 胃腸炎
- 一五六 胃腸炎
- 一五七 胃腸炎
- 一五八 胃腸炎
- 一五九 胃腸炎
- 一六〇 胃腸炎
- 一六一 胃腸炎
- 一六二 胃腸炎
- 一六三 胃腸炎
- 一六四 胃腸炎
- 一六五 胃腸炎
- 一六六 胃腸炎
- 一六七 胃腸炎
- 一六八 胃腸炎
- 一六九 胃腸炎
- 一七〇 胃腸炎
- 一七一 胃腸炎
- 一七二 胃腸炎
- 一七三 胃腸炎
- 一七四 胃腸炎
- 一七五 胃腸炎
- 一七六 胃腸炎
- 一七七 胃腸炎
- 一七八 胃腸炎
- 一七九 胃腸炎
- 一八〇 胃腸炎
- 一八一 胃腸炎
- 一八二 胃腸炎
- 一八三 胃腸炎
- 一八四 胃腸炎
- 一八五 胃腸炎
- 一八六 胃腸炎
- 一八七 胃腸炎
- 一八八 胃腸炎
- 一八九 胃腸炎
- 一九〇 胃腸炎
- 一九一 胃腸炎
- 一九二 胃腸炎
- 一九三 胃腸炎
- 一九四 胃腸炎
- 一九五 胃腸炎
- 一九六 胃腸炎
- 一九七 胃腸炎
- 一九八 胃腸炎
- 一九九 胃腸炎
- 二〇〇 胃腸炎

- (ロ) 「肺炎」は男子と同様前年階級に比し更に著しき上昇。
- (ハ) 「腎臓炎」は男子に比し高く前年階級同様に上昇を示し昭和一三年に於て稍著しい。
- (ニ) 「其の他の消化器の疾患」は男子に比し高く、傾向は男子と異なり軽度の上昇。

- (ホ) 「不明の診断及不詳の原因」は男子に比し稍高く、微弱な低下。
- (ヘ) 「癌、其の他の悪性腫瘍」は明かなる低下。
- (ト) 「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍」は前年階級と異なり明かなる低下。
- (チ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は前階級同様明かなる上昇。
- (リ) 「肋膜炎」は男子と略々同率。前年階級と同様に上昇の傾向を示し昭和一三年に於て著しい。
- (ヌ) 「自殺」は男子に比して低く、前階級同様明かなる低下。
- (ル) 「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は殆んど「不変」。
- (ヲ) 「腸チフス及パラチフス」は殆んど「不変」。

一三・三五—三九歳死亡率

- (1) 此の年齢階級に於ても男子に比し女子死亡率が顯著に高い(第一表参照。第二表について見るに此の間各年齢共に女子が高いが、三六歳に於て其の差が特に著しい。
- (2) 前期に於ける低下は相當顯著であつて其の速度は男子を超えてゐるが、後期に於ては男子と同様に上昇の傾向を認めることが出来る。
- (3) 後期に就いて之を各歳別に見るに(第二表参照)、各階級共明かに上昇を示してゐるが三九歳が稍著しと見られる。
- (4) 前年階級に比し主要死因は更に分散的となつてゐる。第一位は「結核」で二二%、以下順次、「癌、其の他の悪性腫瘍」及「腎臓炎」夫夫七%、「脳出血、脳栓塞及脳血栓」及「肺炎」「其の他の消化器の疾患」夫夫五%、「不明の診断及不詳の原因」及「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜

の障碍」夫と四%、「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」三%、「産による出血」、「肋膜炎」、「自殺」、及「妊娠中毒(蛋白尿、子癇等)」、夫と二%である(第六〇表参照)。

男子の主要死因と比較すれば、女子に於ては「不慮の傷害」が依然主要死因中に現はれず、其の代り、比較的低位ではあるが「産による出血」

及「妊娠中毒」が現はれてゐる。「腎臓炎」は男子に比し明かに其の地位を高めてゐる(第二八表比較参照)。(5) 主要死因別死亡率を見るに(第六一表、第三四圖、第二九表及第一五圖参照)。

(イ) 「結核」は前年階級に比し更に低率で、微弱ながら低下の傾向を

第六〇表 女三五—三九歳主要死因別死亡

死 因	寛					割合	合
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年		
總 數	一六、三三八	一七、三三八	一七、四四四	一八、三二五	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
主 要 死 因	二、四八四	三、三七一	三、三六二	三、四四三	四〇・七三	七二・七六	七二・八七
一一及一二結核	三、四一〇	三、七五七	三、八四四	三、八四三	三三・〇〇	三三・六一	三二・九二
一一 呼吸器の結核(氣管及氣管支の結核)	二、五七〇	二、七四七	二、八六六	二、七六六	二五・八二	二六・〇三	二六・三三
一二 其の他の結核	八四〇	九七〇	九七八	一、〇五七	五・一七	五・五九	五・五九
一八 痲、其の他の悪性腫瘍	一、三〇三	一、三三三	一、三三〇	一、三三六	七・九四	七・三三	七・七二
五九 腎 臓 炎	一、二五七	一、二二二	一、一五二	一、一七三	七・六一	六・八六	七・五二
三二 腦出血、腦栓塞及腦血栓	八七六	九七二	九四四	一、〇三三	五・三六	四・七六	五・四〇
四八 肺 炎	七六七	一、一四〇	八九三	一、一三九	四・七三	六・四三	五・一〇
五八 其の他の消化器の疾患	七三三	七六六	七六六	八〇〇	四・五〇	四・四八	四・五五
八五 不明の診断及不詳の原因	七三七	七六三	七九七	八八〇	四・四八	四・五一	四・五〇
四〇 慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍	六六三	七〇〇	六八六	八一〇	四・〇九	四・〇三	四・九六
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	五五〇	五〇六	六二二	七二二	三・三六	三・四九	三・三三
六七 産 による 出血	四〇四	三九〇	四一〇	三七二	二・四九	二・一九	二・三三
四九 肋 膜炎	三三三	三三三	四〇五	三三三	二・〇四	二・一六	二・三三
七九 自 殺	三〇三	三三三	三〇〇	三二〇	一・八七	二・〇四	一・八六
六九 妊娠中毒(蛋白尿、子癇等)	二九七	三三三	三〇〇	三三三	一・八三	一・八六	一・七三
其 の 他	一、七二七	一、九〇九	一、八三三	一、五二四	二六・二六	二六・二四	二七・二二

最近に於ける我が國死亡率率若干の傾向 (豫報) (二)

示してゐる。

(ロ) 「癌、其の他の悪性腫瘍」は男子に比し著しく高く、極めて微弱な上昇。

(ハ) 「腎臓炎」も男子に比し高く、傾向は男子同様明瞭なる上昇。

(ニ) 「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は男子に比し稍と高く、明瞭なる上昇。

(ホ) 「肺炎」は男子同様、前年齢階級に比し更に著しき上昇。

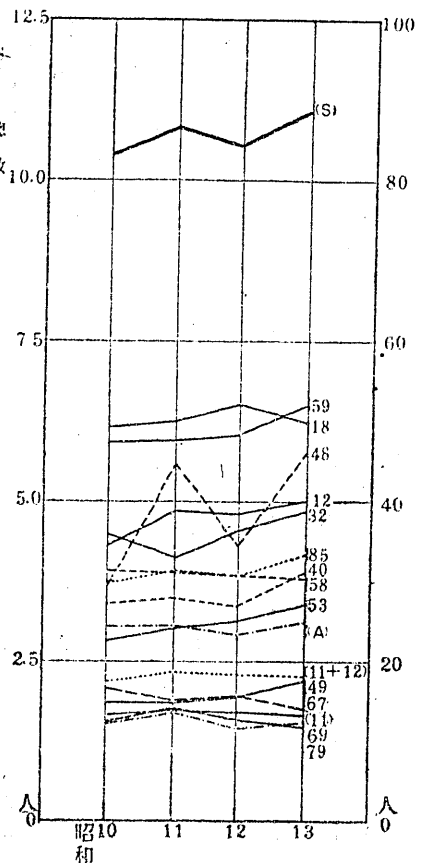
第六一表 女三五—三九歳主要死因別死亡率

(三五—三九歳女一〇,〇〇〇に付)

死	因	昭和二年	昭和三年	昭和四年
總	數	八三・七	八六・六	八八・三
主	要			
一	一及二 結核	二七・四七	二八・七二	一八・四九
一	一 呼吸器の結核(氣管及氣管支の)	二二・二六	二三・八七	一三・六八
一	二 其の他の結核(淋巴腺を含む)	四・二〇	四・八四	四・八一
一	一八 癌、其の他の悪性腫瘍	六・六	六・三五	六・五二
五	九 腎臓炎	五・九三	五・九四	六・〇三
三	三 腦出血、脳栓塞及脳血栓	四・四九	四・二二	四・五五
四	八 肺炎	三・九三	五・五六	四・三〇
五	八 其の他の消化器の疾患	三・九一	三・八八	三・八五
八	五 不明の診断及不詳の原因	三・七三	三・九〇	三・八四
四	〇 慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍	三・四〇	三・四九	三・三七
五	三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	二・八二	三・〇三	三・四四
六	七 産による出血	二・〇七	一・八九	一・七六
四	九 肋膜炎	一・八六	一・八七	一・九六
七	九 自殺	一・五五	一・七七	一・五九
六	九 妊娠中毒(蛋白尿、子癇等)	一・五三	一・七一	一・五八
其	の			
他		二四・五五	二四・四五	二三・三〇
		二四・五五	二四・四五	二三・三〇

第三四圖 女三五—三九歳主要死因別死亡率の變動

(三五—三九歳女一〇,〇〇〇に付)



四〇

(一) 呼吸器の結核(氣管及氣管支の)

(二) 其の他の結核(淋巴腺を含む)

(三) 腎臓炎

(四) 腦出血、脳栓塞及脳血栓

(五) 肺炎

(六) 其の他の消化器の疾患

(七) 不明の診断及不詳の原因

(八) 慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍

(九) 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)

(一〇) 産による出血

(一一) 肋膜炎

(一二) 自殺

(一三) 妊娠中毒(蛋白尿、子癇等)

(一四) 其の他の

括弧を附せるは右側の目盛に據る

(ハ) 「腎臓炎」も男子に比し高く、傾向は男子同様明瞭なる上昇。

(ニ) 「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は男子に比し稍と高く、明瞭なる上昇。

(ホ) 「肺炎」は男子同様、前年齢階級に比し更に著しき上昇。

(ロ) 「癌、其の他の悪性腫瘍」は男子に比し著しく高く、極めて微弱な上昇。

(一) 「呼吸器の結核(氣管及氣管支の)」は男子に比し著しく高く、極めて微弱な上昇。

(二) 「其の他の結核(淋巴腺を含む)」は男子に比し著しく高く、極めて微弱な上昇。

(三) 「腎臓炎」も男子に比し高く、傾向は男子同様明瞭なる上昇。

(四) 「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は男子に比し稍と高く、明瞭なる上昇。

(五) 「肺炎」は男子同様、前年齢階級に比し更に著しき上昇。

(六) 「其の他の消化器の疾患」は男子に比し著しく高く、極めて微弱な上昇。

(七) 「不明の診断及不詳の原因」は男子に比し著しく高く、極めて微弱な上昇。

(八) 「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍」は男子に比し著しく高く、極めて微弱な上昇。

(九) 「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は男子に比し著しく高く、極めて微弱な上昇。

(一〇) 「産による出血」は男子に比し著しく高く、極めて微弱な上昇。

(一一) 「肋膜炎」は男子に比し著しく高く、極めて微弱な上昇。

(一二) 「自殺」は男子に比し著しく高く、極めて微弱な上昇。

(一三) 「妊娠中毒(蛋白尿、子癇等)」は男子に比し著しく高く、極めて微弱な上昇。

(一四) 「其の他の」は男子に比し著しく高く、極めて微弱な上昇。

(ト) 「不明の診断及不詳の原因」は男子に比し稍と高く、傾向は前年齢階級と異なり低下。

(チ) 「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍」は男子に比し遙かに高く、輕

度の上昇。

(リ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は前年階級同様明かなる上昇。

(ヌ) 「産による出血は」微弱な低下。

(ル) 「肋膜炎」は男子に比し稍々低く、二五—二九歳程著しくはないが上昇。

(ロ) 「自殺」は男子に比し低く、微弱な低下。

(ワ) 「妊娠中毒(蛋白尿、子癇等)」は極めて微弱な低下。

第六一表 女四〇—四九歳主要死因別死亡

死因	實數					割合				
	昭和一〇年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和一〇年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年		
總數	三九、九〇〇	三三、〇〇一	三〇、八七七	三三、〇〇〇	100.00	100.00	100.00	100.00		
主要死因	三三、六一一	二八、八五五	二九、九七七	三三、〇〇六	77.41	77.66	77.13	77.33		
一及一二 結核	四、三三五	四、六六五	四、九七一	四、三六六	14.45	14.73	14.43	13.99		
一一 呼吸器の結核(氣管及氣管支)	三、一七六	三、四九二	三、四〇三	三、三五四	10.61	10.96	10.66	10.66		
一二 其の他の結核	一、一七五	一、一七三	一、五七四	一、〇二二	3.85	3.75	3.85	3.81		
一八 痛、其の他の悪性腫瘍	四、二五五	四、一八七	四、一五五	三、九九六	13.91	13.17	13.80	13.09		
三二 腦出血、腦栓塞及腦血栓	三、五九九	三、六四七	三、七〇七	四、〇二七	11.85	11.47	12.01	13.18		
五九 腎炎	二、一〇三	二、四〇六	二、二八九	二、四八九	7.56	7.57	7.73	7.53		
四八 肺炎	一、二八四	一、六九四	一、三四三	一、八三三	4.39	5.13	4.33	5.51		
四〇 慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍	一、三三五	一、四九二	一、三六五	一、五五四	4.33	4.46	4.49	4.60		
八五 不明の診断及不詳の原因	一、二六二	一、三六一	一、三〇七	一、三〇〇	3.99	4.26	4.04	3.99		
五八 其の他の消化器の疾患	一、二八一	一、三三九	一、一〇五	一、二二九	3.94	3.90	3.91	3.75		
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一、一四六	一、一九二	一、〇〇八	一、四七六	3.83	3.75	3.92	4.47		
七九 自殺	五五九	五五九	五九二	五三三	1.88	1.76	1.74	1.55		
五七 其の他の肝臓及膽道の疾患(膽石を含む)	五〇一	四六五	四六六	五〇一	1.67	1.46	1.61	1.52		
其の他の	八、五九九	八、九五〇	八、九二〇	九、五五四	26.59	26.44	26.68	26.68		

最近に於ける我が國死亡率若干の傾向(豫報)(二)

一四 四〇—四九歳死亡率

(1) 此の年齢階級から又其の死亡率は男子より低率を示し始める。前期に於ける傾向は男子と殆んど同一であり、明かなる低下が認められる。後期に於ては一上一下を辿りながらも極く軽度の上昇が認められるが、男子の上昇程の著しさはない。

(2) 後期に於て之を各歳別に見れば(第二表参照)、四四歳を除けば何れも

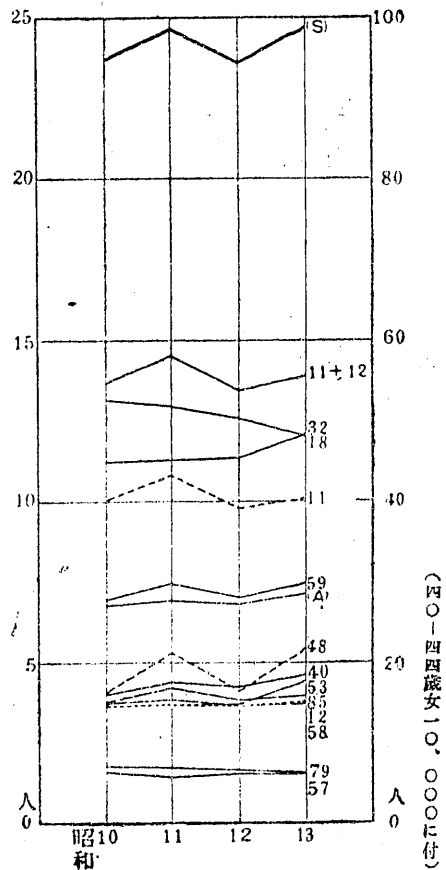
前項同様の傾向を示してゐる。尙四一歳頃より女子の死亡率は男子のそれより低くなり、其の差は年齢が高次に進むに伴れ一層顯著になつてゐる。

(3) 主要死因の第一位は男子同様依然として「結核」が占め一四%となつてゐるが前年齢階級に比しかなりの低下を示してゐる。第二位は男子に於て第三位の「癌、其の他の悪性腫瘍」で一四%、「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は第三位になり一二%を示してゐる。

第六二表 女四〇—四九歳主要死因別死亡率

死 因	昭和			
	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
總 數	九四・七五	九八・七七	九四・四一	九九・三三
主 要 死 因	六七・六	七〇・八三	六七・四	七〇・七四
一 一 及 二 二 結 核	一三・六	一四・五三	一三・四四	一三・九〇
一 一 呼吸器の結核(氣管及氣管支の淋巴腺を含む)	一〇・六	一〇・八三	九・八〇	一〇・一一
一 二 其の他の結核	三・〇	三・六九	三・六四	三・七九
一 八 癌、其の他の悪性腫瘍	一三・六	一三・九八	一三・五九	一三・〇一
三 二 脳出血、脳栓塞及脳血栓	一一・三	一一・三〇	一一・三	一一・一〇
五 九 腎 臟 炎	六・七	七・四六	七・〇一	七・四八
四 八 肺 炎	四・〇	五・二五	四・一一	五・四八
四 〇 慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍	四・〇	四・四〇	四・三	四・六二
八 五 不明の診断及不詳の原因	三・六	四・三	三・八二	三・九七
五 八 其の他の消化器の疾患	三・四	三・八四	三・六九	三・三
五 三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	三・三	三・六九	三・七	四・四四
七 九 自 殺	一・六	一・七三	一・六	一・四
五 七 其の他の肝臓及膽道の疾患(膽石を含む)	一・五	一・四四	一・三	一・五
其の他の	二七・〇	二七・七四	二七・二七	二六・六

第三五圖 女四〇—四九歳主要死因別死亡率の變動



一 一 呼吸器の結核(氣管及氣管支の淋巴腺を含む)
 一 二 其の他の結核
 一 八 癌、其の他の悪性腫瘍
 三 二 脳出血、脳栓塞及脳血栓
 五 九 腎臟炎
 四 八 肺炎
 四 〇 慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍
 八 五 不明の診断及不詳の原因
 五 八 其の他の消化器の疾患
 五 三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)
 七 九 自殺
 五 七 其の他の肝臓及膽道の疾患(膽石を含む)
 A 其の他の
 括弧を附せるは右側の目盛に據る

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第六二表、第三五圖、第三一表、第一六圖「腎臟炎」は第四位に下り七%、以下「肺炎」、「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍」、「不明の診断及不詳の原因」、「其の他の消化器の疾患」、「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」が各々四%を示してゐる(第六一表参照)。男子に比較し特に差異の認められるのは、男子に於て七%を占めてゐた「不慮の傷害」が女子に於ては殆んど認められないことである。

參照)

- (イ) 「結核」は男子に比して著しく低く、傾向としては軽度の上昇。
- (ロ) 「癌、其の他の悪性腫瘍」は男子より遙に高く、前年齢階級とは逆に傾向は著しき低下を示し、男子の低下に比し一層顯著である。
- (ハ) 「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は男子に比し著しく低く、傾向は男子同様明かな上昇、特に昭和一三年に於て一層顯著。
- (ニ) 「腎臓炎」は男子に比し常に高く、傾向は男子同様軽度の上昇。
- (ホ) 「肺炎」は男子に比し常に低く、傾向は男子同様一上一下はあるが明かな上昇。
- (ヘ) 「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍」は男子より高く、傾向は軽度の上昇。
- (ト) 「不明の診断及不詳の原因」は男子より常に低く、傾向は男子同様「不變」。
- (チ) 「其の他の消化器の疾患」は昭和一〇年より同一二年迄は男子が幾分高率であるが、昭和一三年には僅かであるが男子を凌いでゐる。傾向は男子同様微弱なる低下。
- (リ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は男子の主要死因中に含まれないが、女子に於ては第九位を占め、昭和一〇年より同一二年迄は「不變」であるが、昭和一三年には明かな上昇を示してゐる。
- (ヌ) 「自殺」は男子より低く、傾向は男子同様に低下。
- (ル) 此の年齢階級に於て初めて主要死因中に見られる「其の他の肝臓及膽道の疾患(膽石を含む)」は「不變」。

最近に於ける我が國死亡率若干の傾向 (豫報) (二)

一五 五〇—五九歳死亡率

- (1) 此の階級に於ても女子の死亡率は男子に比して著しく低く、其の差は四〇—四九歳の場合より一層甚だしくなつてゐる。傾向は男子と全く同一で、前期に於て「不變」、後期に於て上昇、特に昭和一三年に於て著し。
- (2) 後期に就いて之を各歳別に見れば(第二表參照)、五〇歳のみを除いて何れも前項同様の傾向を示し、五九歳を除けば何れも年齢の上昇と共に死亡率が高くなつてゐることが男子の場合と同様に認められる。又各歳別死亡率に於ける男女の差は年齢の上昇と共に大となつてゐる。
- (3) 主要死因中、五—九歳階級以上に於て第一位を占めてゐた「結核」が第四位となり七%を示してゐる。第一位は男子と同様に「脳出血、脳栓塞及脳血栓」で、二一%を示してゐる。第二位も男子同様に「癌、其の他の悪性腫瘍」が占め一五%、「腎臓炎」が第三位に上昇して八%、以下「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」が六%、「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍」が五%、「肺炎」及「不明の診断及不詳の原因」が各四%等である(第六三表參照)。尚「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は男子に於ては第一〇位にあつたものが女子に於ては第五位に上昇してゐるのは注目に値しやう。
- (4) 主要死因別死亡率を見るに(第六四表、第三六圖、第三三表及第一七圖參照)、
 - (イ) 「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は男子に比して著しく低く、傾向は男子同様に明かなる上昇。

第六三表 女五〇—五九歳主要死因別死亡

死因	實數					割合
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一四年	
總數	四三、九六四	四四、二四〇	四二、九六六	四六、〇五七	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
主 要 死 因	三、三三九	三、〇五八	三、三二六	三、四八七	七・五九	七・五九
一 腦出血、腦栓塞及腦血栓	九、〇五五	九、〇〇〇	九、八八一	九、六四七	二〇・七	二〇・四
二 瘧、其の他の悪性腫瘍	六、五九九	六、三五六	六、六六六	六、六六〇	一五・〇	一四・七
三 腎 臟 炎	三、五三三	三、四六四	三、三九九	三、六四五	八・〇	七・八
四 一 及 二 結 核	三、〇七三	三、三五六	三、三〇三	三、一五二	七・〇	七・五
五 一 呼 吸 器 の 結 核 (淋 巴 腺 を 含 む)	二、二六二	二、四七二	二、二九一	二、二七一	五・二	五・三
六 一 二 其 の 他 の 結 核	七、六六	八、八六	八、〇一	八、八〇	一七・六	一八・七
七 下 痢、腸 炎 及 腸 潰 瘍 (二 歳 以 上)	二、四二〇	二、四三三	二、四四七	二、八三三	五・五	五・六
八 慢 性 心 臟 内 膜 炎 及 心 臟 瓣 膜 の 障 碍	二、〇一一	二、〇六二	一、九〇五	二、一三三	四・六	四・六
九 肺 炎	二、六五九	二、一三〇	一、七九九	二、二九九	三・六	四・〇
一〇 不 明 の 診 断 及 不 詳 の 原 因	一、六〇〇	一、七九	一、四四五	一、六七九	三・七	三・九
一 一 其 の 他 の 消 化 器 の 疾 患	一、四三六	一、四三六	一、三六三	一、四六六	三・三	三・三
一 二 其 の 他	二、二五五	三、一九七	二、七五九	三、一五七	五・二	五・二

(ロ) 「瘧、其の他の悪性腫瘍」も男子より低く、傾向は男子に於て「不變」であるが、女子では前年階級とは逆に軽度の上昇。

(ハ) 「腎臓炎」も男子より低く、傾向は男子に於て「不變」であるが、女子では微弱なる上昇。

(ニ) 「結核」に於ては女子は男子より著しく低く、傾向は男子同様殆んど「不變」。

(ホ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は男子より僅かに高く、傾向は男子と同様程度の微弱なる上昇。

(ヘ) 「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍」は男子と大體に等しい死亡率を示し、男子と同様微弱なる上昇傾向を示す。

(ト) 「肺炎」は男子より著しく低く、一上二下を辿りつゝも、男子同様に明かなる上昇。

(チ) 「不明の診断及不詳の原因」は男子より低く、傾向は男子同様「不變」。

(リ) 「其の他の消化器の疾患」も男子より僅かに低く、傾向は男子同様「不變」。

第六四表 女五〇—五九歳主要死因別死亡率

(五〇—五九歳女一〇,〇〇〇に付)

死 因	昭和二年	昭和三年	昭和四年
總 數	二五・二	二六・八	二六・八
主 要 死 因			
三二 腦出血、腦栓塞及腦血栓	三・九	三・六	三・七
一八 癩、其の他の悪性腫瘍	三・〇	三・四	三・五
五九 腎 臟 炎	三・八	三・五	三・五
一一及一二 結 核	二・〇	二・五	二・五
一一 呼吸器の結核(氣管及氣管支の)	八・三	九・〇	八・三
一二 其の他の結核	二・七	三・六	二・九
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	八・八	九・〇	一〇・〇
四〇 慢性心臟内膜炎及心臓腫脹の障礙	七・三	七・三	七・八
四八 肺 炎	六・四	七・八	八・三
八五 不明の診断及不詳の原因	五・九	六・三	六・二
五八 其の他の消化器の疾患	五・三	五・九	五・六
其の他の	四・三	四・九	四・六

一六 六〇歳以上死亡率

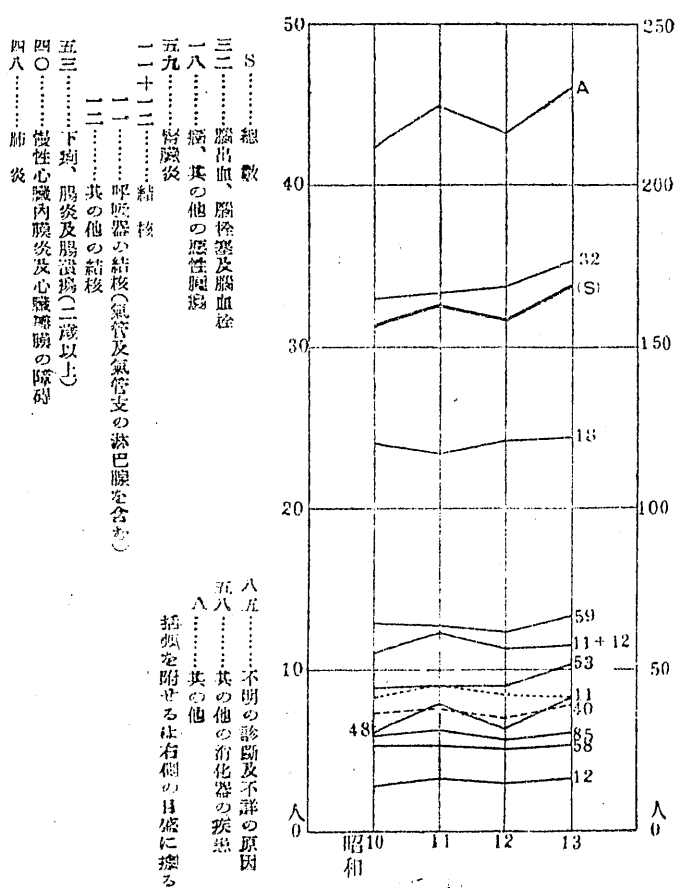
(1) 此の階級の死亡率に於ても女子は男子に比し著しく低く、其の差は從來のものを遙かに凌ぎ最も顯著である。傾向は男子と殆んど同様である。即ち前期に於ては低下を、後期に於て上昇を示し、特に昭和一三年に於て著しい上昇が認められる。

(2) 後期に於て之を各歳別に見れば(第二表参照)、六四歳及七〇歳を除けば何れも前項同様の傾向を示してゐる。尙男子と同様に年齢の上昇に伴つて死亡率も高くなつてをり、死亡率の男女差は大體七〇歳位迄は年齢

最近に於ける我が國死亡率若干の傾向 (豫報) (二)

第三六圖 女五〇—五九歳主要死因別死亡率の變動

(五〇—五九歳女一〇,〇〇〇に付)



の上昇と共に大となつてゐるが、それ以上の年齢に於ては規則正しい差の増大は認められない。

(3) 此の年齢階級に至つて死因は再び集中的になり、男子以上の集中度を示してゐる。第一位は男子で第二位となつてゐる「老衰」が占め二八%、第二位は男子に於て第一位の「腦出血、腦栓塞及腦血栓」で二二%を示し、第三位は男子同様「腎臟炎」で八%、第四位も男子と同じく「癩、其の他の悪性腫瘍」で七%、第五位が男子に於て第六位であつた「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」が占め六%となつてゐる(第六五表参照)。

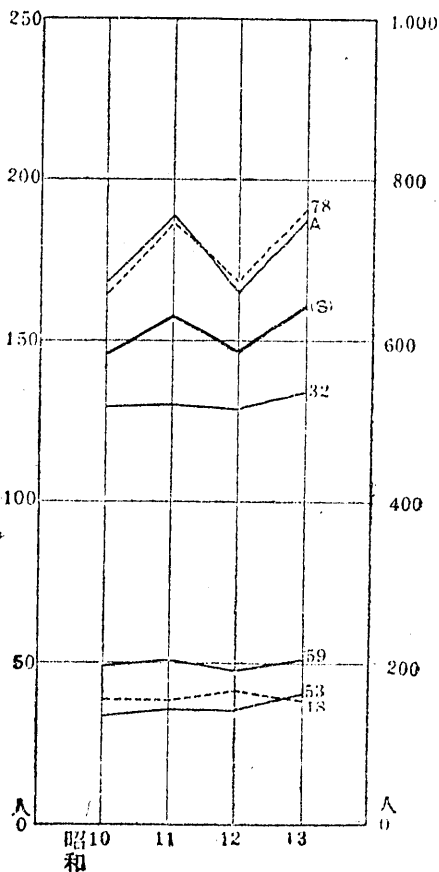
第六五表 女六〇歳以上主要死因別死亡

死因	昭和十一年				昭和十二年				昭和十三年			
	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年			
總數	27,355	28,128	26,336	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000			
主要死因	19,175	19,757	18,713	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%			
老衰	47,121	48,742	50,479	171.0%	171.0%	171.0%	171.0%	171.0%	171.0%			
腦出血、腦栓塞及腦血栓	37,102	38,377	38,734	135.9%	135.9%	135.9%	135.9%	135.9%	135.9%			
腎臟炎	14,185	14,921	14,342	51.8%	51.8%	51.8%	51.8%	51.8%	51.8%			
癌、其の他の悪性腫瘍	11,028	11,338	11,443	40.3%	40.3%	40.3%	40.3%	40.3%	40.3%			
下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	9,523	10,521	10,955	34.8%	34.8%	34.8%	34.8%	34.8%	34.8%			
其他	4,813	5,549	4,544	17.6%	17.6%	17.6%	17.6%	17.6%	17.6%			

第六六表 女六〇歳以上主要死因別死亡率

死因	昭和十一年				昭和十二年				昭和十三年			
	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年			
總數	540.0元	560.3元	586.9元	600.0	600.0	600.0	600.0	600.0	600.0			
主要死因	416.0元	431.5元	433.1元	68.3%	68.3%	68.3%	68.3%	68.3%	68.3%			
老衰	166.7元	168.3元	191.1元	30.9%	30.9%	30.9%	30.9%	30.9%	30.9%			
腦出血、腦栓塞及腦血栓	130.5元	130.0元	130.0元	24.1%	24.1%	24.1%	24.1%	24.1%	24.1%			
腎臟炎	49.5元	50.9元	47.7元	8.8%	8.8%	8.8%	8.8%	8.8%	8.8%			
癌、其の他の悪性腫瘍	36.7元	36.3元	41.6元	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%			
下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	33.9元	35.6元	40.6元	6.4%	6.4%	6.4%	6.4%	6.4%	6.4%			
其他	16.6元	16.7元	16.7元	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%			

第三七圖 女六〇歳以上主要死因別死亡率の變動



参照

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第六六表、第三七圖、第三五表、第一八圖参照)
 (イ)「老衰」は男子より著しく高いが、傾向は男子と同様一上一下を辿りつゝも明かなる上昇。六〇歳以上總數死亡率の上昇は男子同様老衰の上昇に據るものと言ひ得やう。

七八……………總數
 三三……………老衰
 五九……………腦出血、腦栓塞及腦血栓
 一八……………腎臟炎
 五三……………癌、其の他の悪性腫瘍
 一八……………下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)
 五三……………其他
 A……………其他
 括弧を附せるは右側の目盛に據る

(ロ)「腦出血、腦栓塞及腦血栓」は男子より遙かに低く、傾向は男子の低下に反し、女子に於ては微弱なる上昇。

(ハ)「腎臓炎」は男子より僅かに低く、男子の軽度の上昇に對し、女子は「不變」。

(ニ)「瘡、其の他の悪性腫瘍」は男子より低く、傾向は男子同様殆んど「不變」。

(ホ)「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は男子より僅かに高く、傾向は男子同様軽度の上昇。

ツァーン 著「家族及び家族政策」

Friedrich Zahn, "Familie und Familienpolitik",

1918, Berlin.

島 村 俊 彦

序文によると、本書は一九一八年七月二日ルーデンドルフ寄附金ミニオン(ヘン)委員會の懇望に基づき、著者ツァーンが行つた公開講演に若干の事項と文獻を註として補足し印刷に付したとある。全文僅々四十頁の小冊子に過ぎない。本書は公開講演の性質上、當然専門的な特殊研究といふよりは、人口政策の樞機たる家族及び家族政策を廣い觀點から取扱つた最も包括的なものといふことが出来る。しかし語られてゐるところは、深い觀察と理解を最も凝縮した形に於て表現せられ、我々に對し率直に問題の所在を示し、以て我々の研究に示唆を與へるといふ意味に於て、教へらるゝところ

が尠くない。本書に於て提唱或は推奨されてゐる家族政策の中には、我國に於て今日已に實施されてゐるものもあるが、今後現實の問題として考慮すべきものも少くないかと思はれる。勿論我國と獨逸とは、國家及び家族の成立竝に歴史を異にし、従つて政策が其上に立つところの根本思想をも全くは同じくしないであらう。しかし彼等から攝取すべき滋味の尠くないことも亦確かである。

我國最近に於ける國家情勢の發展に際し、我々は此舊著を再び新なる目を以て見直すことに格別の意義を感じるのである。比較的舊著であるに拘らず敢へて大意の譯出を試みた所以である。

一、國家及び民族に對する家族の意義

一夫一婦制を基礎とする家族の意義は極めて大きく、これを如何に高く評價するとも評價し過ぎるといふことはない。家族は個人に對してと同じく、民族及び國家に對しても其の搖籃である。それは肉體的、精神的、道德的及び民族的な力の青春の泉である。キリスト教文明國家に於ては、家族は今日二重の、密接に結合つた關係即ち一方では夫と妻との關係、他方では父、母及び子供との關係として見る事が出来る。夫婦共同體は生活と愛とを共にするところの子供に生命を與へなくてはならぬ。かくて家族は肉體的生活及び種族繁殖の直接的源泉となるのみならず亦同時に國家の原細胞、胚細胞であり、民族體の不斷の更新及び進歩的改良への眞の手段となる。

死亡し行く國民を補充するために國家が必要とする人間は家族の中に於て繰返しく作られる。家族は又國家の必要とする人間資質を創造する。

(ロ)「腦出血、腦栓塞及腦血栓」は男子より遙かに低く、傾向は男子の低下に反し、女子に於ては微弱なる上昇。

(ハ)「腎臓炎」は男子より僅かに低く、男子の軽度の上昇に對し、女子は「不變」。

(ニ)「瘡、其の他の悪性腫瘍」は男子より低く、傾向は男子同様殆んど「不變」。

(ホ)「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は男子より僅かに高く、傾向は男子同様軽度の上昇。

ツァーン 著「家族及び家族政策」

Friedrich Zahn, "Familie und Familienpolitik",

1918, Berlin.

島 村 俊 彦

序文によると、本書は一九一八年七月二日ルーデンドルフ寄附金ミニオン(ヘン)委員会の懇望に基づき、著者ツァーンが行つた公開講演に若干の事項と文獻を註として補足し印刷に付したとある。全文僅々四十頁の小冊子に過ぎない。本書は公開講演の性質上、當然専門的な特殊研究といふよりは、人口政策の樞機たる家族及び家族政策を廣い觀點から取扱つた最も包括的なものといふことが出来る。しかし語られてゐるところは、深い觀察と理解を最も凝縮した形に於て表現せられ、我々に對し率直に問題の所在を示し、以て我々の研究に示唆を與へるといふ意味に於て、教へらるゝところ

ツァーン著「家族及び家族政策」

が尠くない。本書に於て提唱或は推奨されてゐる家族政策の中には、我國に於て今日已に實施されてゐるものもあるが、今後現實の問題として考慮すべきものも少くないかと思はれる。勿論我國と獨逸とは、國家及び家族の成立竝に歴史を異にし、従つて政策が其上に立つところの根本思想をも全くは同じくしないであらう。しかし彼等から擷取すべき滋味の尠くないことも亦確かである。

我國最近に於ける國家情勢の發展に際し、我々は此舊著を再び新なる目を以て見直すことに格別の意義を感じるのである。比較的舊著であるに拘らず敢へて大意の譯出を試みた所以である。

一、國家及び民族に對する家族の意義

一夫一婦制を基礎とする家族の意義は極めて大きく、これを如何に高く評價するとも評價し過ぎるといふことはない。家族は個人に對してと同じく、民族及び國家に對しても其の搖籃である。それは肉體的、精神的、道德的及び民族的な力の青春の泉である。キリスト教文明國家に於ては、家族は今日二重の、密接に結合つた關係即ち一方では夫と妻との關係、他方では父、母及び子供との關係として見る事が出来る。夫婦共同體は生活と愛とを共にするところの子供に生命を與へなくてはならぬ。かくて家族は肉體的生活及び種族繁殖の直接的源泉となるのみならず亦同時に國家の原細胞、胚細胞であり、民族體の不斷の更新及び進歩的改良への眞の手段となる。

死亡し行く國民を補充するために國家が必要とする人間は家族の中に於て繰返し々々作られる。家族は又國家の必要とする人間資質を創造する。

此處に成人の活動及び子供の將來の有爲性に對する力の中心があり、此處に義務感、勞働意思、勞働熟練等が刺戟され、夫々の發展が遂げられるのである。此處に各人は夫婦の個人的、民族的職務を履行することによつて即ち子供を通じて自己及び民族の現状よりもよりよき状態を實現し得るのである。

家族に於ける肉體的及び精神的な特殊性の相傳を通じて、一定の家族精神が培はれ更に郷土精神、民族精神が養はれ、それによつて家族は國民性の源泉となる。家族精神は共同體生活に恒久性と確實性を與へ、また國家的秩序、國家の有機的發展はこれによつて強められるのである。

家族はまた一私事たる一面をも有する。個人が取得するところのものは、家族が以前に取得したところのものに基づき取得するのが普通である。人は父の勞働によつてより富裕となり、父の過失及び弱點によつてより伶俐となる。家族は私有財産制の基礎である。共同の勤勉の結果としての家族財産は、其最も重要な表現たる相續權、夫婦財産制によつて國家と相互に結付くのである。

家族は權威と愛の上に建設される。權威は家族の創始者といふことから發生する自然的資格である。しかし家族員は互に愛によつて結ばれる。相互扶助の意義及び家族生活の靜かな歡びは計り知れざる程大なる社會的價値を持つものである。人は家族に於て如何に規律と自由が協同し、如何に個人がより高き道德的集合人格即ち家族のために一身を捧げなければならぬかを學ぶのである。

此處に共同感、祖國愛の苗床が横たはつてゐるのである。運命、問題、結果の共通性は家族員に強き相關の感情を起さしめる。それが繰返されて

市民感、郷土愛、民族的自覺、國民的矜誇、共同國家意思の基礎となる。かくて家族と國家の間に廣範な交互關係が生ずる。家族の重點は愛、權威、敬虔の上に、そして國家の重點は權利の上に置かれるのである。繰返して云へば家族は將來の民族の苗床であり、有ゆる共同體生活、共同感、共同意思、國民生活、祖國愛の動力の根源である。家族は正に民族個性の心臓といふべきである。

國家は擴大された家族であり、祖國は擴大された家父の家である。家族と國家は繁榮と荒廢に於て運命を共にするものである。家族の韌帯が強靱なればなる程國家組織は愈々改善せられ、それから國家の大なる組織が生ずるところの細胞間の關係もまた愈々強固となる。之に反し多くの家族が肉體的或は道德的に罹患したとき或は家族が其內面的な力と強さを失つたときには、國家の細胞もまた疾病に冒され、髓は腐敗衰亡し、救済せんとするも遂に不可能となる。國家が民族的、文化的、政治的及び經濟的に衰頹する場合には常に家族、民族の細胞の衰頹が始まつてゐる。それ故國家は家族の維持、健全純正なる家族生活の保護に最大の關心を有するのである。家族の中に、國民は自己自身を見るのである。(J. J. Wagner)

二、獨逸家族の状態

我家族の多數は尙健全である。それ故我獨逸民族は其の核心に於て尙健全であり力強い。大戦前に於ける獨逸の力強い發展、今次世界戦争に於ける頼もしき働らきは實に民族の賜である。しかしながら、已に我家族を脅かすところの或る腐敗現象の徴候が現はれてゐるのである。過去十ヶ年間、家族生活は其の純情と深さを失ひ、家族精神、家族自覺は毀損せら

れ、家族の歡喜、家族の成長は弱まつた。極端な主知主義、拙劣な物質主義、放肆な個人主義は愈々、瀰漫し、理論的制度の追求は家族の基礎たる一夫一婦制を震蕩した。自由戀愛の標語が我々の間に歸依者、追隨者を獲得し、眞正なる夫婦が自由戀愛によつて放逐されることも稀ではない。幸にも我民族の多數は眞の夫婦關係を侵犯さるゝに至らず、少くとも冒犯されざるやう努力してゐる。我々は斯かる純正なる夫婦關係を確保し、有ゆる手段によつて保護しなければならぬ。

過去十ヶ年間に於ける國民經濟の發展は、以前にあつては家族靱帯が強固に結付けてゐたところの共同體關係に有害な影響を及ぼした。

家族經濟は曾ては生産、消費、家庭共同體であり、また教育、修養、財産共同體であつた。かゝる共同體の一部は全く崩壊し他の部分は著しく弛寛した。家族が封鎖された自給自足的生産共同體であつた時代は已に過去つた。

かゝる家族經濟は田舎に於て最も良く保存されてゐる。其處では夫婦、子息、息女は互に勞働し、共通の家族的利益といふことのみを目標としてゐるのである。手工業に於ても、手工業者の子息が父の經營の中に於て働く限りに於て、以前の家長的家族經濟の名残が明かに見られる。しかし、かゝる手工業的家族經濟は漸次減少しつゝある。

工業、商業、交通及び公務に従事する被傭者及び勞働者階級に於いては家族經濟は殆ど全く消滅した。ます／＼發展しつゝある國民經濟の工業化によつて、かゝる國民層が増加すればする程、以前の家族生産共同體の最後の殘滓は愈々消失してゆくのである。ただ工業勞働者或は被傭者が、なほ一片の土地を所有するか又は小作する場合にのみ家族生産共同體が部分

的に殘存してゐるに過ぎない。しかし其れは最早自給自足的生産共同體ではない。工場生産及び多くの生活資料の廉價販賣によつて、妻や娘の家庭經濟的生產分野は著しく制限される。パン焼、紡織、裁縫、編物、恐らくは亦洗濯、着物類の孔靡りといふやうな仕事は世帯から離れ、家庭外への支拂が必要となる。

有能な主婦の力を要求する家庭經濟的任務は之等以外にも尙澤山ある。勞働年齢にある近代人の職業生活、機械及び技術が形式的になるに従ひ、少くとも私生活を個人化する必要と熱望が生ずる。家族生活を美化し、高尚にすること、喧騒に充ちたる時代に於て家族に憩ひの場所を與へ、稼に出る家族員に晝間の鬭争と勞役の後に平和と満足を愉しむための場所を與へることは主婦の義務であらう。しかし妻に家庭外の金錢取得に従事せしむる必要が生じ、それが妻の健康或は家庭經濟的活動を犠牲にして行はれることも尠くない。夫婦、成人した子息、息女が總べて家を空けて稼に出ることも屢々ある。各人は異なる職場で、恐らくはまた異なる勞働時刻に働くであらう。そこで共同勞働、家族生産共同體は全く問題にならなくなる。家族の勞働共同體と同じく、消費共同體、家族パン共同體も亦發展しつゝある工業化及び近代的經濟關係の影響を受けて弛寛した。職場及び勞働時刻相違の結果として、食事時間も共同でなく、屢々家庭外で攝られるのが普通である。かゝる消費生活分裂の危険は妻が家庭を空けて活動する場合には特に著しい。かゝる妻は家族生活及び家族經濟に非常に不利益な影響を與へることがある。家の外にある家族員の出費によつて生活費が嵩むのみでなく、屢々行く必要もない料理屋へ行き、之に親しみ、自己の世帯から遠ざかり、遂には家庭よりも料理屋を愉快に感ずるに至るのである。

生産及び消費共同體としての家族の弛寛には、家庭共同體としての家族の弛寛が隨伴するものである。かゝる變化は發展しつゝある工業化及び我國民の都市化によつて惹起されたものである。それは都市住宅問題、移住の自由、成人した子息、息女の獨立への努力と密接な關聯を持つてゐるのである。父が自己經營をなしてゐる場合（農業、手工業等）には大抵子供にも勞働の機會が與へられる。そこで生産共同體其れ自身から家庭共同體が生ずる。かゝる場合以外は、——それは發展しつゝある工業化、都市化と共に愈々稀となる——父と違ふ職業をもつ子息、家族經濟に従事しない娘は兩親の世帯から離れ、彼等の勞働力をもつて何處か外に居住せんとするのである。彼等は屢々財政的に或は生活に於て成可く獨立し、兩親に依倚しないやう努める。兩親が住宅の狹隘及び他の生活關係から子供と離別することを利益とする場合も屢々ある。職業教育が若い人々をして兩親の家から一時的或は永続的に離れしむる原因となることもある。これら有ゆる事柄が競合して、家庭共同體といふ意味に於ける家族は斷えず甚だしき侵害を受けるのである。家族に無くてはならぬ要素の破壊と同じく、本來家族にとつて無くては良い要素例へば間借人、宿泊者等は家族精神、家族共同體精神に不利な影響を與へるものである。またかゝる現象は工業化、都市化、移住の自由及び前述の如き家族に無くてはならぬ要素の破壊傾向によつて愈々甚だしくなるのである。

それは數量的には家族共同體を増加せしむるけれども、恐らく眞の家族共同體は攪亂され、家族生活は妨礙されるであらう。

家族は、子女の小學校に於ける一般的義務教育及び中、高等教育の授業が開始された後は、教育及び修養共同體として、學校教育と協力しなければならぬ。しかし多くの家族は學校と並んで家族を完成するために必要不可欠な、教育、修養共同體としての任務を放棄してゐる。父の職業及び家庭外に於ける母の活動がこの義務の履行を不可能ならしむることも稀でない。

勞働共同體、生産共同體の成立せざるところには自然、家族財産共同體についての關心は消失する。事實以前には存在したところの家族財産共同體は次第に粉碎されてしまつた。

家族員は夫々各人の個人的利益を、出来る丈早く、また成可く全家族の幸福といふ專のために煩はされずに、追求せんとする。

家族情念の養成は、特に土地所有と家族との關係によつて促進された。家族財産が出来る限り永く存続するといふことは農民に於ては自明のことと觀られてゐた。勿論かゝる情念は田舎に於ても消滅しつゝある。現代の子供は概して、かゝる點には願望を拂はないのである。彼等は父に向つて成可く早く、「財産を分けて下れ」と要求する。

一般に家族に屬する個人の勞働の結果は、愈々家族に共有でなくなり、稼に出る家族員は、自己の勞働收入について夫々これを自由に、自主的に處分せんと努めるのである。之は要するに新時代の傾向であつて、多かれ少なかれ家族思想の粉碎、家族精神の侵害の原因となる。かゝる傾向を拒否せんとするならば、我々は、斯かる家族弛寛を本質的に條件づけたものは我國民の全經濟的、文化的發展、發達しつゝある工業化、都市化であることを見逃してはならない。

かゝる事情の下に於て、人々は子供及び多子の最も重要なるべき意義を看過するのである。

以前、家長制度的家族に於て大なる富として、また兩親の最善の勞働力及び手助けと考へられたところの子供は今日の工業労働者、都會人に取つては手助けどころか却つて重荷に過ぎないのである。子供の生れる毎に家族の重荷は増し、遂には家族財政の經濟的均衡は危殆に瀕するに至る。増加しつゝある家族の重荷と共に、家族の快樂、家族及び子供への歡喜は喪失する。今日の經濟事情の壓迫によつて既婚者の頭に忍込み或は多子家族の貧窮状態の觀察によつて惹起せしめらるゝところの氣分、考慮、思考過程は意識的及び過度の子女制限を行はしむる原因となる。こゝに、産兒制限なる名稱によつて何人も熟知するところの近代的現象の根源が横たはるのである。兩親をして家族員數を制限せしむるところのものは、勿論兩親の經濟力の客觀的不足ではなくて、外の動機であることが屢々ある。就中

社會的上昇への欲求は、兩親が自身のため或は子供のために社會的上昇を目論む際には、大なる子女制限的效果を發揮するものである。社會的上昇に際しては人は餘り大なる重荷を負はされない必要があり、従つて子供數を出來うる限り少くせんとする希望をもつ事は尤のことではある。しかし其場合兩親は屢々最も重要な點を思違ひするのである。子供が充分に生れないために、家族が次代或は其次代に於て斷絶するならば、家族の人々の社會的上昇は何の役に立つであらうか。家族の將來を、かゝる質的見地のみより觀察する兩親は家族價值及び自己生存價值を誤解してゐるものである。

家族の永續を確保するためには、多くの夫婦が信するやうに夫婦當り子供二人では決して充分でない。そのためには三人でもまだ足りない。何となれば經驗上、生れた子供の一部は夭折し他は結婚しないか或は結婚して

ツァーン著「家族及び家族政策」

も不妊だからである。一夫婦當り平均四人から五人の生産が辛うじて家族及び民族の永續を保證する。最近の平和時代に蔓延したやうな、過度な夫婦出生力制限は家族自殺であり最後には種族自殺、國民自殺となる。我獨逸國民は、かゝる宿命を打破するか、それともまた國民自殺を撰ぶかの岐路に立つてゐるのである。

最近の平和時代に於いて我出生曲線が示した急速なる下降は夫婦に於ける著しい子供數の減少及び國民多數が小家族制、無子家族制に遷移したことを意味するに外ならない。他の諸國に於ても同様の傾向が見られ、屢々より強く現はれてゐるところもある。

一方死亡率も著しく低下し、従つて出生率の低下が殆ど相殺された——少くとも今日まではさうであつた——といふことは我々に取つては果敢ない慰藉であり、かゝる状態の持續に満足することは出來ない。

約言すれば、嚴肅なる國民的危機、我家族の危機は已に大戰前に於て我に迫つて居つたのである。

世界戰爭の結果は何であつたか。それは家族、多子家族及び家族精神の意義を明白ならしめたことである。勿論戰爭は我家族を脅かしつゝある危険を尖鋭化した。我々は幾百萬の男子、そして眞に最善の、最も健康な、最も卓越した、また最も勇敢な男子を戰場で喪つた。それは力の充溢した年頃の、滿々たる創造力と生産力とを有する男子であり、父であり、または父となるべき男子であつた。

多數の家族は其の長と扶養者を失つた。子供達は父の訓練を受けずに成長し、母と妻には重い任務が課せられた。餘りにも早過ぎた父の死によつて濃い蔭が家族を蔽ふた。多くの既婚婦人が戰爭によつて夫を失つたと同

じく、少からざる未婚婦人は妻及び母となる期待を奪はれた。

以前の女子過剰は主として年老ひたる婦人及び寡婦の問題であつて、家族の建設に取つて實踐的意義は尠かつた。しかるに、それは戦争の結果、若き獨身婦人の切迫した問題となつた。

しかし、それ程多くの獨身者が戦死し、それ程多くの婦人が獨身で暮さなければならぬといふことは有り得ない。男子が戦地から歸還し、良き報酬を得て豊かな暮らしをなす見込があるならば確かに大なる結婚の歡びは期待されてよいだらう。何となれば、二年三年或は四年の年月を散兵壕の内暮した人々は、愛すべき故郷、自己の家庭への熱望を失はず、否それは彼等の内に募るばかりだからである。しかし労働及び婚姻市場の状態が好都合である場合にさへ幾十萬の若き婦人は結婚しないだらう。彼女等は夫、孤獨な生活の道を歩まねばならない。何となれば、運命によつて彼女等の夫と定められたる男子は戦死を遂げてしまつたからである。戦争は其の冷酷な手を以て數多の家族の成立を妨得し又既存の多くの家族の幸福を破壊した。夫及び父が歸還した場合にも戦争は家族生活の上に妨得的或は破壊的影響を及ぼさずには置かない。

全夫婦數の三分の一以上にあつては、夫婦は夫の召集のため、戦時中互に別居しなければならなかつたが、これは戦時中の出生減退の原因となつた。しかも家族から遠く離れて生活しなければならなかつた者は、最も繁殖力旺盛な年齢級の男子達であつた。かゝる戦時出生減退が戦後に於て、それ等の夫婦によつて補償されるや否やは頗る疑問である。空しく経過した所の四年間の孕娠期中の出生減を、その後の期間に於て取返すことは頗る困難であつて、恐らくそれは出生減のまゝになるであらう。

又教育的、經濟的觀點から言つても、戦争によつて家族は甚しき打撃を受けてゐる。戦争は確かに青年を放縱にしたが、それは主として父の不在に歸さるべきことは疑無い。子供の教育が母のみに委される場合には、母性の柔弱、柔和が子供の上に優越的に支配するの危険が生じ、母性の柔弱に對する均衡として必要な父性の力の教育を缺くことになる。

其上母は子女教育及び家計の處理以外に、出征した男子の仕事を引受け或は又生計費の支辨のため家庭外の稼に従事し、そのために子女教育及び家庭經濟が害されることが屢々ある。また學校は其の効果を充分學童の上に及ぼす事が不可能となる。授業力及び教室の不足は屢々、授業時間を短縮せしめ、平和の時代に比してヨリ低度の授業を餘儀なくせしめる。

他方労働力不足に直面して、少年が得るところの良い収入は屢々、我儘と輕佻を昂せしめ、粗暴、法螺、無紀律に油を注ぐのである。

妻の營利活動の暗黒面は戦時中の過度の婦人労働及び同時に生じた婦人労働者保護の減退によつて一層甚だしくなつた。不幸にして、強度の鑛山採掘は婦人労働力に俟たねばならず、それが獨逸母性の生殖力に祟ることも恐らく屢々あるであらう。かゝることは無視するとしても、戦時に於ける多子家族の生計は未婚者、無子者には殆ど想像もなし得ない程困難となり、それはまた子供數に従つて増大するのである。今日それは單に算術的にではなく、いはゞ幾何的に増大するのである。

已に大戰前は家族殊に多子家族に取つて恵まれない時代であつた。そして戦争はこの弊害を改善どころか寧ろ尖鋭化した。家族弛寛の原因特に出生力制限の原因は減少せず益々、強く作用してゐる。我々は家族及び子供恐怖の時代に於て、多數の、健康な、有爲な多子家族程必要とするものは

無い。戦争による大なる人的損失を幾分なりとも補填しうるのは、出生及び多子を喜ぶ家族あるのみである。

人的損失を最も迅速に、最も善く補充した國民のみが實際に勝利を獲得し又家族に永續性を保證しうるのである。我民族力の甚大なる損失は、ひとりでは補償されず、又家族に於ける出生を喜ぶ精神は、ひとりでは復歸しないだらう。それはまた諫言や説諭のみによつても復歸しないだらう。そのためには、國民力の保持、再建、擴大、改善、獨逸家族及び獨逸國民のための積極的方策が必要である。

三、此等の點に關し已に何が爲され、更に何が爲さるべきか

過去十ヶ年間に於ける家族政策は、正しい家族の生活を創造するといふ任務、國家政策的任務を果すためには決して目的意識的であつたとは謂ひ得ない。國家は家族身分法、家族法及び相続法の夫々の規定を公布するといふことによつて、主として家族の私法的側面に關與したのである。更に國家は義務教育制度の制定によつて子供の教育の面倒を見た。國家は大資産及び農業財産に關しては、世襲財産法及び農業相続法といふ方法によつて家族財産の確立のため貢獻した。

政治的關係に於ては、國家は家族の父の特權を認めてゐない。租税法は無子者、獨身者と同一の方法で家族の父が課税せらるゝ限りに於て、長い間家族の友ではなくて敵であつたといはなければならぬ。實に、家族の父は、夫と妻の収入が合算され、之に對して夫婦、離婚者或は蓄妾生活者の夫婦別居生活に適用されるところの夫婦への分割課税よりもより高率の累

進法が適用されることによつて寧ろより重課せられる事になるのである。近頃各種の所得税法、財産税法に於て、家族若しくは多子家族に或る社會的顧慮が拂はれるやうになつた。近時家族及び多子家族の社會的評價が大いに高まつた結果、國、州及び市町村は住宅問題の領域に於て、多子家族に居住を容易、低廉ならしむる努力を拂つてゐる。

家族及び家族の子供に對する社會的保護は同僚間及び部下に對する企業家の問題、個人信仰上の問題であつたが、勿論それによつて、公共的手段或は保險的手段よりする補助が家族に與へらるゝことも屢々あつた。我特別社會立法は過去十ヶ年間に於て、全國的な労働者保護法及び社會保險といふ形をとつて現れたのであるが、それは次いで労働政策又後には、それが國民のより廣い層を包含したとき、人口政策としてよりも寧ろ國民福利政策として營まれた。

これらの活動の第一次的目標は常に個人の保護にあつた。之に對し家族の保護及び獎勵は單に第二次的であり、かゝる個人的保護の副産物に過ぎなかつた。それにも拘らず社會政策の、この第二次的な、家族政策的事業は注目に價するものである。我労働者保護法は妻及び少年の労働力によつて經營せらるゝ鑛山亂掘の有力なる抑制の機能を發揮した。

余は少年労働及び妻の労働を一部禁止し、一部制限するところの關係法規及び特に妊婦と産婦に適用される規定を想起する。これによつて今日の母及び將來の母は身體的過勞から保護されるであらうし、夫婦、母の健康並に成育中の子供の健康は已に母の胎内に於て出來うる限り保護せられ、そしてまた家族幸福の外部的妨礙が遠ざけられるのである。また大工場及び仕事場に於ける休息室制度、工場養護者制度は茲に記載の價值がある。

更に妻の収入のための労働と家族の母といふ二重の任務を軽減するため、土曜日午後及び金曜日の前晚に於ける労働の早期終了、日曜日労働の制限或は禁止、其他の労働衛生的經營改善が適用された。同時に家族生活の利益のために、多數の經營に對して最大労働日數並に成年労働者にも適用される日曜日休業が命令された。勿論労働者及び婦人労働者保護は戦争のための巨大な労働力の必要によつて、促進されずして却つて戦時中多くの點に關して後退せしめられ、婦人労働者の健康と活動能力に充分な顧慮が拂はれ得ない状態である。

一九一四年八月四日の國法律は夫々從業制限に例外を認むる權限を與へた。この授權によつて、戦争の長期化及びそれに伴つて發生した必要のために、例外規定は盛んに適用された。このために妻の健康の甚だしき破壊及び全般的民族福利に對する危険が氣遣はれたが、少くとも一九一八年一月九日の、聯邦政府に對する帝國總理大臣の回章によつて労働者の保護の若干の原則が再び立てられた。今日迄の戦争事情に對處する此規定は大いに歡迎されるべきである。そこで平時に於て樹立せられた労働者保護が成可く速やかに復舊し、更に擴張されることが望ましい。

労働者保護法と同じく我社會保險もまた「總ての被保險者の均等なる取扱」なる原理に従ひ、個人に對し形式的、普遍的に規定されたる給付を與へる建前であるが、それにも拘らず茲にも若干の規定が附加へられ、それによつて家族、多子家族に於ける被保險者の地位は假令控へ目の程度に於てにせよ顧慮されるのである。

疾病保險は産婦扶助及び埋葬費さへ給與し殊に病院或は家庭外に於て處置せられ、家族の扶養をなし得ざる被保險者の家族に對しては家族手當を

給與してゐる。しかし此の家族手當は其目的を充分達するためには家族の大いさに就いて餘りにも無頓着である。保險加入の義務なき家族の自由意思による保險加入の方法によつて已に認可され事實行はれてゐる家族疾病保險は愈々重要となる。之によつて與へられる被保險者家族員の醫術的處置は今日迄歴々醫術的に忽にされてきた子供のために特に好都合となり、それ故乳幼児死亡の減少のため大いに歡迎されるべきである。

傷害保險は、治療處置の施與に際し職業團體の側で與へる家族手當によつて、家族にも適用される事となる。それは疾病保險の家族手當とは異なり、少くとも子供の有る家族と無い家族とを區別してはゐるが、悲しいかな、二人の子供の有る家族の手當は七人の子供のある家族のそれと正確に同一額なのである。

癡兵保險、それは同時に寡婦及び孤兒保險であるが、三つの保險の内最も家族保護を顧慮してゐるものである。癡兵年金に對しては寡婦及び孤兒定期金の外に十五歳以下の子供について子女補助金が支給される。幸にも多くの保險會社は法律的請求權が成立しない場合も子供數に従つて家族扶助を與へてゐるのである。

被傭者保險に於ける關係も之と同様である。

其他の損害豫防的な總ての労働保險は被保險者及び其家族の健康並に生活に對し有利に作用する。癡兵保險が特に多子家族の利益のために住宅問題の領域に於て爲したところのことは、從來子女保護の領域に於て爲したことに同じく特別の稱讚を博した。家族の必要を斟酌した斯かる企圖は戦争勃發以來盛んに行はれてゐる。戦争は特に軍人家族のために發布された家族扶助法、軍人遺族扶助法を通じて有力なる家族保護を齎した。周知の

如く軍事的定期金扶助には家族の個人的必要に出来るだけの顧慮を拂はんとする市民的、社會的保護が附加される。被保險者の妊娠中及び授乳中の妻と同じく、一般に貧困階級出の斯かる妻の利益のために戦時中に成立した産婦扶助はより重要である。

更に家族に對し遙かに大なる意義を有するものは資本辨償法である。これは戦傷者に或る繼續的收入の代りに一時的資本計算を請取ることを得せしめ、戦傷者が自己の住宅を有つことを可能ならしめるものである。住宅殊に自己の土地の上の自己の住宅は多子家族にとつて非常に重要な住宅問題の最善の解決方法である。

家族特に家族の子供數のより良き顧慮といふことは大戦の最後の年に國、州、團體が各地で採用した物價騰貴増給の規定によつて一步前進した。物價騰貴増給は官吏及び被傭者が獨身、既婚、無子、多子の執れであるかに従つて夫々異つた金額が支給されるのである。

一九一七年十一月二十二日の聯邦議會命令に基づく、疾病資金に對する物價騰貴増給も之と同一の取扱を受けてゐる。戦時中個々の聯邦國家で決定された所得税法、財産税法は家族及び其子供に對し同様の顧慮を拂つてゐる。これによつて家族の敵たる、夫婦に對する均一的課税は幾重にも緩和された。以前の法律に於て既に申譯的に考慮された所謂小兒條項は納税義務者（法律上の義務に基づき子孫を扶養しなければならぬ）が収入の多少及び子供數に従つて、希望によつて一定の課税率低減を受けうるやうに改善されなくてはならぬ。

また多くの團體は租税の輕減によつて多子家族の生計を容易ならしむべく努力してゐる。

最近國、州、團體の住宅政策は多子家族の救済に乗出し、そのため公共的財産から多額の金額が支出された。

四、更に何が爲さるべきか。組織的家族政策。

我々は最内閣書記官長 Wallat が國會に於て云つた如く、今日迄の斷片的事業の時代から組織的の事業の時代に入らなくてはならぬ。

我々は意識的、計畫的、大規模な家族政策を實施しなくてはならぬ。家族、多子家族は意識的に我々の努力の中心に置かれなくてはならぬ。それは又或將來の人口政策の樞機であり目的でなくてはならぬ。家族、家族精神を助長し、家族生活を安易ならしめるところの總てのものは今後特に奨励されなくてはならぬ。家族生活に有害なものは同時に抑壓されなくてはならぬ。家族特に多子家族の強化は、それ故今日の要求であり、それは總ての人口政策の努力、然り總ての社會的、經濟的、財政的、文化的な強制政策的努力の中心に押出されなくてはならぬ。衆議院議員 Hines が彼の著「出生減退と社會改革」で正しくも強調してゐる如く「經濟的、租税政策的、社會的、倫理的分野に於ける有ゆる標準は先づ第一に家族生活に有用であるか否か、又どの程度に有用であるかによつて評價されなければならぬ。それは立法にも妥當するが、より以上行政に妥當する。總ての官吏は此思想を以て貫かれてゐなくてはならない」のである。

「家族の強化」のためには先づ早婚奨励が問題となる。我國の所得關係に就いて云へば、早婚は中流、上流階級に於て愈々少くなつてゐる。これは當人の健康のためにも、早婚から生るべき子供數のためにも何等利益なく、又かゝる家族の家族精神に對しても何等利益がない。何となれば、已

に Rehn が非常に適切な疑問を發してゐる如く、子供が生れた時父は既に老年であつたり、又は子供が物心つく以前に父親が死んだときには父親は如何にして家族の道德を子供に確かり植付けることが出來やう。近時の人口政策的觀點から男子の早婚はいよく促進せしむる價值がある。何となれば已に述べたる如く、女子過剩は戦争によつて以前にも増して甚だしくなり、しかもそれは以前とは違ひ結婚適齡期の女子の結婚問題となつたからである。かゝる早婚のために爲さるべきこと（教育年限の短縮、初任給の増額等々）については此れ以上述べない。それに就いては余の「人口再建」なる論文を参照せられたる A. G. Bastian による「早婚に就いて」といふ論文（ミュンヘン一九一七年）及び A. Pöls の論文「大戰後に於ける民族更新に對する早婚の意義」（民族力の保持増強、ミュンヘン一九一八年、七十七頁以降）がそれについてのより詳細なる説明を與へてゐる。「家族の強化」の中心問題は恐らく或る階級或は全國民の一般的改善にあるのではない。かゝることに依つては多子家族も子供數も増加しない。中心問題は寧ろ多子家族が自己と同じ社會層に屬する子供の少ない者或は獨身者に比べて有するところの地位の不利が如何にせば除去され、出來うるならば逆の状態になりうるかにある。

敬虔なる希望及び正當な忠告のみを以ては何事も爲され得ぬ。それは經濟的援助を伴はないならば大抵目的を達し得ない。しかして經濟的強化は子供數の増加に従つて其家族の物質的關係が悪化しないといふことを目標としなければならぬ。この目的のため、經濟的強化は二つの方面に必要である。即ち一方では子女養育費を減少せしめ他方では多子家族の收入を増加せしむる必要がある。多子家族の出費は子供の少ない家族に比してよ

り大なる住宅、世帯道具、食料品、被服其他の必需品、多量の燃料、教育費等によつて著しく増加する。かゝる家族費用は有ゆる手段を以て減少せしめなければならぬ。そのためには世帯を持つための經濟的負擔が軽減されなければならぬ。此點に關しては最近各地で行はれてゐる世帯道具扶助、新しく建設される家族のための世帯道具廉價供給組合の救済は大いに役立つだらう。しかし特に都市に於ける住宅問題及び出來うるならば、自己の耕作によつて一部の食料を自給しうるやうな田園移住のために大規模な保護が必要である。家族及び其發達に對しては、田舎に於ける生活條件は都市に於けるより遙かに有利であるから、家族の強化のため國內移民は大いに助成さるべきである。

更に子供の養育及教育のための支出は次の方法により低減されなくてはならぬ。

- 一、休暇中、最善の榮養補給をなしつゝ小兒及び學童を家族外で收容するための大なる保護
- 二、大家族の天稟ある子女に高等教育機關入學を容易ならしむること（授業料、教材の無料、奨學費給與、寄宿舎への收容）
- 三、食料品、靴、衣類、燃料管理制度による保護
- 四、既に實施されつゝある租稅制度による保護（擔稅力に矛盾する均一的免稅點ではなく、多子家族の父に對するより高き免稅點。所得及び財産稅法に於ける小兒條項、相續法の改正）
- 五、妻及び成長中の娘のより良き家庭經濟的教育
- 六、必要ある場合には職業及び母性の同盟結成を容易ならしむる、社會制度的方法による職業婦人のより大なる保護。殊に妻の職業労働が後まで

も又廣範圍に必要であるならば尙更保護の必要がある。戦争による癡兵の夫婦では多くの場合家族の經濟的擔當者は男子ではなく、全部或は一部は女子勞働であらう。

七、我社會保險法による保護實施に當つては被保險勞働者の家族及び子供數を更に顧慮すること。

しかし就中多子家族の收入の改善が肝要である。この點に關しては、就職に際して既婚者を優先的に採用すること及び農産物消費組合へ無制限に参加せしむることによつて確かに多くの効果を擧げうるだらう。

この外俸給政策が此の問題に關して採用されなくてはならぬ。

已に國、州、團體は家族増給を以て其れに對するスタートを切つてゐる。戦時中此の組織は既に述べたる如く、既婚者及び子女補助金を伴ふ戰時物價騰貴手當によつて更に一步を進めたのである。比較的大なる私的經營では既に此の組織に追從して居るものも尠くない。しかし一般的には此の組織は完成されてゐない。若し多子家族の父に、——彼は全く甚だしい家族負擔を背負はされてゐるのであるから——子供の無い者、子供の少ない者或は獨身者よりもより多額の收入或は賃銀を與へずして法律的に或は亦單に道徳的に義務づけんとするならば、それは家族の父に損害を與へる事になるだらう。かゝる措置は他の者のための、多子家族の父のポイコットを意味するだらう。

夫れにも拘らず現今の賃銀制度は承認さるべきである。その制度は未だ節約することを知らぬ若き勞働者に不相應な高收入を得せしむる一方、既婚者には僅かづゝしか上らない收入を與へるに過ぎない。そこで屢々建議されてゐる如く、勞働者及び被傭者の賃銀強制貯蓄制度を設け、混合委員

會によつて決定された金額を若い勞働者の賃銀から抑留し、之を金庫に引渡し、結婚後再び使用せしむるといふ形で運用せらるゝ事は確かに有意義である。

最近バイエルン政府が遞信大臣 V. Seidlein の提議に基づき、州全官吏のために計畫した強制的子女増給保險は大いに好ましく又全く模範とするに足るものである。この子女増給保險は自助と國家的救済を基礎とし出來上つてゐるものであつて、其の根本思想は州官吏の各階級を通じて、養育負擔と收入との間には適當な均衡が保たれなくてはならぬといふことに歸着するのである。此の目的のため、子女増給保險に於ては全部の官吏及び勞働者は各自の割前を支拂はねばならぬ。獨身者及び無子の既婚者は夫々より多い出資、家族は子供數に應じて夫々小額の出資をしなくてはならない。主要な費用は州が負擔しなければならぬ。かくして成立した保險金庫から子供數に従つて、多子家族に養育補助金が與へられるのである。國家が斯かる方法によつて官吏家族の面倒をみることは確かに良い事である。種々の點に關して、他の社會階級の模範となるべき立場にある官吏に於て此の家族政策が行はれるといふことは全く正當である。この限られた國民層のために計畫された子女増給保險は眞に廣範な、一般的なものとなるべきではなからうか。

多子家族の經濟的改善の問題、出生歡喜の昂揚の問題に關する人々、例へば Gruber, Grotjahn, Hize, Mayet, Dittmann, Paul, Schlossmann, Zeller, Düsseldorf の家族福利同盟の如きは、數及び質に關する人口獎勵手段の最も重要なものゝ一つ、然り最も重要なものは所謂家族保險、公共的、法律的強制であるといふ認識に到達してゐるのである。この家族

保險は行政官吏、雇主、労働者を加入せしめてゐるデューセルドルフ同盟に倣つて、少く共今日被傭者保險、廢兵保險に加入してゐる階級の全部、出來うるならば以上の廣い階級——自由職業者、上中下官吏更に小營業者——を包含しなくてはならぬ。此の家族保險は一種の結婚、分娩、子女扶助でなくてはならぬ。即ち、それは被保險者に對して次の扶助を與へなくてはならない。

一、結婚と同時に與へる扶助。

二、産婦扶助。

三、子女扶助。之は少く共滿十四歳までの子女に對し、第三兒目から子供數に應じて與へられなくてはならぬ。

保險から生ずる費用に對しては、有ゆる問題に關心を有する國家が先づ醸出すべきである。かゝる方法による、多子家族を目標とする經濟的均衡といふものは他の社會保險事業と類似の社會的性質をもち、従つて慈善或は施物としてではなく權利と見做されなくてはならぬ。

多子家族のためには單に形式的、一般的な扶助を與へる家族保險以外に、社會的な個人扶助が無くてはならぬ。この個人的保護は成可くバイエルン戰時局の原則に従つて支給され、家族が保護を受けるといふ氣持になるまで待たずに、多子家族に適用されなくてはならぬ。

赤十字の多方面に渉る婦人同盟、各教派の福利同盟は既に此の領域で協力し有益なる事業を成し遂げてゐる。しかし斯かる努力の重要性に鑑がみ、人口政策的内容をもつた目的意識的な統一的活動が營まれないなくてはならぬ。從來人口政策的問題を取扱ひ將來更に廣範な人口政策的措置を採らなくてはならない中央機關は、一面一般的原则の樹立のため、他面措置の

實施のために、外部團體の統一的協力を確保しなければならぬ。かゝる外部團體として市町村委員會が指令に立ち、上に向つて發議し、上から與へられた原則の執行を其地方の個々の家族の特殊な個人的必要に順應せしめなければならぬ。

さて茲に述べた經濟的均衡を計ることのみによつては家族政策的問題が解決せられ得ないことは明白である。家族責任の精神は咒文によつて幽靈を呼出すやうに、僅かばかりの社會政策によつて呼出すことは出来ない。それは唯緩漫にのみ發達せしめうるのである。

しかし其の爲には多子家族の意義に關する教育的、啓蒙的努力によつて強力な民族の教化が爲し遂げられなくてはならぬ。これによつて各自、家族の永續といふことに對する關心が強められ、家族自殺ともいふべき家族繁殖不足の問題に目覺め、家族意識、家族の矜誇の發揚、家族及び大家族に對する責任感の促進が圖られなくてはならぬ。

Taine の言葉即ち「各世代は前代から後代のために委任された財産の一時的管理者である」といふ事は忘れてはならぬ。Naumann 婦人が正しくも強調してゐる如く「我々は單に戰爭に於て偉大なること、顯著なることを爲さんと欲するのみでなく、獨逸といふ織物に於て、祖先よりも更に多くを織らうではないか」といふ言葉を想ひ起さなくてはならぬ。

先づ家族を愉しむ新しき世代の養育によつてこそ現在の戰爭は完結するのである。強く、優れた、新しき男女が我々の後に従ふ場合にのみ今日の巨大なる英雄の闘争は役立つのである。我々は未來の國民のために死んだ戰死者に對し、我國民が其の生活意思を主張し、子供を有つといふ意思を通じて其れを實現する義務を負ふものである。

また藝術は從來にもまして家族生活の醇化に寄與しなければならぬ。

詩、繪畫及び敘述的藝術は、古くは Dreyerger, Ludwig Richter 近くは Zumbusch の如く、獨逸の家庭及び家族についての單純ではあるが、しかし偉大であるテーマを教化と模範のために一般國民に示さなくてはならぬ。我々は有ゆる方法を用ひて家族及び家族思想の調子を高め、崇敬しやうではないか。この努力に對しては家族集會が役立つのである。我々は家族なき交際好き及び最近十ヶ年間に大いに蔓延したところの家族生活の放棄を排斥することによつて自己の家族生活を高揚し、定期的に繰返される素朴な家族集會によつて家族生活を復活しなければならぬ。この家族集會は最近十ヶ年間單なる悲しさうな外觀（家族員の死亡の場合）に全く満足してゐたのである。しかし、家族集會といふものによつて家族の結合、家族思想は根本から強化されるだらう。又家族記録の再審（それは斯かる家族集會によつて容易に促進せられうる）によつて、家族精神は著しく深められる。

□に W. Riehl は一八五五年に出版した書物、「家族」に於て、また最近に於ては Julius, Bachem, H. Paul, von Gruber, Grotjahn は家族を建設し、其子孫を通じて國民經濟に創造的な力を與へ、又國家に對し未來の兵士、祖國防禦者を捧げ國家の永續に寄與したものと、ため選舉權附與に際し子供數に比例した多數投票權を付加へる事を希望してゐる。今日若し政治的特權が存在するものとすれば、其れは當然、その行爲によつて一般を充分利益し、民族仲間の感謝を受くる權利を有する者に歸屬しなくてはならぬ。その者こそ多子家族の父達である。そして多子家族の妻は彼等の夫を通じて適當な政治的價値を有つであらう。これは妻の政治的開放の満

足にして適切なる解決方法である。

しかし周知の如く、選舉法の改正は遅々たるものであり、従つて國法による特權付與は餘り望みがないだらう。反對に、上に述べた以外の見地から提議せられた妻の個人的選舉權は家族政策の立場から有害なものとして否定されなくてはならぬ。女性の世界の力の根源は家庭と家族の中に在り、そして此の根源を現在特に弛寛せしめ、危殆に瀕せしめてはならぬことは一九一八年六月十日の國會に於て内閣書記官長が正しくも強調した通りである。「家族生活を妨碍するものは何事によらず爲されてはならぬ。家族生活、家族精神を完成し、強化し、安定せしむるものは何事によらず爲されなくてはならぬ。妻の投票權によつて家族責任は脅かされるだらう。家族生活の平和が脅やかされるのみでなく公共的生活の嵐と壓迫から遠ざかり、靜かな、優しい氣分と個人生活を愉しむ女性の特權は弱められる。しかも斯かる環境に於てこそ妻の力と魅力が有ゆる家族員の上に支配するのである。」

多子家族に對する國法の特許付與が不可能であるならば、社會的尊敬に益々多くの注意が拂はれなくてはならぬ。

また科學は家族に關して怠つてゐる義務を取返さなくてはならぬ。家族學は今日まで民俗學といふ學科の下に於ける召使であつた。

今こそより良き家族學の建設に着手するには恰好の時である。家族に關する理論は社會學と同じく、充分に建設されなくてはならぬ。

此點に關し官廳統計が爲すことを得、また爲すべきことは余の歡獎に基づいて出版された Fr. Burgdörfer の近著「人口問題、家族統計、家族政策論」(ミュンヘン一九一七年)に注意すべき方法で述べられてゐる。

既に述べたる事の結論として、家族責任の精神を完成するためには非常に多方面に渉たる協力が必要である。更に斯かる大規模な家族政策を實施するためには多額の金錢が必要である。前述の個所で問題となつた各種の措置が實施せらるゝ場合即ち子女増給保險、家族保險が實施せらるゝためには公共的財政特に國、州、市町村財政の強い財政的關與が必要不可欠である。この金錢の調達は戰爭遂行のために必要な他の大なる財政的要求に直面して非常に困難であることは疑ない。しかしながら此要求額は今日迄社會政策のために使用された金錢と同じく、國民生産力の生理的、精神的、道徳的健康保持のための國民的保險料に外ならず、また獨逸國民の將來にとつて必要不可欠の費用である。我國民が自己を主張し貫徹せんと欲するならば、我々は目的意識的家族政策を財政的關係の故に躊躇することがあつてはならぬ。家族政策的課題は一の躊躇をも許さぬ。近視的儉約のために、今日逸したところのものは、後日になつては最早や取返すことは不可能である。心理的、生理的に大なる損傷を蒙つた國民は、假令如何なる手段を以てするも、過去に於て抑壓したところの民族力に何物をも追加するを得ないであらう。

過去に於て抑壓したところのものは既に死滅の宣告を下されたのである。我々は現時の世界鬭争に於て、自己を主張するために全力を盡す根據は充分ある。

そこで初めて名譽に充ちたる平和が得られる。それは我經濟的發展に再び自由の道を開き、人口増加への道を開くであらう。かゝる平和は正しく利用され評價さるゝならば、新しき力、新しき民族力、新しくして強力なる民族成長の源泉となる。正に平和其れ自身は生活力ある民族、強き家族

民族が其れを保護し庇護するときのみ永く確實に我々のものとなる。「確固たる意思は運命をさへ創造する」とは Ludendorff の言葉である。願はくば獨逸國民の數豊かな家族への意思、正しき獨逸民族責任に對する力を再び強固なものとしたいものである。成長しつゝあるもの、成長しつゝある民族のみが未來を有つであらう。

☆

☆

☆

☆

紹介

スエーデンの人口問題及人口政策

A Programme for Family Security in Sweden,

by Alva Myrdal, International Labour Review

ew 1939. June.

序言

出生率の低下、人口減少の脅威、と云ふことは、現下歐米各國を襲ふて居る文明病であつて、スエーデンも亦その脅威を自覺し、最近之が對策を講じた。それは我國によく紹介されて居る獨伊や佛國とは種々異なるものがある。固より我國に採用すべからずと思はれる點もあるが、兎に角人口政策上興味深きを以て、右に掲げた論文によつて、同國の人口現象の近況及最近採用されたる主たる人口増加政策を紹介する。著者ミルダル女史は「人口委員會」の委員たり、その夫はストックホルム大學教授で夫妻共著の「人口問題の危機」がある。

スエーデンに於ける人口思潮

瑞典に於ては他の國と同様從來より人口政策に關し、相反する二つの思

想的潮流があつた。一は保守的で人口の増加を喜び、之が爲に産兒制限の普及を壓迫すべしとする。他は個人主義的で産兒制限に依る家族の制限を是認し、人口の減少を以つて經濟上寧ろ望ましとするのであつた。新人口政策はこの兩者の折衷である。即ち全體の人口の増加を計る點に於ては保守派の説に賛し、個人に對して産兒制限の自由を認める點に於ては自由主義派に一致する。それは人口の増加を計るも、個人の自由を制限し産兒制限の手段を封じて、無知に依る不本意の産産を計ることなく、教育と經濟的社會的施設とに依つて産産の増加を計らうと云ふのである。是が自由主義國スエーデンの人口政策の一特質である。

スエーデンに於ける人口減少の脅威

スエーデンをして最近急に人口増加政策を採用せしめたものは、急激なる出生率の減少である。スエーデンは一七四九年以來正確なる人口動態を有する國で、人口統計の古い事、詳細な事に於て世界第一であるが、一八八〇年迄は大體千人中三〇人以上の出生率を維持して來た。然るに一八八〇年より千人に付二九人に下つて爾來年々出生率低下して回復せず、一九二〇年より更に千人に付き一〇人臺に低下して漸減の傾向を進め、最近一九三三年來は千人に付き一三人と云ふ低き出生率を示すに至つた。尤も一方死亡率の低下に伴ひ、最近に於ても尙人口は自然増加を見て居るけれども、近き將來に於て人口減少すべきは歴然たるものがある。即ち、再生産率は一九三三年には〇・七二九、一九三四年には〇・七二六、一九三五年では〇・七二三と漸減し、一九三六年は〇・七三九、一九三七年には〇・七四五と漸増したが、要するに〇・七五を出でず一時代の中に人口が四分の三に減

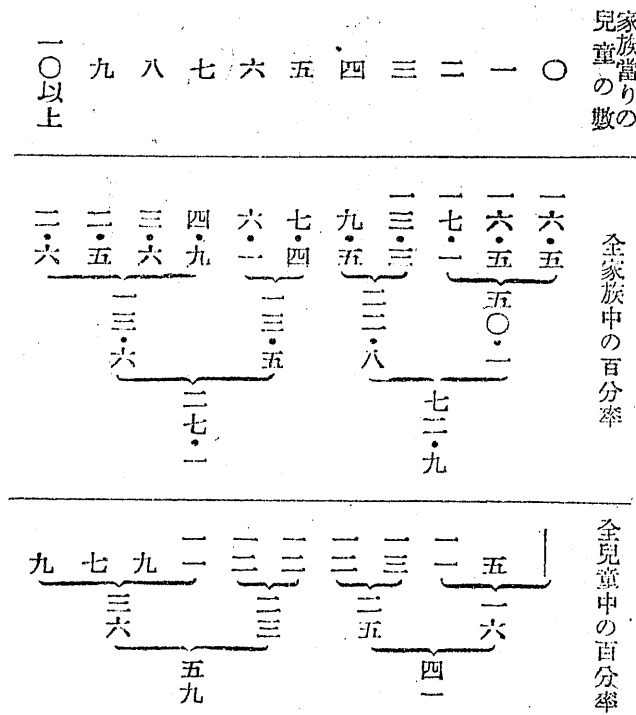
少する事となつて居る。人口の將來に關し各種の推定が發表されたが如何なる推定方法に依つても、出生率の増加なき限り近く人口が減少し、而も老人の數が増えて若きものの數が減じ、國の活力が失はれることは疑ない。

加之、スエーデンに於ては未だ産兒制限の知識が一般には普及せず、將來このまゝに放任せば、産兒制限の知識の普及と共に出生率は更に低下する傾向がある。その根據と見るべきものは、第一に同國では出生の七分の一は私生兒である。その中には固より届出未済に過ぎざる部分もあるが、その大部分は兩親は、出来れば制限したかつたものと想像される。嫡出子に就ても、其の七分の一は結婚後八ヶ月以内に生れて居る。是亦大部分は望まれざりし出生なるべしと想像され、何れも産兒制限の知識及手段が普及すればそれ丈出生減となるべき運命にある。第二に首都ストックホルムに於て労働階級を除くときは、産兒制限は最もよく普及して居ると見らるのであるが、其處では純再生産率は〇・三八にすぎない。この状態が全國に廣がれば將來誠に恐るべしと云ふの外はない。第三に妻の年齢が四十五歳以上に達し生殖年齢を終つたものに就て見るに左表の如く、子供の數の四人以下のもは全家族の七割三分で、五人以上が二割七分であるが、子供の數より見れば、五人以上の子ある家族で五割九分を占めて居る。殊に七人以上の子あるものが子供數では三割六分を占めて居る。是等が産兒制限をやつて、子供の數を三人又は四人程度に留めた場合に、更に甚しき出生減を來すこと必然である。

第四に被扶養家族數別に生計費を見ると、家族の多きに從つて一人當りの生活費殊に營養費が少なく、子供四人以上の家庭では殆んど必要營養量をとり得ない程度に少ない。住宅に就ても同様多子家族に於ては一室に付

き二人以上住んで居る家族が壓倒的に多い。是等の事實は多子家族に産兒制限の普及の危険あることを示すものである。

家族の大きさに依る家族及兒童の分布



人口政策の採用とその原則

是等の事實よりしてスエーデンに於ては、現状のまゝに放置しておく時は將來の人口の激減を來す虞ありとし、一九三五年議會は人口問題を調査研究し對策を立案する爲に「人口委員會」を設けたが、該委員會は人口増殖政策、就中出生増加政策を講ずる必要ありとし、各種の提案をなし、一九三七年及一九三八年の議會はその多くを採用した。一九三七年の議會は「母と子との議會」と曰はれた程母子扶助に關する多くの法案を採用した

のであつた。以下その政策の概要を紹介するのであるが、スエーデンの人口政策を通じてその特色として著者は左の三つの原則を擧げて居る。

第一、個人の自由、殊に産兒制限の自由は之を制限しないこと。親の希望する子供のみを生ましめ、社會經濟狀態の改善に依つて人口の増加を計らんとするのである。

第二、人口の質と量とを同時に考へ、兩者の矛盾する時は躊躇することなく前者を採ること。而してこの方針の一の現れとして、出産の補助奨勵のために金銭的給與よりは、直接産兒及産婦に對する實物給與を採る。その効果は後述する。

第三に宣傳教育と經濟的手段とを併用すること。何れの一方のみでも効果は無いものと信じて居る。

教育及風俗政策

近代に於ける出産減少の直接の原因は産兒制限方法の普及にあるが故に、何れの國に於ても産兒制限の普及を防止すべきか否かと云ふ事は人口政策上の第一の問題である。獨、佛、伊等に於てはこの問題に關して原則として抑制方針を採つて居るに反し、スエーデンに於ては上述の如く自由主義に基き何等の制限を加へない。加之、産兒制限の知識を有配遇者に限る事さえもしない。次に墮胎に就ては、人道的理由（強姦、親族姦、幼兒姦の如き場合）や優生學的理由（遺傳的惡疾患者）に基くものは之を認め、社會的、經濟的理由（貧困の故に子女を制限せんとするもの及私生兒の場合）に依るものは之を許さない事となつた。貧困者に對しては貧困を救ふこととし、私生兒に就ては社會の待遇を更へることとし、單なる經濟上の

理由や、不面目の故に人命を絶つ事は之を認めない事としたのである。

現物給與の意義

出産減少の理由は必ずしも經濟的理由に據らないが、出産奨勵は主力を經濟的方法に注がざるを得ないのが各國の通性である。唯スエーデンの方法は、金銭給與を避けて、實物給與の方法に依る所に一特質がある。著者は金銭給與よりも、實物給與の優る理由として左の數個の點を擧げて居る。

第一に、金銭給與は出産育児の補助奨勵を目的としても一般の生計費に當てられて目的通りに使用されない危険があるに反し、實物給與は適確に出産又は育児の爲に使用せられると云ふ保障がある。又例へば多子家族の住宅の改善を目的とする場合に家賃の補助をしても、果して廣い家を借りるか、或は補助の目的通りに使用せずして他のことに使用することなきや適確ではない。廣い、住宅を廉價に貸すに如かない。

第二に、實物給與は大規模に公共團體が消費材を配給することであつて、個人が別々に購入使用する場合に比し經濟的である。

第三に、實物給與は合理的なる消費方法に對し教育的効果がある。例へば合理的なる住宅の公營は住宅に關する標準を引上げる効果がある。

第四に、財政的見地より云つて、出産育児に金銭的給與のみによる時は國は到底その負擔に堪えないと云ふのである。

固より實物主義には例外があつて、金銭に依る場合及、租税に依る負擔の公平を計る制度はこの例外をなすものである。租税に就ては各國同様、獨身者の免稅點を引下げ、家族持の所得控除を多くし、更に多子者に就ては子供一人につき獨身者の八〇%の所得控除を設けた。

人口増殖施設概観

スエーデンの出産及育児獎勵施設は頗る多岐に互る、著者は人口委員會の委員たりし關係よりか、委員會の提案を説明するに極めて詳細で、實際採用された法律に就ては比較的簡單である。以下餘りに煩となるを恐れ、實際に採用されたもののみを述べる。

一、出産費用 國家は産院に對し一人一日につき三クローネの補助金を出す。訪問助産婦も公費を以つて雇はれる。斯くて産婦は自宅たると、産院たるとを問はず、又収入如何に拘らず、凡て無料で出産處置を受ける事が出来る。

二、母子健康相談所 全國に普及する目的を以つて續々建設されつゝある。それは貧富を問はず一切の國民に無料で利用される。

三、出産賞與金 出産の處置を無料とするも尙出産に基く各種の費用を償ふ目的を以つて出産賞與金の制度が設けられた。その額は七十五クローネでそれは年收三千クローネ以下の凡ての國民に適用される。國民の九十%はこの恩恵を與けると云ふ。

四、出産救助 前記の劃一的なる出産賞與金のみでは眞に貧困者の救済にはならぬ。人口政策の一として、貧困の故に墮胎することが許されない以上、出産の爲に貧困に陥ることも許されない。この主旨に従ひ三百クローネを限度として、補助金として又は貸付金として、金錢又は品物を以て官僚的手續なしに交付せられる。初年度に於ては、この救助を受けたもの全出産者の二十五%に及んだ。

五、兒童年金 孤兒に對しては地方に依り年額三百クローネ乃至四百二十

クローネの年金が下附される。寡婦の兒又は父が廢疾者なる場合には子供の數に依り地方に依る差あり、一人につき百二十クローネ乃至三百六十クローネで何れも年齢は十六歳迄である。年金局之を取扱ふ。

六、扶養料の國家立替 離婚又は私生兒認知の爲扶養料を支拂ふ場合に於て、その不拂の危険を除くため、國に於て立替支拂をなす。債務者の不拂の場合は國の立替は國の負擔に歸するのである。此の金は前掲年金と異り地方兒童福利委員會に於て取扱ふ。

七、多子家族の住宅補助 多子家族の住宅に對する負擔又は住宅の低下を防ぐため、子女六人又は七人ある家には公營住宅家賃の六十%、子女八人以上の家庭には家賃の七十%の割引を行ふこととなつた。之が爲に國は三百六十五萬クローネの補助金を支出することとしたけれども、住宅の建築は不況対策と考へられ、スエーデンは一九三五年以來好況に恵まれ、失業者少きを以つて、實際多子家族向の住宅は未だ建築せられて居ない。

八、結婚貸付金 結婚して新に世帯を持つものゝ爲に一人につき最高千クローネ、期間五ヶ年の一時金が貸付られる。獨逸の同様の制度と異なる所は、獨逸に於ては子を産めば免除する制度になつて居るが、スエーデンの法律はかかる規定はない。單なる婚資の貸付である。

九、營養品及醫療品の無償配給 スエーデンに於ても他國と同様兒童には醫藥及營養の不充分なるもの多き事が發見された。因つて政府は、

(一) 母子健康相談所を通じて豫防的醫藥品肝油の如きものを無料で配給することとし、

(二) 或地方主として失業多き地方では、小學校兒童に食事の供給を行ふ。其の供給は、(a)營養料理に限ること、(b)無料主義の小學校に

は凡て之を適用することとし、(c)國は小くとも費用の半分を負擔する。

(三) 食物に二重價格を設け二人以上の子のある家庭には廉い方の價格で販賣する制度は提案されたが尙考究中で未だ實現されない。

十、醫療の社會化 (二)に述べた母子健康相談所及(九)に述べた榮養品の無料配給の外、齒科醫の社會化が實現された。三歳乃至十五歳の小兒は齒の手當を受けなければならない。十五歳以上の子も財源の許す限り手當を受けることが出来る。之に對し、親は第一子は五クローネ、第二子は三クローネ、第三子は二クローネの負擔をなし、第四子以上は無料である。成年男子に對しても從來の半額を以つて手當を加へる。

結 語

以上は一九三七年及一九三八年の議會に於て既に實行せられたもの大要である。右の外に人口委員會に於て提案せられ、政府又は議會に於て考究中のものは數多い。それに就て著者の意見を述べて居るが、著者は近くスエーデンの人口の問題に就て單行の著書を出す筈であるから著者の意見は該書物に依つて伺ふ事とし度い。然し茲に一言著者の見解——從つて其は或程度迄人口委員會の意見であるが——と政府及議會の態度との差を見るならば、著者は、人口政策の根本原理は消費の平等化でなければならぬと云ふ。而してかの原則を實現するためには所得の平等化を以つては足れりとせず、生活必需品及勞務が協同主義の基礎により公共團體に依つて平等に、社會的に、民主的に消費されなければならないとする。從つて其處には貧民救済の思想は毫も入るべからず、中産階級も勞働階級も區別さ

るべきでなく、兒童哺育の援助に對しては毫も救済の惡名を受くべきではないとする。然るに議會に於ては、何等かの制限を加へ人口増殖政策に貧民救済と相似たる形態を與へたことを著者は自認して居る。

人口政策は今實施の第一歩を進めたのみでその成績は固より知るを得ない。然し著者は産兒制限の思想及手段の普及を制限する方法を採らざりしが故に、今後尙一面に於て出産の減少する傾向あるべきを認め、上記政策に依る出産の増加と何れが大なるか俄に豫斷を許さないと曰ふ。唯望ましからざる又は、望まれざる兒童の出生は減少し、兒童の質の向上する事は著者の信じて疑はざる所である。然し出生減少は今後次第にその惡影響を具現し來るべきを以つて、人口増殖政策は更に徹底せらるべき運命にある事は著者の豫斷する所である。(北岡壽逸)

醫學博士渡邊定、理學士川井三郎 共著「日本人の壽命に關する研究」

四六倍版二九五頁 非賣品

死亡率に關する研究に於て我國の權威者である渡邊博士は、その驚くべき有能なる協力者川井理學士と共に今度新著「日本人の壽命に關する研究」を出された。就て見るに取扱の周到なる、資料の豊富なる誠に從來のこの種の著書の追従を許さない。唯我々の理解に苦しむ事は斯くの如き名著を何故に非賣品としたかと云ふ事である。惟ふに渡邊博士は本書の貴重なる資料を更に碎いて一般的なる著書論文とさるゝ事と察せらるゝ。本書を非賣

は凡て之を適用することとし、(c)國は小くとも費用の半分を負擔する。

(三) 食物に二重價格を設け二人以上の子のある家庭には廉い方の價格で販賣する制度は提案されたが尙考究中で未だ實現されない。

十、醫療の社會化 (二)に述べた母子健康相談所及(九)に述べた榮養品の無料配給の外、齒科醫の社會化が實現された。三歳乃至十五歳の小兒は齒の手當を受けなければならない。十五歳以上の子も財源の許す限り手當を受けることが出来る。之に對し、親は第一子は五クローネ、第二子は三クローネ、第三子は二クローネの負擔をなし、第四子以上は無料である。成年男子に對しても從來の半額を以つて手當を加へる。

結 語

以上は一九三七年及一九三八年の議會に於て既に實行せられたもの大要である。右の外に人口委員會に於て提案せられ、政府又は議會に於て考究中のものは數多い。それに就て著者の意見を述べて居るが、著者は近くスエーデンの人口の問題に就て單行の著書を出す筈であるから著者の意見は該書物に依つて伺ふ事とし度い。然し茲に一言著者の見解——從つて其は或程度迄人口委員會の意見であるが——と政府及議會の態度との差を見るならば、著者は、人口政策の根本原理は消費の平等化でなければならぬと云ふ。而してかの原則を實現するためには所得の平等化を以つては足れりとせず、生活必需品及勞務が協同主義の基礎により公共團體に依つて平等に、社會的に、民主的に消費されなければならないとする。從つて其處には貧民救済の思想は毫も入るべからず、中産階級も勞働階級も區別さ

るべきでなく、兒童哺育の援助に對しては毫も救済の惡名を受くべきではないとする。然るに議會に於ては、何等かの制限を加へ人口増殖政策に貧民救済と相似たる形態を與へたことを著者は自認して居る。

人口政策は今實施の第一歩を進めたのみでその成績は固より知るを得ない。然し著者は産兒制限の思想及手段の普及を制限する方法を採らざりしが故に、今後尙一面に於て出産の減少する傾向あるべきを認め、上記政策に依る出産の増加と何れが大なるか俄に豫斷を許さないと曰ふ。唯望ましからざる又は、望まれざる兒童の出生は減少し、兒童の質の向上する事は著者の信じて疑はざる所である。然し出生減少は今後次第にその惡影響を具現し來るべきを以つて、人口増殖政策は更に徹底せらるべき運命にある事は著者の豫斷する所である。(北岡壽逸)

醫學博士渡邊定、理學士川井三郎 共著「日本人の壽命に關する研究」

四六倍版二九五頁 非賣品

死亡率に關する研究に於て我國の權威者である渡邊博士は、その驚くべき有能なる協力者川井理學士と共に今度新著「日本人の壽命に關する研究」を出された。就て見るに取扱の周到なる、資料の豊富なる誠に從來のこの種の著書の追従を許さない。唯我々の理解に苦しむ事は斯くの如き名著を何故に非賣品としたかと云ふ事である。惟ふに渡邊博士は本書の貴重なる資料を更に碎いて一般的なる著書論文とさるゝ事と察せらるゝ。本書を非賣

品とした事に依つて博士はかゝる責務を負ふたものと云ふべきである。本書は四六倍版約三百頁、載する所の表及圖數百悉く之睿智と勞苦の結晶たらざるはなく、茲に簡単に紹介すべく餘りにその内容が充實して居る。解説

も亦著書に期待する外なきも、こゝにその結構と片鱗を示すこととする。本書は第一編總説に於て全體の解説を加へたる後、第二編に於て、日本の壽命及死亡率をあらゆる角度より研究し就中諸外國と比較して、日本

日本及主要各國年齢別死亡率 (千人對死亡率)

(イ) 男子

年齢	日本	英吉利	獨逸	佛蘭西	伊太利	米國白人	ソヴィエト邦	米國黑人
零歳	(一九三一年) 一一三・〇三	(一九三一年) 七一・八六	(一九三一年) 八五・三五	(一九三一年) 九〇・一八	(一九三一年) 一一五・三二	(一九三一年) 六二・三二	(一九三一年) 二〇一・〇二	(一九三一年) 八七・三二
一歳	三六・九九	一五・三〇	九・二六	一六・九〇	三八・九七	九・九三	六六・七〇	一六・五七
二歳	二〇・四五	六・五七	四・五〇	六・七三	一三・二四	五・二〇	三二・九五	七・三七
三歳	一三・四九	四・四一	三・四四	四・二七	七・四二	三・五九	一八・九九	四・四〇
四歳	九・一一	三・五九	二・七四	三・三八	五・一二	三・〇九	一四・五四	三・二七
五歳	六・四八	三・四三	二・三二	二・八五	三・六五	二・六六	一〇・九一	二・九五
一歳	二・四〇	一・四六	一・三二	一・六三	一・九九	一・四七	三・二二	二・一一
二歳	四・七九	一・九七	一・五七	二・四九	二・三八	二・一三	三・一六	四・三三
三歳	九・九六	三・一六	二・八三	五・一八	四・一四	三・一八	五・四〇	八・五八
四歳	九・二二	三・三〇	二・九七	五・二三	四・二七	三・七一	六・三八	一〇・九六
五歳	七・六九	三・四〇	三・二四	五・八八	四・六六	四・一三	六・三九	一二・七五
六歳	七・六〇	四・二一	三・九四	七・〇七	五・三〇	五・一〇	七・五三	一四・八四
七歳	八・九一	五・六二	四・八二	八・九〇	六・三六	六・七九	九・三四	一八・一三
八歳	一一・八五	七・九九	六・五八	一一・六四	七・九四	九・二九	一二・五四	二二・四〇
九歳	一七・二五	一一・二八	九・三九	一五・三三	一〇・六三	一二・七八	一六・五七	二七・五〇
十歳	二三・九八	一六・一四	一四・一八	二〇・七一	一四・六八	一八・一九	二二・六三	三三・九二
十一歳	三五・五四	二四・一五	二一・七二	二九・一八	二一・九二	二六・四四	二七・八七	四一・四〇
十二歳	五一・九一	三七・九一	三四・〇四	四二・三三	三三・一九	三八・六五	四〇・三九	五〇・七二
十三歳	七六・六八	六〇・三五	五四・〇一	六四・二八	五三・二三	五七・九六	五九・六八	七〇・一八

(B) 女子

年齢	日本	英吉利	獨逸	佛蘭西	伊太利	米國白人	米國黑人	米國黑人
零歳	九九・二七	五四・五五	六八・三九	七一・六二	一〇二・二五	四九・六三	一七二・一四	七二・〇四
一歳	三五・二七	一三・四五	八・二三	一五・一三	三九・〇五	八・七九	六〇・九七	一四・三七
二歳	一九・九六	六・〇三	三・九八	六・三一	一三・一八	四・五七	三〇・八九	六・六四
三歳	一三・六一	四・〇七	二・八八	四・〇一	七・一九	三・二六	一八・三六	四・一三
四歳	九・三二	三・三六	二・四七	三・一七	四・八九	二・六八	一四・〇四	三・二五
五歳	六・五七	二・九八	二・一五	二・七九	三・六六	二・二〇	一〇・四九	二・八四
一歳	二・五四	一・三四	一・一四	一・六〇	一・七九	一・一三	二・九二	一・六一
二歳	六・九五	一・九一	一・三〇	三・〇四	二・六四	一・六四	三・二〇	五・一二
三歳	九・〇六	二・六八	二・二七	四・八二	三・八八	二・七七	四・七四	八・八二
四歳	九・〇六	二・九八	二・七〇	五・〇〇	四・四六	三・三九	五・七〇	一〇・三四
五歳	八・〇六	三・一九	三・〇一	四・七八	四・三九	三・七四	六・〇〇	一一・五九
六歳	八・二四	三・六四	三・四八	五・一四	四・八一	四・三三	六・六九	一三・二二
七歳	九・〇一	四・四〇	四・二二	六・〇八	五・四三	五・三二	七・二六	一六・二五
八歳	九・四九	五・八四	五・四六	七・五〇	六・二〇	七・〇二	八・三二	二〇・一八
九歳	一一・一一	八・一六	七・九一	九・七七	八・二〇	九・五九	九・四二	二六・六五
一〇歳	一五・九〇	一一・七四	一一・五三	一三・三八	一一・三六	一三・七五	一三・三一	三四・九九
一〇歳	二二・七四	一七・七〇	一七・四六	一九・二六	一七・四七	二〇・六三	一八・三四	四二・二〇
一〇歳	三二・〇八	二七・五五	二八・五三	二九・八六	二八・四〇	三一・二五	二九・三七	四九・三五
一〇歳	三四・〇八	二七・五五	二八・五三	二九・八六	二八・四〇	三一・二五	二九・三七	四九・三五
一〇歳	五三・三三	四四・五一	四七・六一	四八・一三	四六・五三	四八・六六	四五・七六	六一・七四

人口構成が日本と同一の場合の各國人の死亡數

男子

年齢	日本人男子 昭和一〇年 始人口	日本人男子 昭和一〇年 死亡數	英國	獨逸	米國白人	米國黑人	伊太利
四歳	四、六八七、六二九	二〇一、四四九	(一九一一年)	(一九一一年)	(一九一一年)	(一九一一年)	(一九一一年)
四歳	四、六八七、六二九	二〇一、四四九	一〇一、一九四	一〇五、八二〇	八三、九〇三	一一八、五八一	一七七、八四四

醫學博士渡邊定、理學士川井三郎共著「日本人の壽命に關する研究」

五——一四	八、〇五二、四一一	二六、九二四	一四、六六七	一二、七三五	一四、二九七	一九、八七四	一七、八四五
一五——二九	八、九八九、二五八	七三、五二二	二七、三三二	二四、三七六	二九、五六一	八〇、四四七	三四、九三七
三〇——四四	六、一六〇、〇五五	四九、八六八	二九、三三三	二六、三二九	三五、五七九	一〇〇、四五七	三四、七二四
四五——五九	四、二一五、二三一	八四、一一五	五六、一九九	四七、七八六	六三、二五一	一二五、二六〇	五二、〇七三
小計	三三、一〇四、五八五	四三三、八六八	二二八、七三五	二一七、〇四六	二二六、五九一	四四四、六一九	三一七、四二三
六〇以上	二、二六五、二二四	一六七、六五六	一三四、五五二	一二二、六五七	一二六、六九八	一五一、二二二	一二二、八七七
合計	三四、三六九、八〇九	六〇三、五二四	三六三、二八七	三三九、七〇三	三五三、二八九	五九五、八四一	四四〇、三〇〇

女子

〇——一四	四、五九一、八〇〇	一七八、二四四	七八、〇五五	八四、一七八	六六、九九八	九七、六二一	一六〇、五〇九
一五——二九	七、九〇九、八六一	二九、八〇〇	一三、一五八	一〇、八三三	一〇、八三〇	一七、一〇五	一六、七四〇
三〇——四四	八、八〇一、一七九	七五、九五九	二四、〇九二	二〇、五一五	二五、二四三	七九、五一五	三四、八一九
四五——五九	五、七六九、八九〇	四八、五〇九	二二、八〇三	二一、九六三	二七、三〇五	八四、七二二	二八、八五二
小計	四、二三六、〇八八	六八、三九一	四一、三七六	三九、七三六	四八、五五一	一二五、六一八	四〇、九九九
六〇以上	三、三〇八、八一八	四〇〇、九〇三	一七九、四八四	一七七、二二五	一七八、九二七	四〇四、五七一	二八一、九一九
合計	二、八三〇、七九四	一六七、三六五	一四六、三〇三	一五四、〇一九	一五〇、一〇六	一七七、七七二	一五三、九二九
合計	三四、一三九、六二二	五六八、二六八	三二五、七八七	三三一、二四四	三二九、〇三三	五八二、三四三	四三五、八四八

男女合計

〇——一四	九、二七九、二四二	三七九、六九三	一七九、二四九	一八九、九九八	一五〇、九〇一	二二六、二〇二	三三八、三五三
一五——二九	一五、九六二、二七三	五六、八〇四	二七、八二五	二三、五六八	二五、一二七	三六、九五二	三四、五九五
三〇——四四	一七、七九〇、四三七	一四九、四七一	五一、四一四	四四、八九一	五四、八〇四	一五九、九六三	六九、七五六
四五——五九	一一、八二九、九四五	九八、三七七	五二、一五六	四八、二九二	六二、八八四	一八四、六二九	六三、五七六
小計	八、四五一、三一九	一五二、五〇六	九七、五七五	八七、〇二二	一一一、八〇二	二五〇、八七八	九三、〇七二
六〇以上	六三、三一一、二一六	八三六、八五一	四〇八、二一九	三九三、七七一	四〇五、五一八	八四八、六二四	五九九、三五二
合計	五、〇九六、〇一八	三三五、〇二一	二八〇、八五五	二七六、六七六	二七六、八〇四	三二八、九九四	二七六、八〇六
合計	六八、四〇九、二三四	一一、一七一、八七二	六八九、〇七四	六七〇、四四七	六八二、三三二	一一、一七七、六一八	八七六、一五八

人が死亡率に於て外國人に比し甚だ不良なる事を示して居る。而して死亡

率の比較は凡て年齢別により時として累年的に比較して居る。試みにその

考察、第二に職業、第三に社會階級の死亡率に及ばず影響を觀察する。第一は純醫學的で、第二、第三の職業的社會階級別死亡率の研究は我國に全然資料を缺くを以つて資料は悉く英國の夫で、英國の職業別死亡率研究の紹介である。

以上は只結構と片鱗の紹介で、詳細の紹介は亦別に他の人に願ふの外ない。唯一言私の著者に對する希望を云ふならば、之を詳細に死亡率の研究を遂げた著者は、我國の死亡統計の一大缺陷たる職業別死因統計を改善する爲に一時の勞をとるべきではあるまいか。私は何時でも喜んで博士の學位に附して大馬の勞に服する事を辭するものではない。(北岡壽逸)

カイザー著「獨逸人口史」

Erich Keyser, Bevölkerungsgeschichte Deutschlands, 1938

人口論史に關する論策は尠くないが、人口史となるとまとまつたものは殆んどないといつてよい。本冊子は特に獨逸古代民族史に造詣の深い著者が今後の更に具體的な研究考證への手引きとする爲に今日までの諸家の研究成果に一應の概觀的集積を試みたもので、獨逸人口史として現在我々の利用し得る最新の好著であるといへよう。著者の最後の目的は國民社會主義の主旨に隨つて獨逸民族の本質を究明すること、獨逸人口史は言はゞ其の豫備的研究として缺く可からざる前提をなすものであるといふ。蓋し「民族」とは「人種」と同義ではなく、また「國民」なる概念とも必ずしも相蔽ふものではない。また民族を文化共同體或は言語共同體など、定義することも理由がないではないが、併し一民族の創造する固有の文化は同時に他民族へも移植されるものであるし、また獨逸語を話す獨逸系ニダヤ人は決して獨逸人

ではない。著者によれば民族とは幾世代にも互る血族的な連繫と共同の生活とを通じて形成され、自ら他民族と區別するやうになつた史的結果としての生活共同體を謂ふわけで、かゝる史的結果としての民族の本質を明らかにする爲にこそ獨逸民族成立の史的葛藤は先づ之を特に獨逸人口史として展開せねばならぬといふ。従つて著者のいふ獨逸人口史とは筆を獨逸民族の先史時代に遡る人種的淵源から説き起し、其後の民族移動、他民族との闘争、或は身分階級の分化と其の變遷等諸般の史的場面に互つて論述されてをり、この多難な史的錯綜を一貫して獨逸民族が古代以來自らの血と土地とを喪ふことなく持續して來た逞しい民族の生活力を闡明することを主眼としてをり、従つてまた近代特に十九世紀文明が生んだ血の意識の喪失、出生力の減退、或は都市集中の弊害等寒心すべき諸事象を警告し乍ら之に對するナチス人口政策の將來に期待して筆を結んでゐる。統計的數字も信憑し得るもの殆んど凡てを各地方各都市等について列擧するといふ細微を盡したのだが、概括的な結論を示してゐないのは著者の學者的良心によるものといへようか。たゞ獨逸人口史の大勢を窺ふとする我々他國の讀者にとつては多少煩に堪へ難いものがないでもない。所謂人口政策的史實について闡説するところの殆んどないのも物足りない點の一つだが、著者の目的はかゝる人篇を超えたるものを闡明するところにあるのかも知れない。

著作の性質上内容の全般的紹介は不可能だが、以下筆者興味本位の讀後の心覺えを摘記して好著紹介の辭に替へることとする。

一、獨逸の土地はインドゲルマン民族の故郷である

著者によると獨逸人口史は地上に於ける最初の人類の出現と共に初まる。といふのは遠く氷河時代以前或はその中間の溫暖期に生存してゐたと推定される前人類の遺跡が獨逸の土地に見出されたからで、所謂 *Præ-homo Heiderbergensis* として知られる右の事實は人類發生の一元説を現學界の定説なりとする著者にとつては同時に人類史上獨逸の土地の特別

考察、第二に職業、第三に社會階級の死亡率に及ばず影響を觀察する。第一は純醫學的で、第二、第三の職業的社會階級別死亡率の研究は我國に全然資料を缺くを以つて資料は悉く英國の夫で、英國の職業別死亡率研究の紹介である。

以上は只結構と片鱗の紹介で、詳細の紹介は亦別に他の人に願ふの外ない。唯一言私の著者に對する希望を云ふならば、之を詳細に死亡率の研究を遂げた著者は、我國の死亡統計の一大缺陷たる職業別死因統計を改善する爲に一時の勞をとるべきではあるまいか。私は何時でも喜んで博士の學位に附して大馬の勞に服する事を辭するものではない。(北岡壽逸)

カイザー著「獨逸人口史」

Erich Keyser, Bevölkerungsgeschichte Deutschlands, 1938

人口論史に關する論策は尠くないが、人口史となるとまとまつたものは殆んどないといつてよい。本冊子は特に獨逸古代民族史に造詣の深い著者が今後の更に具體的な研究考證への手引きとする爲に今日までの諸家の研究成果に一應の概觀的集成を試みたもので、獨逸人口史として現在我々の利用し得る最新の好著であるといへよう。著者の最後の目的は國民社會主義の主旨に隨つて獨逸民族の本質を究明すること、獨逸人口史は言はゞ其の豫備的研究として缺く可からざる前提をなすものであるといふ。蓋し「民族」とは「人種」と同義ではなく、また「國民」なる概念とも必ずしも相蔽ふものではない。また民族を文化共同體或は言語共同體など、定義することも理由がないではないが、併し一民族の創造する固有の文化は同時に他民族へも移植されるものであるし、また獨逸語を話す獨逸系ニダヤ人は決して獨逸人

ではない。著者によれば民族とは幾世代にも互る血族的な連繫と共同の生活とを通じて形成され、自ら他民族と區別するやうになつた史的成果としての生活共同體を謂ふわけで、かゝる史的成果としての民族の本質を明らかにする爲にこそ獨逸民族成立の史的葛藤は先づ之を特に獨逸人口史として展開せねばならぬといふ。従つて著者のいふ獨逸人口史とは筆を獨逸民族の先史時代に遡る人種的淵源から説き起し、其後の民族移動、他民族との闘争、或は身分階級の分化と其の變遷等諸般の史的場面に互つて論述されてをり、この多難な史的錯綜を一貫して獨逸民族が古代以來自らの血と土地とを喪ふことなく持續して來た逞しい民族の生活力を闡明することを主眼としてをり、従つてまた近代特に十九世紀文明が生んだ血の意識の喪失、出生力の減退、或は都市集中の弊害等寒心すべき諸事象を警告し乍ら之に對するナチス人口政策の將來に期待して筆を結んでゐる。統計的數字も信憑し得るもの殆んど凡てを各地方各都市等について列擧するといふ細微を盡したのだが、概括的な結論を示してゐないのは著者の學者的良心によるものといへようか。たゞ獨逸人口史の大勢を窺ふとする我々他國の讀者にとつては多少煩に堪へ難いものがないでもない。所謂人口政策的史實について闡説するところの殆んどないのも物足りない點の一つだが、著者の目的はかゝる人篇を超えたるものを闡明するところにあるのかも知れない。

著作の性質上内容の全般的紹介は不可能だが、以下筆者興味本位の讀後の心覺えを摘記して好著紹介の辭に替へることとする。

一、獨逸の土地はインドゲルマン民族の故郷である

著者によると獨逸人口史は地上に於ける最初の人類の出現と共に初まる。といふのは遠く氷河時代以前或はその中間の溫暖期に生存してゐたと推定される前人類の遺跡が獨逸の土地に見出されたからで、所謂 *Præ-homo Heiderbergensis* として知られる右の事實は人類發生の一元説を現學界の定説なりとする著者にとつては同時に人類史上獨逸の土地の特別

の榮譽を證據立てるものであるらしい。が文化遺跡の皆無な前人類についてはさて置き、現存人類の祖先が氷河時代氷河の北方後退に伴ひ中部及び上部獨逸地方に住んでゐたことは確かだ。氷河の一層の後退は更に北海沿岸地方までもその棲息地となつたと考へられる。その遺跡はデッセルドルフ近くのネアンデルタールに最初に發見されてネアンデルタール人と呼ばれてゐるものであるが、歐洲最初の人類の學名が獨逸の地名を以て呼ばれてゐることに著者は多大の誇りを示してゐるのは兎も角稚氣があつて面白い。現在の歐洲人の成立に明白な影響をもつ人種の出現は氷河時代の終末期で、氷河の消えて後明るい森に蔽はれて豊饒な沃土を形成した北獨逸地方や南スウェーデン地方に出現した所謂北方人種 *die nordis che Ra* ⁵ が先づ獨逸人の一番舊い人種上の先祖とみてよい。

人類史上特記すべき事件は新石器時代に於ける農耕民族の出現で、その定住生活は人口増殖の仕方をも一變し家族といふものを中心として一種の淘汰作用が行はれるに到つたばかりでなく、又この定住生活は以前の遊牧生活に較べると却つて他人種の血を受け入れる可能性を増大したと考へられる。そのやうな人種的混血の後に各個の人口群ははじめて種々の人種的偏倚をもつた種々の民族として形成されたといへよう。所謂インド・ゲルマン民族とは北方人種の血を根幹として生まれ、白い皮膚、ブロンズの髮、青い眼、伸びた背丈、長い頭蓋等の特徴とするもので、著者によれば此のインド・ゲルマン民族はユトレヒト半島及び北獨逸地方に現れ此處からウラル、黒海、カスピ海へ、更には印度までも妻子や車馬を伴つた農民移動の形で長期に互り擴がつて行つたことになつてをり、著者は此の大移動を後のゲルマン民族大移動や或は近世の西葡英佛人の世界植民に匹敵す

るものだとしてゐる。この種の移住が新移住地の舊人口と重なり合つて其處に新しい民族の發生を見ることは當然で、インド・ゲルマン民族は歐洲では北のゲルマン *die Germanen* 南のケルト *die Kelten* 東のイリリエン *die Illyrier* の三民族に分化したと考へられる。

二、古代ゲルマン民族は獨逸の土地を完全にゲルマン化した

獨逸古代史はゲルマン民族が蕃殖膨脹の結果他の二民族を同化して現在の獨逸の土地を完全にゲルマン化した歴史といつてよく、今でも南獨逸にケルトの混血が認められるのも其の名残りといへよう。はじめ紀元前一五〇〇——一二〇〇年頃ユトレヒト半島及南スカンデナビア地方に棲存したと考へられるゲルマン民族は次第に南へ西へ東へと膨脹して西暦紀元の直前にはマース河からライン上流、東はボヘミアからカルパートまで擴がるに到つた。この膨脹が自然とゲルマン民族に種族的な分化を結果したのは當然で、スカンデナビアやデンマーク地方に残つた北ゲルマンは獨逸人口史にとつてはさして重要ではない。以後の獨逸民族の形成にとつて決定的なのは南ゲルマンで、之は更に東ゲルマンと西ゲルマンに分かれるが、その内東ゲルマンは種々の種族の交替こそあれ大約紀元前八〇〇年から紀元後五〇〇年に到る間東方に定住して後にゲルマン民族大移動として史上に著名な大運動をしたヴァンダル、ブルグンド、ゴート、マルコマンネン、ランゴバルド等の諸族であるが、その大移動後のウイストラ河畔からドナウ河畔に及ぶ豊饒な土地にはスラブ系のプルーシ人やマチャール人が這入つて來て中世の末獨逸人の東方植拓までは獨逸と縁のないものとなつて了ふ。之に反し西ゲルマンは常に獨逸の土地に定住して將來の獨逸人の本當の祖

先となつたものである。換言すれば古代獨逸の土地にゐたゲルマン人が中世のゲルマン系獨逸人となつたことになる。

この西ゲルマンは初めオーデル下流からマース河の間に定住してゐたものと考へられるが、紀元前一世紀の後半には北海東海の沿岸から中央山脈に到る間にまで擴がつてゐる。其の諸族の永い移動史は分明でないが、著名なキンバーやチュートンの移動はかなり後のもので東海沿岸から出發してオーデル河を遡りシレジアからモラヴィア、ボヘミアに出てアルプス山麓を經、紀元前一四四年から一〇二年の間ローマ邊境を脅かしたものと考へられる。明確な史實として殘つてゐるのは此の種ローマとの接觸の部面だけでローマの史實には既に紀元前二二二二年にゲルマンとケルトとに對する勝利が傳へられてゐる。紀元前一世紀後半アリオヴィスト麾下のズエーベンの南獨地方侵入の事はケーザルの報告に詳しい。

西ゲルマンはかかる膨脹の結果として紀元前後數世紀に互つてケルトと混血したものと考へられる。ゲルマンとケルトとの類似は一つは共にインド・ゲルマンに發する所にもあるが、此の混血の所爲も與つて力あるといへよう。ゲルマンに關する古代文筆家の記述を見ても之をケルトと同じく長身、金髮、碧眼の特徴に求め、たゞゲルマンはケルトよりも更に之らの特徴が著しいとしてゐる。又寒さと餓とに強いが熱さと渴とに弱いとされてをり、勇氣、信義、人のよきなども語り傳へられてゐる。この人のよさは時に魯鈍と誤解された記録もあるが、之は現在の北方獨逸人についても當嵌まることだと著者はいつてゐる。

人口史上一番興味のあるのは結婚生活に關する制度や慣習であるが、著者は古代ゲルマン人が一夫一婦制を堅持してゐたことを告げ夫と妻とを並

置埋葬してゐる遺跡についても報告してゐる。俗間傳へる所の多妻説はキリスト教の傳導者たちが布教の効果を誇示する爲に捏造した妄説であると著者は軽く之を一蹴してゐる。古代ゲルマンの一夫一婦制と貞節とはタキツスも亦力説する所で、「彼等の道德的慣習の凡ては寔に賞讃に足るものといふべく諸蠻族中たゞ彼らのみ一人の妻を以て満足してゐる」といひ、また「彼女らは男をではなく寧ろ結婚そのものを愛した」とも傳へてゐる。従つて姦通に對する制裁も極めて嚴酷で、姦通せる妻は裸にされて皆に笞打たれ乍ら村中を引き廻されたといはれ、また姦通が發見された場合には妻の場合は勿論夫の場合でもその場で之を殺しても敢て罪に問はるゝことがなかつたといふ。童貞の賞讃されたことも當然でケーザルもゲルマン人の間では「二十歳以前に婦人と交渉する事を極度に罪惡視した」と傳へてをり、タキツスは彼らが結婚をいそがす「女たちも男と同じく長身強力で、この父母の力は子供たちに再現した」と傳へてゐる。一般に晩婚で、男は三十歳を過ぎるまで結婚せず、女は之より多少早かつたが地中海方面の人間と較べるとやはり格段に晩かつたと著者はいつてゐる。右の如くであるから生涯の伴侶としての婦人に對する尊敬は慣習上にも法律的權利の上からも極めて高かつた。この點中世の女性罪惡觀に未だ煩はされることのなかつた時代で、同様にキリスト教への改宗以前のゲルマン人たちには後に見る様な結婚上の障害も亦殆んどなかつた。禁制は親子と兄弟姉妹の間だけで、繼母子間の結婚は差し支へなかつたといふ。産兒制限や子供殺しはなかつたこともタキツスの傳へる如くで、子を生むことを輕蔑する者は死を以つて罰せられたといふ。尤も氏族の長は弱い子を棄てる權利をもつてゐた。氏族（大家族）とは當時の國家の原細胞で親・子・孫三代に跨り一定

の土地所有と結びついてゐた血に基く権利の主體で、ナチスの所謂「血と土地」との最も古典的な先例でもあるわけだ。

古代ゲルマンの人口数については大約の推定以外に測り難いが、最も穩當なものとして Kossina のものを擧げてみると、大體一方マイルに付二五〇人として獨逸の人口は約二百萬となり、全ゲルマン人の人口は三乃至四百萬と想像される。

南獨逸に於けるケルト諸族の種族的團結崩壊後はゲルマンは更にガリアや北イタリアまでも侵入したが、之は同時にローマ帝國がゲルマン人に對して三世紀に互る防禦戰爭を行はねばならなかつた時代である。ローマはその最盛時にはラインやドナウの邊境に十萬の兵士や官吏を送つてゐたが、併し人口史的には殆んど問題とするに足りまい。史上に著名なトイトブルグの森に於けるヘルマンの勝利（西曆九年）はゲルマン人を遂にその政治的危機からも救つたが、併しローマ帝國の影響は獨逸人口史にとつて皆無ではない。多數のローマ植民都市や軍事都市が諸方に建設されたのも其の一つでケーザル没後の建設になる現在のアウグスト、ケルンを最古のものとしてトリエル、シュバイエル、ボン、マインツ、シュトラスブルグ、レーゲンスブルグ、アウグスブルグ等の諸都市は皆その名残りであるわけである。特にローマ帝國によつて強制的に諸方に移植されたゲルマン農民たちのラテン化はローマ市民権の供與によつて殊に速進され、彼らは市民権と同時にラテン語をも受けとり其の子孫は母國語を棄てて了ふようになった。このゲルマン人のラテン化政策はモーゼル地方やロートリンゲン、スイスに特に好成績を擧げ、之に對しライン及びネッカー右岸の地方はそのローマの支配にも拘らずゲルマン及びゲルマン・ケルトの人口を持続し

たといふ。

三、初期中世は獨逸諸種族的形成された時代である

中部ヨーロッパをゲルマン化した古代ゲルマン人はこのイリリエン、ケルト及びローマ人に對する勝利の後漸く永い平和時代に入る。殊にローマ帝國の世界支配の破綻はこの平和時代に増殖せる獨逸人口に再び西方への途を開放することとなつたが、その爲めにも新領地を略取し確保し得る新しい國家的權力の發生を見るに到つた。初期中世代はかゝる新國家群と、之に伴ふ新種族との形成時代であるといへる。フランク、ヘッセン、アレマン、ババリア、チューリンゲン、ザクセン、フリーゼン等の諸種族的形成を見たのもこの時代である。中でもフランクは最も有力で五世紀にはメロヴィング王朝の成立を見、六世紀前半には全中部獨逸とババリアの一部をその支配下に置いてゐる。このフランクが獨逸民族史上にもつてゐる特別の役目は獨逸の西方に民族的國境線を、いひ換へれば八世紀以降今日まで大體そのまゝ持續してゐるといふ獨佛兩國語の境を樹立したことで、それはフランクがそのキリスト教化によつてラテン文化に讓步せる限界であつたわけだ。斯く普通の意味の國境でなかつたからこそ今日まで大體に於いてそのまゝ持續してゐるわけで、獨佛兩國の起源と見られる例のヴェルダン條約（八四三年）も之に較べてはその民族史的意義は遙かに軽い。この言はゞ言語的國境を隔て、南東方に對峙してゐたのがアレマン人で、フランクの名が現在のフランスの起源となつたと同じくアレマンの名は現在の佛蘭西語に獨逸人に對する一般的名稱として轉化さるゝに到つてゐる。

中世に於ける獨逸人口史の中心は何といつても婚姻生活に及ぼしたキリ

スト教教會の影響にあらう。教會はすでに早く二世紀に獨逸の地に移植されてをり五世紀末以後には獨逸人の間にも改宗者の著増を見たといはれてゐるが、このキリスト教の四海同胞主義が婚姻に於ける身分階級的制限を撤廢させ、その病弱貧者への隣人愛の思想が民族的逆淘汰の現象を餘儀なくしたことは著者の特に力説するところである。又その反離婚主義の立場は人口の自然増加に有害であつたし、僧侶の獨身生活も布教の普及と共に民族的逆淘汰や出産の減退に影響するところ僅少ではなかつた。(十世紀末に僧侶數約一萬を算ふといふ)身分階級的雜婚の好例はその人倫的頹廢既往に例を見ないといふフランク王室で、カール大帝の如きは一男を擧げた若年時の交渉を除いても相繼ぐ四人の正室と外に五人の側室によつて七男十女を生んでゐるといふ。その妻女の凡ては貴族の出ではなく又同種族の者でもないが、一般にも混血現象はひろく全般に及んだと見てよく、一方に新しい王侯僧侶の新貴族層が生まれてくる反面には古代の非自由民や異民族たちは次第に完全な自由民と混血してきて獨逸人といふものは身分的にも法律的にも將又血統的にも其の姿を一變しはじめて來たとみてよい。之は十二世紀以降特に明瞭に現はれてくる事實であるといふ。

尤も右の様なキリスト教の民族的惡影響の中にあつても結婚に關する古來の習俗は變らず傳承され民族の血統的健全さを保持することに役立つことと勘くなかつたと考へられる。結婚を神聖視し子孫を重んずることも同様で、婚姻の財産法的効力は第一子の生まれて後にはじめて發生したといはれる。心身の缺陷は法律上結婚の障害とされてゐたし、又結婚に役立つ見込のない子供は早くから僧院へ入れられるのを普通とした。また子供がないといふことは姦通などと同様に結婚解消の理由となつたといふ。婦人の

地位は女をエバの娘、罪の根源と見たキリスト教の影響を受けて古代ほど重んぜられなかつたことは古代には男の倍であつた所謂 Wehrgeld (陪償金) に與へられる) が却つて半額となつた様な點にも見られる。キリスト教の立場からは結婚は子孫維持の爲めの所謂ネセサリー・イーヴルと考へられてゐたわけだが、子を産むことが妻の最重大事とされたことは種々の事例に見らるゝところで、或るで處は子のない妻の Wehrgeld は三分の一にされたといひ、又二三の地方では子のない夫は媳むを得ざる場合は自分の代人を求めて妻に子を生まれ、その子を己が嫡子として之に一族の土地を繼がせたといふ。

が非合法的結婚の事實も全中世を通じて確證される所で諸侯の中には己が多數の子女を養育させる爲めに家臣の四分の一以上の者に結婚を禁じた者もあるといふ。また領主の婦人労働場には姦通せる女や墮落せる少女たちが入つて來て爲めに一種の歡樂場と化したともいふ。尙十二世紀末以後にはフランスに初まつた騎士の所謂女人奉仕の風習が獨逸に入つて來て男女關係に尠からぬ影響を與へた。それは一方に愛慾を精神化した効果もあつたらうが、併し結婚の人倫的基礎は破壊されたと見てよい。

最後に初期中世代の人口については前代同様頼むべき資料がないが、後期メロピング王朝頃の人口密度を一方マイルに付三〇〇人、十一世紀には五〇〇人といふ Kötsche の推測に従ふと獨逸帝國の人口は(東方の新領地をも含めた約七十萬方軒に)ハインリヒ三世時代に五乃至六百萬となる勘定になり、バルバロッサ時代には七乃至八百萬と見てよいことになる。とはいへこれらの數字は勿論確かな根拠のあるものではない。

四、高期中世代に獨逸の土地は本當に獨逸人のものとなつた

初期中世代は民族移動の曲折を経て獨逸諸種族の形成された時代であるが、今やこゝ數世紀間所謂高期中世代は其の內的集成の時代となるといつてよく、この時代に獨逸ははじめに本當に獨逸人の土地となり種々の種族や身分階級をわけ隔てゝゐた種々の特徴は爾來一轉して寧ろ獨逸民族の特徴として妥當するに到つたともいへる。といふのは高期中世代は専ら國內拓植と市場建設との時代で、人口は極めて正當な發展の跡を示し國內移動によつても外敵の侵入によつても停滯することなく、流行病さへ猶ほ後代に見る様な破壊的な影響を及ぼすことがなかつた。この人口増加は農業中心の當時に過剰人口現象を結果したことは當然で、さればこそボヘミア、チエーリングゲン、ハルツ等の森林山野にまで諸王や諸公の保護の下に強力な入植事業が行はれたのである。その點では大寺院も亦之に劣らぬ功績を残してゐる。高期中世代の終り以後は十九世紀に到るまで獨逸本國の農村人口は少しも殖へてゐないといふ事實はこの時代の人口發展の逞しさを物語るに足るものである。多くの國內市場が建設されたこともこの人口増加の一結果で之は後代市民と農民との階級的分化に先驅したものといへよう。政治史的には封建體制が完成される時代であるが、之を人口史的にいへば種族に代つて身分といふものが人口現象を左右する主役として登場してくることになる。結婚が同身分間に限定されるに到つたのは勿論で、それは單に當人だけでなく三、四世代をも遡つて問題とされたといふ。人口史上特に注目すべきは僧侶といふ特殊の身分階級の影響で、この血統といふものをもたない階級身分が他の身分階級の人口を數質共に侵害したことは決

して僅少でない。それも初めの中は多くの子供の中での病弱者や無能力者を處理する一法として喜ばれさへしたが、十字軍や流行病で人口不足を告ぐるに到つては其の影響はいよゝ／＼甚しく、特に上層貴族の家柄を爲めに斷絶の娘むなきに到つたものも尠くないのは資料にも明瞭に觀取し得る所である。(例へばウェストファーレンで貴族の家柄は一二〇〇年に七十家を算へるが一三〇〇年には四十五、一四〇〇年には二十六、一五〇〇年には十四、一六〇〇年には八、一七〇〇年には六を算ふるに過ぎない。)そこで特に法王の許可を得て末子を現世にもどして結婚さすといふ如き便法も考へられたが、かのホーエンツォルン家もかゝる便宜を缺いたならば既に舊く血統の斷絶を見た筈のもの一つだといふ。この種の工夫は一般の庶民の間でも同様に種々の形で採用されざるを得なかつたといふのは僧侶階級の人口史上に於ける影響の如何に大きなものであつたかを想像するに足りよう。

この時代の人口を同じく前掲ケッチェの推定に見ると一方軒に付き十三四世紀に二〇乃至三〇人、十五世紀中頃に三〇乃至四〇人で、一四〇〇年頃の獨逸帝國人口は約一千五百萬を算ふるに到るわけになる。尤もこの人口増加時代には反面また人口喪失の厄難も尠くなく、度々のイタリア戦争や、特に十字軍の影響は極めて大きい。遠征したのは皆壯年者であるし、男子のみならず婦女子も聖地遠征に加はつてゐる。また男子の多くは異境に止つて異境人を妻としたので多數の愛人たちは故國で未婚のままに取り残されたともいふ。ともかくこの時代は獨逸民族にとつて空前の放血作用が行はれたわけだが、とはいへ異民族の血を混へることは殆んどなかつたことを著者はせめてもの代償として傍記してゐる。

最後に獨逸人口史上この高期中世代に特記すべき事柄として著者は獨逸民族意識の成立を擧げてゐる。特に歌手や畫家や彫刻家も明眸白哲金髮の北方人種系の理想像を禮讚し、獨逸の男はカール大帝の如く偉大で力強くなることを要求した。尤もその反面農夫や下僕たちが小軀で粗野で武張つた鼻と黒い眼とをもつた者として畫かれてゐるのは詩的對照の爲もあらうが、併し身分階級間の人種的差異の事實を物語るものであることも亦否定し難いと著者は見てゐる。

五、晚期中世代は東方植民と都市建設の時代である

晚期中世代に獨逸民族は再びその生活領域を南と、特に東へ向つて擴大した。それは東方獨逸人口の創成と兼ねて都市建設の時代といへよう。古代の終りに退却せるエルベ以東の地は再び獨逸民族の土地となつたわけで、そこに獨逸民族を歐洲の大民族とした數百萬獨逸人を生長させた。同時に近代的意味に於ける都市建設はこの東方をハンゼの途によつて大西洋と結びつけた。

この東方開拓の先驅は商人とキリスト教布教師であり、繼いで深く掘る鐵の鋤を携へた農民の土着であつた。土地そのものが獨逸の國土となつたのは更にその後のことである。いひ換へれば彼らは侵略者としてではなく寧ろ文化的向上者として這入つて來たわけで、母國に於ける所謂落伍者ではなくエルベ河岸開拓の先驅者たちが自ら更に河を越えて東へ移つて來たわけである。そして其地のスラブ人口と同居し乍ら一段と高い文化の力によつて遂に之を吸収してしまひ、十六世紀までには特殊地方を除いてはスラブ語は全く影をひそめて了つたといふ。東方獨逸人口が今日でも異色のあ

るのはこの混血の爲めで人口史上にも極めて特異の混合現象であることを著者は強調力説してゐる。尙その後の一進一退の跡を見ても十五、六世紀にはボヘミア、ポーランド等スラブ系東方諸國の興隆あり故國の政治的支援を缺いた獨逸勢力の後退を見るが、十八世紀中頃以來はフレデリック大王の東方經綸に再び勢を挽回、それが十九世紀末には又々ポーランド、チエック、マチャール等の勢力を盛り返すを見、前世界大戰が獨逸の頽勢をいよいよ決定的なものとしたことは周知の如くであるが、現下の歐洲戰亂は再度また其の盛衰を逆轉したわけで、所謂獨逸の東方政策がその因縁の淺からざるものであるを思はしめる。

この時代に於ける都市の發生は『市民』即ち法律的意思に於ける市民權所有者以外に廣く都市人口の問題として人口史上特記すべき事柄といへよう。こゝでは勞働者から手工業者へ、更に商人へ、或はその逆の、身分上の上下交流が行はれ停滯的な農村人口と好對照をなすわけだが、婚姻關係の上でも身分及職業的制約は農民に較べて比較的に薄い。少くともさういふ特徴を伴ふに到つた點に單に王侯僧侶やその臣下從僕たちから構成されてゐた前代に於ける都市の前身と區別されるのである。尤もこの時代の都市人口は嘗ては非常に過大視されたこともあるが、實際は極めて小さなもので當時の大都市でも人口二萬乃至三萬を超えない。最大なのはケルン市だがその人口は十六世紀中頃に約三萬一千の住人と六千百人の僧侶、學生及び外來者を算ふるに過ぎない。十五世紀に人口二萬以上を算へたものは右ケルンの外、ウルム、リュベック、ダンチヒ、ハンブルグ、ニュールンベルグ、シュトラスブルグの六市で、一七九二年に於ても猶ほ一萬以上の都市は全獨逸で六十、二萬以上のもの三十、最大のウィーンが人口二十萬

七千、ベルリンが十五萬、ハンブルグが十萬となつてをり、一八一九年に到つても人口五千以上の都市に住むものは總人口の一〇%に過ぎなかつたことを著者は注意してゐる。換言すれば人口問題上論議の焦點となる所謂大都市なるものは完全に現代的現象であるわけだ。

却説この時代の都市人口については種々の數字的資料が残されてゐるが、いまその出生死亡の状況を見ると各都市とも著しい死亡超過を示してゐる。一例を次のシントラスブルグ市の數字に見ることができよう。

年次	出生	埋葬	差引き
一五六八—一六〇〇 ^(年平均)	八一四	一四〇〇	(一) 五八六
一六〇一—	三三三	一〇〇四	(一) 一四八
一六四一—	七三三	七八七	(十) 一二七
一七二八—	四九九	一四七八	(一) 一八三
一七五一—	七〇	一五二五	(一) 三七

特に當時の都市人口に就いて特記すべきは女子人口の甚しい過剰で、男一〇〇〇人に付フランクフルト・アム・マインでは女一一〇〇人(一三三八年)、ニュールンベルヒでは一二〇七人(一四四九年)、バーゼルでは一〇八〇人(一四五四年)となつてをり、最後のバーゼルの數字を更に十四歳以上の人口に付て再算すると男子に付き女一二四六人といふ數字となる。大約男子千人に付き女子人口の過剰は二百人と押へられるわけで、女子人口の過剰が指摘された十九世紀末でも一八七一年に女子の超過(男子千人に對し)三七人、大戦後の一九一九年でさへ超過九三人(共に獨逸全國)であることを想起するなら略當時の有様を髣髴するに足りよう。特に青壯年男子の都市來住の多かつたことを考へると此の現象はいよく注目すべきもので、著者はその原因を度々の戦争、病氣、旅行中の生命の危険、職業上の不

適應等のため男子の死亡率が異常に高かつた所にあらうとしてゐる。この女子人口の過剰に加へて、ツンフト制度その他當時の社會的事情による男の晩婚と更に僧侶の獨身生活とは晩期中世紀に終生獨身の婦人の著増を齎した。當時勞働婦人が極めて多かつたのもその爲であるが、尼僧院に入るものも亦尠くなかつた。特に上層身分の娘たちを收容する爲めに設けられた都市の尼僧院は高額の金錢的代價を求めたといふ。また他の女たちはなかば尼僧生活に似た病院勤務にその獨身生活の避難所を求めたといふ。かかる女子人口の過剰は男女を通じての就業難、隨つて又結婚難、それに信仰の動搖などと相伴つて道德の頹廢を齎したことは十字軍に多くの賣春婦が從軍した事實などにも明らかで、乞食の多かつたことも亦記録に残つてゐる。頹廢は遂には僧院にも及び宗教改革直前には特に甚しかつたことは周く人の知る所である。

都市の興隆と貨幣經濟の發達は亦獨逸の諸都市にユダヤ人を増加させた。といふのはキリスト教では利子をとるといふことを罪惡視してゐたので金貸しとしてのユダヤ人は實際的必要をもつてゐたわけで、特に諸侯はその財政的必要からも納稅者としてのユダヤ人を無條件的に排斥することを喜ばず時に保護をさへ加へたといふ事情もある。然し民衆の憎惡と反抗は絶えることがなくユダヤ人迫害は遠く十一世紀に初まり或は十字軍に際し或は黒死病の流行に當つてその責任者として事ある毎に慘殺され或は追放されたが併し彼らは其のすぐ又後に立ち現はれて來たといふ。略記するさへ煩しいその執拗な繰返しは、要之、經濟的必要と民族的本能との相克の姿であるわけだ。たゞ十五世紀中頃から十六世紀中頃にかけてユダヤ人は遂に凡ての獨逸都市からひと先づ影を潜めざるを得ざるに到つた。この

迫害中多數のユダヤ人が改宗して獨逸人口に加はつたといふ通説は著者は之を根據なき俗説として否定してゐる。この間ユダヤ人とキリスト教徒との私通に嚴罰を與へ又キリスト教徒の少女や乳母がユダヤ人の家に働くことを禁じたなどといふ事例は諸方に見られるところで、同じ様なことが現今ナチスの國民血統保護法の中に再び法令化されてゐるのも亦面白い。

獨逸人口史の中世代を了へるにはなほ中世代に特有な流行病の蔓延や度の大飢饉の慘害についても語らねばならないが、興味は寧ろかゝる自然的障害を切り抜けて來た出産力の逞しさにあらう。といふのはこの人口消耗はいつも出産率の向上を以て補填せられるを常としたもので、例へば一四五一年に二萬一千の人間を死なせたケルン市はその翌年には四千に及ぶ婚姻を以て之に答へてゐるのを見てもその一端を窺へると思ふ。たゞ流行病の蔓延に加勢した三十年戦役の影響は甚大で獨逸は之によつて其の總人口の三分の一から半分に及ぶ數を喪つたと推定されてゐる。

六、近代には國家的規模に於ける人民移植政策の登場をみる

三十年戦役による獨逸人口の損耗は勿論地方的に厚薄があるとはいへ、殊に都市人口に於てはその大部分は十九世紀に到るまで其の創傷を完全に回復し得なかつたもので、晩婚と生活上の不安とは出産制限となり、洗禮數の減少は戦役前に較べて都市に於ては或は四〇%から甚しきは七〇%にも及んでゐる。が出産減は村落にも同様で自然的回復の望みのないこの間際には外國人の移入によつて多少でも之を補填する外に途がなかつた。三十年戦役の影響は單に數だけの問題に止まらなかつたわけである。時恰も各國に宗教的抑壓の漸く甚しからんとした時代で移入民の給源にも事缺かな

かつたともいへよう。信仰の爲に迫害の故國を去つたメンノー、ユグノー、ワルズス宗徒等の名は既に我々の耳裡に親しい。國內移動も亦極めて激甚で處によつては屢々土着人口よりも外來人口の方が多數であつたといふ。またフランケン地方では戦後に極端な適齡女子人口の過剩を見た爲め一六五〇年その地方議會は新舊兩派の如何を問はず僧侶の結婚を獎勵したといひ、又男は若し扶養能力さへあるならば二人の妻をもつことが許されたといふ。一地方的な事象ではあるが、以て當時の人口構成の異常さを髣髴するに足らう。

三十年戦役を筆頭に十七、八の兩世紀は獨逸の地を舞臺として度重なる戦争が行はれたが、その結果外國人、特にフランス人の血は相當に獨逸の地へ流入したとみてよい。他方ブランデンブルグ・プロイセンの如きは戰禍の豫後対策として進んで當時の宗教迫害に故國を追はれた新教徒の移入を助成してをり、之に於ても特にユグノーの移入は著しい。ナント勅令廢止(一六八五年十月十八日)後旬日にして發せられたポツダムの勅令は之ら凡ての逃亡者を收容することを約してをり、移入を見たユグノー及ワルズス宗徒の數はその後續者と子供を含めて約二十萬と推定されてゐる。彼らは五十九の植民地に收容されたが、特にベルリンでは市人口の六乃至七分の一を占めたといふ。之らは後に全く獨逸民族と混血して了つてをり、今は時にフランス流の名前にその痕跡を認め得る者があるといふ。尤もユグノーたちは高貴な情操と堅固な信仰の持ち主で、又多く特殊技能者でもあつたわけだが、十七世紀と共に一時完全に清掃されてゐたユダヤ人の入國も亦初まつた。經濟生活の國際化がその主因であるが諸侯もその財政上の理由から之を利した點も尠くなく、宗教的對立意識の弱化せることも亦否定し難い。殊

に十八世紀に於ける唯理論的世界觀の影響も注目すべきで、レッシングの「ナートン」が出版されたのも一七七九年のことである。ユダヤ人にも國民として同權を與ふべしとした一七九一年パリ國民議會の影響も亦想像するに難くない。とはいへ未だ十九世紀後半に見る様な國法上の同權を與へられたわけではなく王侯のユダヤ人保護にも一進一退の跡を示してゐる。

當時は周知の如く各國共人口増加、所謂 *Peudierung* の方策に腐心した所謂重商主義の時代であるが、著者によると當時の政治家や人口政策家たちは人口はギリシヤ・ローマの時代、或は舊約聖書の時代に較べて遙かに減少してゐるとの觀念に皆一樣に支配せられてゐたといふ。この國家的規模に於て實施された人口増加策、とりわけ移入民助成策の最も標本的なるものは十八世紀に於けるプロシヤ王國で、特にタタールの侵寇とベストの流行に人口の著減を見た東プロシヤ地方の *Repeuplierung* は一七一〇年以降歴代政府により凡ゆる手段を盡して強行されてゐる。フレデリック大王の治政中の移入民だけでも總計約三十萬人、外に軍隊中には時に八萬人の外國人がゐたといふ。プロシヤの人口密度が一方マイルに付一七〇〇年の九一九人から一八〇〇年に一五八四人へと十八世紀中に二倍近くの著増を見せてゐるのは此の所謂人民移植政策の効果を確かに數字の上で確證するものであるが、併し著者は質の上から之を見れば必ずしも論議の餘地なしとせずとしてゐるようである。

七、十九世紀と共に民族的變質の危機は始まる

一八三〇年乃至四〇年の十年を以て我々は獨逸人口史上新時代を劃する轉換期に當面する。ナポレオン戦争は獨逸の領域に大變動を結果したばかり

カイザー著「獨逸人口史」

りでなく、諸國に移入された自由思想は近代機械工場の發達と相俟つて人民を土地への緊縛から解放した。之らの政治的、經濟的及び社會的生活條件の激變が人口の構成分化にも一大變動を惹起したのは勿論で、人口は驚異的な膨脹を開始し出したし、都鄙別分布の割合は逆となり、傳承の身分階級及び種族的階層關係は全く破壊されて了ふ。莫大な人口は海外移民として故國を去る一方、ポーランド系ユダヤ人の如き異民族は盛んに獨逸の地へ流入して來る。人間平等の自由主義の原則は混血現象を速進する一方、嘗てはその増殖を抑へられてゐた肉體的、精神的竝に道德的低格者が著増してくる。著者によればこの今から百年前の轉機以來獨逸民族はその民族的變質の危機に暴露されてきたわけで、十九世紀の人口史の教ふる所は一としてナチス人口政策の必然性を物語らざるはないことになる。いま十九世紀に於ける獨逸の出生及死亡率變動の大勢を見ると次の如く

出生率	死亡率	
	全國	プロシヤ
一八四一	五〇	三六・一
一八五一	六〇	三五・三
一八六一	七〇	三七・二
一八七一	八〇	三九・一
一八八一	九〇	三六・八
一八九一	一〇〇	三六・一
一九〇一	一〇〇	三四・三
		三三・三
		三一・五

(備考) 表所載年次以前のプロシヤの出生率については一八一六—二〇年に四三・九、一八二一—三〇年に四〇・七、一八三一—四〇年に三九・二である。又プロシヤの死亡率は全國のそれと大同小異である。

プロシヤ 全 國

一八四三年 一八八二年 一八九五年 一九〇七年 一九二六年

出生率は解放戦争後（一八一六—二〇年）の四三・九の高率から漸減歩調を示し、普佛戦争後（一八七〇—七一年）の一時的上昇の後も亦次第に低下の跡を示してゐる。換言すればこの世紀に於ける人口著増は寧ろ死亡率の低下に求むべきで、更に一八一四年以降極端な消耗戦争を見なかつたこともその一つに數へ得よう。尤も前世界大戦による獨逸人口の消耗（戦死百八十萬、戦後の病戦死七十五萬、大戦中の出生停止三百五十萬）は論外だが、併しその民族的危機の本體は今世紀以降、特に世界大戦後に見る出生率の急低下にあるわけで、著者はブルグドエルファーの獨逸國民老體化の忠告を想起し乍ら人口學者の眼には一九二六年以降その出生率（ブルグドエルファーの出生率）は最早現人口を維持するにも不充分となるに到つたことを告げてゐる。

が十九世紀の獨逸人口史がもつ暗影は單に出産減退といふ數の問題だけではない。所謂婦人解放運動は女といふものをその家庭的義務から疎外して、女といふものをその民族的、氏族的或は身分階級的特性に基いて評價した舊來の價值標識は全く時代おくれのものとなつて了つた。何處へいつても結構板に附いて生きては行けるが併し何處にも本當の落ち着き場所といふものがない女、數ヶ國語で會話をする唯單に「女」であるといふだけの女、それが新時代の生んだ女の姿だと著者はいふ。がこの種の自由と解放とは單に女だけの問題ではない。身分階級、特性の解消は廣く國家的助成の下に強行されたわけで、貴族はその血統保持の意力を喪失して了つたし、大量の工場労働人口の離村は同時に道德的にも彼等をその人倫的基礎から引き離して了ふ結果となつた。獨逸の産業別人口變遷の跡は次の如くで、

農業及林業	六・一	四・〇	三・三	二・七	二・三
工業、手工業、鑛業	二・三	三・五	三・八	四・二	四・一
商業及交通業	二	九	一一	一三	一六
官公吏、軍隊、教會、自由業	四・三	四・七	四・六	五・一	
家事手傳人	五	五・七	四・五	三・五	三・一
無業（利子生活者）	四・七	六・二	八・一	九・一	

（備考）本表は職業者とその家族を含む人口の百分比なり。

今や獨逸總人口の三分の一は大都市の市民となつてゐる（一九三三年に人口十萬以上の都市人口は三〇・一％）。十九世紀の初めには都市住民の六〇％は市中に自分の土地といふものを有つてゐたが、百年後にはその様な市民は僅かに九％を算ふるに過ぎない。この所謂「大衆」の魔力は地方から流入する優秀人口をすぐと同化して了ひ、とりわけその出生能力と出産意慾とを不具にしてさふ。大都市の市民が民族的紐帶を喪ひ勝ちなもの當然で、淺薄な國際主義的思考法の虜となつたのも今に記憶に新なる所である。

ユダヤ化の禍も十九世紀に特に甚しい。ウェストファーレン王國で一八〇八年に凡ての臣民に法律的平等と信仰の自由を認めユダヤ人の同權をも認容して以來、ユダヤ人は各地方とも著しく増加し又自ら進んで獨逸化しようとなつた。特に六〇年代以降バーデンを筆頭に各邦政府ともユダヤ人年來の希望を満足せしむるに到つて獨逸民族の家族的、職業的、經濟的並に政治的生活はその門戸を彼等に解放して了ひ、一千年の間堅持されて來たユダヤ人に對する國民的感覺は遂に最惡の状態にまで退化したと著者は

彙報

經濟閣僚懇談會の國民體位向上に關する申合の發表

昭和十五年十月二十九日の經濟關係閣僚懇談會は國民志氣昂揚に關する具體的方策の一部として特に國民體位の向上及び健全娛樂施設の應急措置に關し申合せを行ひ新聞紙を通じて之を發表したが、再録すれば次の如くである。

國民體位の向上及び健全娛樂施設の應急措置に關する件(申合)

先に實施せられたる奢侈生活抑制方策に對應し家庭並に近隣を基礎とする娛樂慰安の施設、戶外運動の奨励等により健全明朗なる新生活様式を創造し國民體位の向上と旺盛なる生活力の發展を圖るため差し當り先づ次の事項を實施するものとす。

一、乳幼児哺育資材の確保

牛乳、煉乳、鶏卵、純綿衣類、醫藥品等の増加配給

二、児童、學生、都鄙青少年に對する武道並に運動の奨励

三、綠地、公園、運動場等の施設擴大

都市に於る空地の確保及び利用

四、健全なる國民娛樂殊に音樂の奨励

(イ)農村放送廳取施設の普及擴大を圖る

(ロ)合唱に適する歌謠の奨励を行ふ

(ハ)映畫、演劇の巡回施設を奨励

注意事項 奢侈生活抑制方針は飽くまで緩和せぬが個人生活の末梢に對する些細な干渉を戒めて國民の自發的積極的明朗なる氣分を冷却喪失せしむるが如き弊害のないやう適當に措置すること

労働者年金保險制度要綱の決定

労働力の増強確保は現下喫緊の急務として既に諸般の應急的對策が講ぜられてゐるが、之と併せて將來の高度國防國家體制の完成を期する爲には更に根本的、革新的なる觀點よりする労働者の生活確保が不可欠の重要事、言はゞ労働者の生活の國家管理として或は労働者の爲の産業恩給制度として労働者年金保險制度施行の要望せらるゝ所尠くなかつたが、保險院に於ては來第七十六回帝國議會へ提案の目的を以て労働者年金保險制度要綱を立案、之を昭和十五年十月十日厚生大臣を會長とし關係官廳委員、社會政策の専門學者、勞資の關係者その他學識經驗ある者四十六名の委員よりなる保險院保險制度調査會に提出した。

ナチス獨逸の社會保險制度が獨逸國防能力の向上に寄與せる所極めて大なりし前例に鑑みても本制度の急速實現は各方面より期待せらるゝ所極めて大きい。

特別委員會に於ける審議の結果は多少原案の修正を齎らすかも知れないが、保險院立案の要綱を掲ぐれば

次の如くである。

労働者年金保險制度案要綱

第一 保險事故

一 保險事故は被保險者の老齡、廢疾、死亡及脱退とする事

第二 被保險者

イ 強制被保險者

二 健康保險法第十三條に掲ぐる工場、事業場又は事業にして常時十人以上の労働者を使用するものに使せらるる男子労働者を以て強制被保險者とする事と但し左に掲ぐる者は之を除くこと

(一)船員保險の被保險者

(二)臨時に使用せらるる者にして左に掲ぐるもの

(1)六月以内の期間を定めて使用せらるる者

(2)使用期間の定なく勞務供給契約に基き又は試に

使用せらるる者

(3)日日雇入れらるる者

(4)季節的の事業に使用せらるる者

(三)命令を以て指定する工場、事業場又は事業に使用せらるる者

(四)外國人

ロ 任意被保險者

三 前號の工場、事業場又は事業に使用せらるる女子労働者並に前號の工場、事業場若は事業に附屬する事業又は左に掲ぐる工場、事業場若は事業及之に附屬する事業に使用せらるる労働者は本保險の被保險者と爲ることを得ること

(一)前號の工場、事業場又は事業にして常時十人未

彙報

經濟閣僚懇談會の國民體位向上に關する申合の發表

昭和十五年十月二十九日の經濟關係閣僚懇談會は國民志氣昂揚に關する具體的方策の一部として特に國民體位向上及び健全娛樂施設の應急措置に關し申合せを行ひ新聞紙を通じて之を發表したが、再録すれば次の如くである。

國民體位向上及び健全娛樂施設の應急措置に關する件(申合)

先に實施せられたる奢侈生活抑制方策に對應し家庭並に近隣を基礎とする娛樂慰安の施設、戶外運動の奨励等により健全明朗なる新生活様式を創造し國民體位の向上と旺盛なる生活力の發展を圖るため差し當り先づ次の事項を實施するものとす。

一、乳幼児哺育資材の確保

牛乳、煉乳、鶏卵、純綿衣類、醫藥品等の増加配給

二、児童、學生、都鄙青少年に對する武道並に運動の奨励

三、綠地、公園、運動場等の施設擴大

都市に於る空地の確保及び利用

四、健全なる國民娛樂殊に音樂の奨励

(イ)農村放送廳取施設の普及擴大を圖る

(ロ)合唱に適する歌謠の奨励を行ふ

(ハ)映畫、演劇の巡回施設を奨励

注意事項 奢侈生活抑制方針は飽くまで緩和せぬが個人生活の末梢に對する些細な干渉を戒めて國民の自發的積極的明朗なる氣分を冷却喪失せしむるが如き弊害のないやう適當に措置すること

勞働者年金保險制度要綱の決定

勞働力の増強確保は現下喫緊の急務として既に諸般の應急的對策が講ぜられてゐるが、之と併せて將來の高度國防國家體制の完成を期する爲には更に根本的、革新的なる觀點よりする勞働者の生活確保が不可欠の重要事、言はゞ勞働者の生活の國家管理として或は勞働者の爲の産業恩給制度として勞働者年金保險制度施行の要望せらるゝ所尠くなかつたが、保險院に於ては來第七十六回帝國議會へ提案の目的を以て勞働者年金保險制度要綱を立案、之を昭和十五年十月十日厚生大臣を會長とし關係官廳委員、社會政策の専門學者、勞資の關係者その他學識經驗ある者四十六名の委員よりなる保險院保險制度調査會に提出した。

ナチス獨逸の社會保險制度が獨逸國防能力の向上に寄與せる所極めて大なりし前例に鑑みても本制度の急速實現は各方面より期待せらるゝ所極めて大きい。特別委員會に於ける審議の結果は多少原案の修正を齎らすかも知れないが、保險院立案の要綱を掲ぐれば

次の如くである。

勞働者年金保險制度案要綱

第一 保險事故

一 保險事故は被保險者の老齡、廢疾、死亡及脱退とすること

第二 被保險者

イ 強制被保險者

二 健康保險法第十三條に掲ぐる工場、事業場又は事業にして常時十人以上の勞働者を使用するものを使用せらるる男子勞働者を以て強制被保險者とする。但し左に掲ぐる者は之を除くこと

(一)船員保險の被保險者

(二)臨時に使用せらるる者にして左に掲ぐるもの

(1)六月以内の期間を定めて使用せらるる者

(2)使用期間の定なく勞務供給契約に基き又は試に使用せらるる者

(3)日日雇入れらるる者

(4)季節的の事業に使用せらるる者

(三)命令を以て指定する工場、事業場又は事業に使用せらるる者

(四)外國人

ロ 任意被保險者

三 前號の工場、事業場又は事業に使用せらるる女子勞働者並に前號の工場、事業場若は事業に附屬する事業又は左に掲ぐる工場、事業場若は事業及之に附屬する事業に使用せらるる勞働者は本保險の被保險者と爲ることを得ること

(一)前號の工場、事業場又は事業にして常時十人未

滿の労働者を使用するもの

(二) 前號但書の(三)の規定に依り命令を以て指定する工場、事業場又は事業

(三) 健康保険法第十四條第一項第二號及第三號に掲ぐる事業

(四) 其の他命令を以て指定する事業

四 第二號但書の(一)、(二)及(四)の規定は前號の場合に之を準用すること

五 任意被保険者と爲らんとする者は事業主の同意を得て監督官廳の認可を申請すること

六 第二號の工場、事業場又は事業が同號の規定に該當せざるに至りたるときは其の工場、事業場又は事業に使用せらるる者に付前號の認可ありたるものと看做すこと但し第二號の工場、事業場又は事業が同號の規定に該當せざるに至りたる際強制被保険者たらざりし者に付ては此の限に在らざること

ハ 任意繼續被保険者

七 十四年以上二十年未満被保険者たりし者が其の資格喪失の際脱退手當金の請求を爲さざる場合に於て資格喪失後三月以内に申請を爲すときは任意繼續被保険者と爲ることを得ること

八 任意繼續被保険者に對して爲す保険給付の種類は養老年金、遺族年金及脱退手當金とすること

九 任意繼續被保険者に對する保険料算出の基礎と爲るべき標準報酬月額額は強制被保険者又は任意被保険者の資格喪失當時の標準報酬月額に依ること
任意繼續被保険者は標準報酬月額の減額を請求することを得ること

十 任意繼續被保険者の資格繼續期間は強制被保険者又は任意被保険者たりし期間と合算して二十年を超ゆることを得ざること

ニ 被保険者たりし期間の計算

十一 被保険者の資格を喪失したる後更に其の資格を取得したる者に對し保険給付を爲す場合に於ては前後の被保険者たりし期間は之を合算すること但し脱退手當金の支給を受けたる場合に於ては其の計算の基礎と爲りたる期間は之を合算せざること

第三 報酬及標準報酬

十二 報酬とは事業に使用せらるる者が勞務の對價として事業主より受くる賃金、給料又は俸給及之に準すべきものを謂ふものとする

十三 前號の賃金、給料又は俸給に準すべきものとは常時又は定期に受くる給與其の他の利益とし其の範圍は命令を以て定むること

十四 報酬の額に基き保険料又は保険給付の額を定むる場合に於ては標準報酬に依り之を算定すること

十五 標準報酬は最高年額千八百圓に止むること

第四 保 險 者

十六 保険者は政府とすること

十七 政府は命令の定むる所に依り被保険者、被保険者たりし者又は保険給付を受くる者の福祉を増進する爲必要な施設を爲すことを得ること

第五 保 險 給 付

イ 養 老 年 金

十八 二十年以上被保険者たりし者が其の資格喪失後五十五歳を超えたるとき又は五十五歳を超え其の資

格を喪失したるときは之に終身養老年金を支給すること

十九 養老年金の額は被保険者たりし期間二十年以上二十一年未満に對し被保険者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の二十五に相當する金額とし二十一年以上一年を増す毎に其の一年に對し被保険者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の一に相當する金額を加へたる金額とすること但し被保険者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の五十に相當する金額を超ゆることを得ざること

二十 養老年金の支給を受くる者が死亡したる際其の者の死亡に關し遺族年金を受くべき者なき場合に於て既に支給を受けたる養老年金の總額が養老年金の五分分に相當する金額に満たざるときは其の差額を一時金として其の遺族に支給すること

二十一 二十年以上被保険者たりし者が養老年金の支給を受くることなくして死亡したる際其の者の死亡に關し遺族年金を受くべき者なき場合に於ては其の者が支給を受くることを得べかりし養老年金の五分分に相當する金額を一時金として其の遺族に支給すること

二十二 健康保険法に依り傷病手當金の支給を受くる者には之を受くることを得べき期間養老年金の支給を停止すること

二十三 養老年金の支給を受くる者が被保険者と爲りたるときは其の月より養老年金の支給を停止すること

前項の規定に依り養老年金の支給を停止せられたる

被保険者が其の資格を喪失したる場合に於ては前後の被保険者たりし期間を合算して養老年金の額を改定すること但し其の金額が改定前の養老年金の額より少きときは改定せざること

ロ 廢疾年金及廢疾手當金

二十四 被保険者の資格喪失前に發したる疾病又は受けたる負傷及之に因り發したる疾病が命令の定むる期間内に治癒したる場合又は治癒せざるも其の期間を經過したる場合に於て終身勞務に服すること能はざる程度の廢疾の状態に在る者には終身廢疾年金を支給すること

二十五 廢疾年金を支給する程度に至らざるも従來の勞務に服すること能はざる程度の廢疾の状態に在る者には一時金として廢疾手當金を支給すること
 二十六 廢疾年金又は廢疾手當金を受くるには廢疾と爲りたる日前五年間に三年以上被保険者たりしことを要すること

二十七 廢疾年金の額は被保険者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の二十五に相當する金額とし被保険者たりし期間二十年以上一年を増す毎に其の一年に對し被保険者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の一に相當する金額を加へたる金額とすること但し被保険者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の五十に相當する金額を越ゆることを得ざること

二十八 廢疾手當金の額は被保険者たりし全期間の平均標準報酬月額の七月分に相當する金額とすること
 二十九 二十年未滿被保険者たりし者にして廢疾年金

の支給を受くるものが死亡したる場合に於て既に支給を受けたる廢疾年金の總額が被保険者の資格喪失當時受くることを得べかりし脱退手當金及被保険者たりし全期間の平均標準報酬月額の七月分の合算額(被保険者たりし全期間の平均標準報酬月額の十三月分を越ゆるときは十三月分に止む)に相當する金額に滿たざるときは其の差額を一時金として其の遺族に支給すること

三十一 二十年以上被保険者たりし者にして廢疾年金の支給を受くるものが死亡したる際其の者の死亡に關し遺族年金を受くべき者なき場合に於て既に支給を受けたる廢疾年金の總額が廢疾年金の五年分に相當する金額に滿たざるときは其の差額を一時金として其の遺族に支給すること

三十二 養老年金及廢疾年金を受くる権利を有する者には廢疾年金を支給せざること

三十三 廢疾年金を受くる権利を有する者が廢疾手當金を支給せざること

三十四 養老年金を受くる権利を有する者には廢疾手當金を支給せざること

三十五 二十年以上被保険者たりし者が死亡したるときは其の遺族に對し十年間遺族年金を支給すること

三十六 遺族年金の額は左の區別に依る金額とすること

(一) 養老年金又は廢疾年金の支給を受くる者が死亡したる場合に於ては其の者に支給せらるる養老年金又は廢疾年金の額の二分の一に相當する金額
 (二) 二十年以上被保険者たりし者が養老年金の支給を受くることなくして死亡したる場合に於ては其の者が支給を受くることを得べかりし養老年金の額の二分の一に相當する金額

三十七 遺族年金を受くべき者は被保険者又は被保険者たりし者の配偶者(届出を爲さざるも事實上婚姻の關係と同様の事情に在る者を含む)とし配偶者なき場合に於ては被保険者又は被保険者たりし者の死亡當時之と同一の戸籍内に在りたる者にして其の者に依り生計を維持したる左に掲ぐる者とし其の順位は左の如くすること但し男子たる配偶者は老衰又は不具廢疾の爲生活資料を得るの途なき場合に非ざれば遺族年金を受くることを得ざるものとする

(一) 十五歳未滿の直系卑屬

(二) 六十歳以上の直系尊屬

(三) 不具廢疾の爲生活資料を得るの途なき直系卑屬

又は直系尊屬

三十八 遺族年金の支給を受くる者が左の(一)、(二)又は(三)に該當するときは遺族年金を受くる権利を失ふものとする

此の場合に於て後順位者あるときは其の者に遺族年金を支給すること但し其の者が遺族年金の支給を受くべき期間は既に支給せられたる期間と合算して十年を越ゆることを得ざること

(一) 遺族が其の家を去り又は死亡したるとき

(二) 配偶者が婚姻したるとき

(三)十五歳未満の直系卑屬が十五歳に達したるとき
三十九 遺族年金の支給を受ける者が遺族年金を受くる権利を失ひたる場合に後順位者なきときは左の區別に依る金額を一時金として被保険者たりし者の遺族に支給すること

(一)養老年金又は廢疾年金の支給を受ける者が死亡したる場合に於て既に支給を受けたる養老年金又は廢疾年金と其の遺族が其の者の死亡に關し支給を受けたる遺族年金との合算額が養老年金又は廢疾年金の五年分に相當する金額に満たざるときは其の差額

(二)二十年以上被保険者たりし者が養老年金の支給を受けることなくして死亡したる場合に於て其の者の死亡に關し支給を受けたる遺族年金の總額が其の者の支給を受けることを得べかりし養老年金の五年分に相當する金額に満たざるときは其の差額

四十 第二十號、第二十一號、第二十九號、第三十號又は第三十九號の規定に依る一時金を受くべき者は被保険者又は被保険者たりし者の死亡當時之と同一の戸籍内に在りたる左に掲ぐるものとし其の順位は左の如くすること

- (一)直系卑屬
- (二)直系尊屬
- (三)家督相續人又は戸主
- (四)兄弟姉妹

前項に該當する者なき場合に於ては被保険者又は被保險者たりし者の死亡當時其の者に依り生計を維持

したる者とする事

ニ 脱退手當金

四十一 三年以上二十年未満被保険者たりし者が死亡したるとき又は其の資格を喪失したる後更に被保險者と爲ることなくして一年を経過したるときは脱退手當金を支給すること但し其の者が廢疾手當金を受くる権利を有するときは一年を経過せざる場合と雖も之を支給すること

四十二 脱退手當金の額は被保険者たりし全期間の平均標準報酬月額額の十月分に相當する金額の範圍内に於て別に定むる金額とすること但し廢疾手當金の支給を受ける者に支給すべき額は廢疾手當金の額と合算して被保険者たりし全期間の平均標準報酬月額額の十三月分に相當する金額を越ゆることを得ざること

四十三 廢疾年金を受くる権利を有する者には脱退手當金を支給せざること

四十四 廢疾年金を受くる者が廢疾恢復したるに依り廢疾年金を受けざるに至りたる場合に於て既に支給を受けたる廢疾年金の總額が其の者が被保險者の資格喪失の際支給を受けることを得べかりし脱退手當金に満たざるときは其の差額を支給すること

ホ 保險給付の制限

四十五 被保險者又は被保險者たりし者が自己の故意の犯罪行爲に因り又は故意に事故を生ぜしめたるときは廢疾年金、廢疾手當金又は遺族年金を支給せざること

四十六 被保險者又は被保險者たりし者が重大なる過失に因り事故を生ぜしめたる時は廢疾年金又は廢

疾手當金の全部又は一部を支給せざることを得ること

四十七 廢疾年金の支給を受ける者に付必要ありと認むるときは診斷を行ふことを得ること

正當の理由なくして前項の診斷を受けざる者に對しては廢疾年金の全部又は一部の支給を爲さざることを得ること

第六 費用

四十八 政府は勞働者年金保險事業に要する費用に充つる爲保險料を徴收すること

四十九 國庫は保險給付に要する費用の五分の一に相當する金額及本制度の事務の執行に要する費用を負擔すること

五十 保險料は被保險者の標準報酬月額に政府の定むる保險料率を乗じたるものとする事

五十一 保險料率は鑛業法の適用を受くる事業(石油鑛業を除く以下之に同じ)の事業場又は工場に使用せらるる被保險者に關するものと其の他の被保險者に關するものと各別に之を定むること

五十二 被保險者及事業主は各保險料額の二分の一を負擔すること但し任意繼續被保險者は其の全額を負擔すること

五十三 事業主は其の使用する被保險者の負擔すべき保險料を納付する義務を負ふこと但し任意繼續被保險者の負擔する保險料に付ては此の限に在らざること

五十四 保險料其の他徴收金を滞納する場合に於ては政府は滞納者若は其の者の財産の在る市町村に對し

之が處分を請求し又は國稅滯納處分の例に依り處分
することを得ること

第七 權利の救濟

五十五 保險給付に關する決定に不服ある者は第一次
健康保險審査會に審査を請求し其の決定に不服ある
ときは第二次健康保險審査會に審査を請求し其の決
定に不服あるときは通常裁判所に訴を提起すること
を得ること

五十六 保險料其の他徴収金の賦課若は徴收の處分又
は滯納處分に不服ある者は主務大臣に訴願し又は行
政裁判所に出訴することを得ること

保險料其の他徴収金の賦課又は徴收の處分に關し訴
願の提起ありたるときは主務大臣は第三次健康保險
審査會の審査を経て訴願の裁決を爲すべきこと

第八 鑛夫たる被保險者に關する

特例

五十七 鑛業法の適用を受くる事業の事業場又は工場
に被保險者として十五年以上使用せられたる者に付
ては第十八號の規定に拘らず其の者が被保險者の資
格を喪失したる後五十歳を超えたるとき又は五十歳
を超え其の資格を喪失したるときより養老年金を支
給すること

五十八 前號の事業場又は工場に被保險者として使用
せられたる期間に付被保險者たりし期間を計算する
場合に於ては前號の事業場又は工場に被保險者とし
て使用せられたる期間に三分の四を乗じて之を計算
すること但し左に掲ぐる期間に關しては前號の事業
場又は工場に被保險者として使用せられたる期間を

以て被保險者たりし期間とすること

(一)被保險者として使用せられたる期間三年未満な
る者の前號の事業場又は工場に被保險者として使
用せられたる期間

(二)前號の事業場又は工場に被保險者として使用せ
られたる期間が十五年を超える場合に於て十五年
を超える部分の期間

第九 經過規定

五十九 本制度實施當時五十歳(本制度實施當時鑛業
法の適用を受くる事業の事業場又は工場に使用せら
るる者に在りては四十五歳)を超えたる者にして本
制度實施と同時に強制被保險者となりたるものが被
保險者たりし期間一年以上三年未満にして脱退した
る場合に於ては一般の例に依らずに脱退手當金を
支給すること

農林省の米第一回豫想收穫高の發表

昭和十五年九月二十日現在の昭和十五年度米第一回
豫想收穫高(第三次最終公表、全國の分)は十月二十
二日付官報を以て發表されたが、之を再録すれば次の
如くである。

米第一回豫想收穫高(第三次最終公表)

本年の米作付段別は三百十七萬三千二百三十四町四
段にして、之を前年作付段別に比すれば一萬六千四百
九十二町六段(五厘)を減少せり。

而して九月二十日現在に於ける豫想收穫高は六千三
百一十一萬九千四百三十石にして、之を前年實收高に比

すれば五百八十萬六千四百五十九石(八分四厘)を、
前五箇年平均實收高に比すれば二百三萬九千九百九十
二石(三分一厘)を減少せり。

蓋し本年の稻作は、苗代時期の氣候概して順調にし
て、苗の生育良好なりしも移植期の前後に互り早天持
續したるため、一部地方に於て植付遅延又は植付不能
のものを生ずるに至れり。其後相當の降雨ありて用水
不足は緩和を見たるのみならず、七月に於ては北海道
及東北の一部を除き概して氣候適順にして、生育促進
せられたりしが、八月上旬に入り一時低溫寡照となり
たるため生育稍と阻害せられたり。其後天候回復した
るも一部地方に於て風水害、浮塵子及稻熱病の被害を
蒙りたるものあり。又、移植期に於ける旱害の影響も
ありて、全國的には前記の如き豫想收穫高を示すに至
れり。

尙ほ参考のため最近五箇年間に於ける作付段別及實
收高を掲ぐれば左の如し。

年次	作付段別	實收高
昭和十年	三,一〇三,二五〇・四町段	五,四四二,四七〇石
昭和十一年	三,一〇四,二七〇・九	六,三二一,九二
昭和十二年	三,二四,〇〇・一	六,二七七,七五
昭和十三年	三,二八,〇九・五	六,八八八,〇九
昭和十四年	三,二八,七七・〇	六,九五五,八九
自昭和十年五箇年平均	三,〇五,六九・八	六,五二五,四三
至昭和十四年	三,一七,三四・四	六,二九,四三
昭和十五年	三,一七,三四・四	六,二九,四三

解決を要する問題が伴ふ。殊に都市が急速に膨脹し發達する際には、それに伴ふて経済的にも、社會的にも多くの犠牲や弊害を生じ易いが、かゝる犠牲や弊害を最小限度に止め、都市發展の合理化を全うするために如何なる用意を必要とするか。

これ等に關する各市の經驗や實績は當局の抱負、經驗と共に斯問題の攻究上資する所尠くないと信ずる。

三、綜合對策

以上の諸問題は、單に箇々の都市について、或は都市のみの觀點からしては十分なる解決を期待し得るものではなく、廣く地方的な、又國家全體の立場から綜合的に検討せらるゝを要する。例へば、大都市と中小都市、或は都市と農村との間の相互依存或は均衡の是正、都市の分布が適正なりや否や等の問題についても考案を遂げ、都市の其の地方に於て更に國家内に於て占むべき地位を十分に把握し、進んでは新東亞に於ける帝國の地位、使命に稽へ、その發達を適正に導くことが肝要であらう。其處に地方計畫乃至國土計畫に立脚して研究が要求せられる。最近高度國防國家完成への前提として國土計畫策定の議が進められつゝあることは正に斯問題研究の緊要性を重加するものである。

都市の大きさに適度が存するや否やもこの問題に關聯して研究の對象とならう。都市の適度は一國の經濟機構を始め、國防上の要求、科學の進歩等幾多の條件に依つて支配せられ、固定的でもなく、圓一的なものでもないであらう。又都市の適度或は大きさの限度が発見されたとしてもこれが維持方策は、その都市の發達を促した諸原因の根本に基いて講ぜられねばならぬ

と思ふが、これ等の問題についても透徹した議論が期待せられる。

尙、總會文獻に收載せられたる研究報告中第一議題に關するもの、並に第一部會(第一議題關係)に於ける討議報告の報告者氏名並に其の題目を掲ぐれば以下の如くである。

總會文獻收載研究報告

本邦都市の發達 東京帝國大學教授 今井登志喜

わが國都市の現勢概観 東京帝國大學教授 今井登志喜

我が國の都市發達史 東京市政調査會研究員 弓家七郎

飛鳥都城の制と時代思潮 神戸市庶務部 宮脇泰一

封建時代に於ける農村離村と過大都市 神戸市庶務部 宮脇泰一

江戸の人口の研究 東京市史編纂室 藤見安二郎

歴史地理學的にみる都市の性格——大阪の歴史的 大阪府警察部建築課技師 龜井幸次郎

性格に寄せて 大阪府警察部建築課技師 龜井幸次郎

戦争と都市——主として大阪市の發展について 日本建築協會

神戸の市形態の發展過程と今後の方策 神戸市協合理事 奥中喜代一

日本經濟史發展過程より見たる横浜市の發達 横浜市庶務部庶務課長 島田正司

北九州都市の歴史的發展について 都市計畫部庶務課長 島田正司

北海道都市發達の特異性と其の問題 都市計畫部北海地方委員技師 赤岩勝美

都市計畫部北海地方委員技師 赤岩勝美

都市計畫部北海地方委員技師 谷口成之

都市計畫部北海地方委員技師 谷口成之

都市計畫部北海地方委員技師 谷口成之

都市計畫部北海地方委員技師 谷口成之

都市計畫部北海地方委員技師 谷口成之

都市計畫部北海地方委員技師 谷口成之

都市計畫部北海地方委員技師 谷口成之

朝鮮に於ける都市發達とその社會經濟的性格 京城帝國大學教授 小田忠夫

都市膨脹の因子としての人口と住宅の關聯性 大阪府警察部建築課長 井上新二

道路より見たる都市の動向 日本建築協會都市計畫委員長 井上新二

都市發達史の研究に對する方法的的反省 東京市土木局道路建築課 加藤清

大阪商科大学教授 竹中龍雄

繼續的に論議されたい二つのテーマ 關 謙一

郷土の歴史と其の發達を市民に周知せしむべし 關 謙一

濁水に對處する應急水道擴張に就て 關 謙一

河川の淨化に就いて 關 謙一

都市の地番整理 關 謙一

東京に於ける最近の建築線指定傾向 關 謙一

建築行政に於ける土地關係の諸問題 關 謙一

國土計畫に即應する建築行政の新展開に就て 關 謙一

名古屋近郊に於ける建築物の用途別構成 關 謙一

近代都市の發達と都市計畫地域制 關 謙一

關 謙一

關 謙一

關 謙一

關 謙一

關 謙一

關 謙一

關 謙一

關 謙一

關 謙一

關 謙一

關 謙一

關 謙一

關 謙一

關 謙一

關 謙一

關 謙一

都勢の動向と其の處理

東京市土木局道路建設課 福 西 清 治

大都市の發展と近郊農業——主として東京市の尿管處理を中心とする一考察

早稻田大學政治經濟學部研究室 宮 出 秀 雄

都市の保健——主として空氣汚染に就いて

東京市衛生試驗所長、醫博 石 原 房 雄

統制經濟と都市經濟——都市行政の新領域に就いて

東京市政調査會研究員 藤 田 武 夫

特異性都市の研究——軍港都吳市に就いて

吳市土木部長 長 崎 敏 音

中小都市の振興方策

大 須 賀 巖

中小都市の發展と其の統制

東京市政調査會研究員 幸 島 禮 吉

工業立地より觀たる土地區劃整理

東京市總務局都市計畫課技手 西 出 稔

工業の地方分散を重點とせる立地計畫

經地計畫研究會

國內新體制と都市の方向

東京市總務局企畫課主事 山 崎 一 雄

國土計畫方法試論

都市計畫東京地方委員會技師 石 川 榮 耀

都市構成の經濟化に就て

後 藤 曠 二

大東京の膨脹と其の對策 都市計畫東京地方委員會

本邦都市發達の傾向と都市體系の整備

早大政治經濟學部研究室 奥 井 復 太 郎

市域にみる都市發達の動向

東京市政調査會 小 古 間 隆

第一部會討論報告者氏名並その題目

一、大都市の膨脹發展に對する方策

大都市抑制論 東京市總務局企畫課長 上 平 正 治

大都市の脅威に對する反省

東京市政調査會研究員兼主事 弓 家 七 郎

大都市の發展調整と地方計畫

都市計畫東京地方委員會事務官 高 橋 登 一

大都市價值論

東京市理事 谷 川 昇

青年都市論

愛知縣都市計畫課長 眞 坂 忠 藏

大都市是非論 都市計畫東京地方委員會技師

石 川 榮 耀

過大都市の問題について

三重縣都市計畫課長 兼 岩 傳 一

大都市の適度

東京日々新聞論說委員 近 藤 操

過大都市抑制上の問題

人口問題研究所企畫部長 北 岡 壽 逸

大都市構成の整備に就て

後 藤 曠 二

國防上より見たる大都市 陸軍航空中佐

馬 淵 良 逸

保健上より見たる大都市可否論

京都市保健部長 飯 野 斐

大都市と教化問題に就て

櫻花高女校長、名古屋市會議員 大 溪 養 雄

人的資源と大都市問題

企畫院第三部調査官 美 濃 口 時 次 郎

大都市の發展と農業

早大政治經濟學部研究室 宮 出 秀 雄

中小都市の振興方策

中小都市振興上の具體的方策

都市計畫東京地方委員會技師 石 川 榮 耀

中小都市の振興と科學的調査の確立

滿洲國總務廳及建國大學囑託 小 田 内 通 敏

工業立地による地方振興

內務省計畫局囑託 中 田 理 夫

特異性都市たる軍港都市の經營方策

吳市土木部長 長 崎 敏 音

北海道に於ける小都市振興方策

都市計畫北海道地方委員會技師 谷 口 成 之

三、綜合對策

都市の本質と都市體系の整備

慶應義塾大學教授 奥 井 復 太 郎

都市を機能として觀る

商工省振興部總務課 吉 田 秀 夫

國土計畫に於ける目標の確認

都市計畫東京地方委員會技師 石 川 榮 耀

國土計畫の科學性とその啓蒙運動

滿洲國總務廳及建國大學囑託 小 田 内 通 敏

國土計畫上より見たる都市人口増殖力

人口問題研究所研究官 館 稔

北海道の經驗より得た綜合對策

都市計畫北海道地方委員會技師 谷 口 成 之

朝鮮に於ける都市發達の動向と其の諸問題

朝鮮總督府技師 山 岡 敬 介

國土計畫に於ける都市の地位

第一會議主報告者 元東大法學部教授 蠟 山 政 道

紀元二千六百年記念全國社會事業大會の開催

厚生省並に財團法人中央社會事業協會主催の第九回全國社會事業大會は紀元二千六百年記念大會として畏くも 高松宮殿下を總裁に戴き昭和十五年十月十、十一、十二の三日間に互り東京に於いて開催せられたが、全國各府縣より參集せる關係者二千名近くを算へ多くの貴重なる成果を擧げて終了した。

總裁宮令旨、會長奉答辭、大會の宣言及決議、厚生、司法兩大臣の諮問に對する答申等を掲ぐれば以下の如くである。

令旨

茲ニ厚生省及財團法人中央社會事業協會共同主催ニ係ル全國社會事業大會ニ臨ミ親シク諸子ト相見ユルヲ欣ブ
顯フニ明治三十六年始メテ大會ヲ開キシヨリ已ニ九回ニ及ビ事業進展ノ迹顯著ナリト雖事象頗ル多端ニシテ治ク之方要求ヲ充足シ易カラズ加フルニ社會情勢ノ推移甚急ニシテ實施ノ能ク之ニ伴ヒ難キノ憾亦尠カラズ夫レ社會事業ハ單ニ目前ノ缺陷ヲ救済スル對應施設ノミヲ以テシテ足ラザルモ徒ニ理想ニ馳セテ實際ニ益スルコト少キガ如キハ之ヲ戒メザルベカラズ且其ノ機構ノ整備ニ比シ更ニ重要ナルモノハ人格ノ力ナリ熟々過去ニ於ケル社會事業ノ成績ノ上ヨリ之ヲ察スルモ主トシテ至誠事ニ當レル仁人有識ノ功勳ニ歸スルコト多シ指導ニ從フモノ宜シク常ニ意ヲ此ニ存スベキナリ支那

事變勃發シテヨリ既ニ年ヲ累ネ内外益々多事ニシテ世界ハ終ニ動亂ノ機ヲ藏スルニ至レリ此ノ時ニ方リ我が皇國ハ紀元二千六百年ヲ迎ヘ肇國ノ 宏謨ヲ恢弘シテ愈々大東亞安定ノ基礎ヲ固メ新秩序肇頓ノ 聖業ヲ完遂セムトス此ノ前古未會有ノ世局ニ蒞ミ國民生活ノ態勢亦一大革新ヲ促進スルニ至レリ今日以後ノ社會事業ハ此ノ世相ニ即シ光輝アル國史ニ鑑ミ國民精神ヲ昂揚シテ彼我ノ所長ヲ融合シ優秀ナル個人的活動ヲ勸奨スルト共ニ渾然タル組織ヲ構成シテ全國ヲ統制シ克ク世上各方面ノ新體制ニ順應シ以テ萬人咸ク其ノ分ニ應ジ其ノ處ヲ得延イテハ各個ノ生活ヲ樂マシムコトヲ要ス

推フニ此ノ記念スベキ今次ノ大會ハ我が國社會事業史上ニ著シキ時期を畫シ將來ノ隆運ニ一新基礎ヲ付與セムトスルモノニシテ予ハ茲ニ深ク斯界關係者積年ノ功勞ヲ感謝スルト共ニ

列聖慈仁ノ大御心ヲ奉體シテ目的ノ達成ニ盡瘁シ管ニ事業ノ企畫指導ニ努ムルノミナラズ大會ノ決議ハ必ず其ノ實果ノ擧ラムコトヲ期シ常ニ身ヲ挺シテ之ガ具現ヲ圖リ多難ナル民衆生活ニ新光朗ヲ與ヘ以テ國運ノ興隆ニ貢獻セムコトヲ切望ス

奉答辭

紀元二千六百年記念全國社會事業大會ヲ舉行スルニ方リ畏クモ
總裁宮殿下ノ 台臨ヲ辱ウシ優渥ナル 令旨ヲ賜ハル感激何ゾ極リアラムヤ
顯フニ 皇國社會事業ハ洪大無邊ナル 皇室ノ御仁

愛ヲ以テ大木ト爲シ時世ノ進運ニ應ジテ事業歲ト與ニ興リ體制月ヲ迫フテ整ヒ以テ今日ノ成果ヲ見ル官民夙夜 聖恩ヲ奉ジ以テ國民ノ福祉ニ遺憾ナカラシムコトヲ期ス

今ヤ光輝アル紀元二千六百年ヲ迎ヘ且未會有ノ世局ニ際シ特ニ大ニ發奮スベキノ秋吾等社會事業家ノ責務ハ愈々重大ヲ加フ茲ニ謹ミテ 令旨ヲ奉戴シ 皇國社會事業ノ本義ニ徹シ協心戮力以テ國本ノ培養ト新東亞建設ノ完遂トニ盡瘁セムコトヲ誓ヒ奉ル
昭和十五年十月十日

紀元二千六百年記念全國社會事業大會

會長 伯爵 清 浦 奎 吾

宣言

茲に紀元二千六百年記念全國社會事業大會に方り總裁 高松宮殿下の 台臨を辱ふし優渥なる 令旨を拜す洵に恐懼感激に禁へざるなり
今や我邦未會有の重大世局に際會し一億一心大政を翼養して外新東亞の建設に邁進すべきの秋内國民生活の安定強化を圖るは蓋し刻下喫緊の要務にして社會事業の使命實に今日より大なるはなし

吾等乃ち謹みて 令旨を奉體し茲に益々社會事業報國の決意を強固にし粉骨細身其の總力を擧げて國本を不拔に培ひ以て 皇國の隆運に寄與せむことを誓ふ
右宣言す

決議

一、吾等は優渥なる 令旨を奉體し協心戮力以て國運

の興隆に寄與せむことを期す

一、吾等は益々平生の丹誠を竭して國民生活の安定向上を圖り以て銃後の護りに完璧を期す

一、吾等は深く時勢を省察し私を棄て公に殉ひ挺心以て時艱の克服に邁進せむことを期す

右決議す

厚生大臣諮問事項

紀元二千六百年に方り戦時下社會狀勢の動向に對處し我が國社會事業を之に即應せしむるの要ありと認む。仍て之が方途に關し其の會の意見を諮ふ。

厚生大臣諮問に對する答申 第一特別委員會議事項

今や我國は萬難を排して高度國防國家體制の建設に邁進せむとするの秋要扶掖者保護の完璧を期し進んで汎く國民生活を確保し以て人的資源の保護育成を圖るは刻下不可缺の要務にして社會事業の活動に俟つところ極めて大なり。仍て茲に現下時局に即應す可き社會事業の新たな體制を樹立し相率ゐて之を實踐躬行以て國運の進展に寄與せむとす。即ち左の指導理念並方策に依り之が急速實現の要ありと認む。

第一 指導理念

近時社會事業の理念は慈善救濟思想より一步前進し社會運帶觀念を基調とし科學的組織的方法に依り之が運營活動に於て著しき發達を遂げたりと雖も猶貧窮者を主たる對象とし任意的活動に放任せられたるの憾なしとせず。然るに時運の進展に伴ひ斯業の對象は漸次擴大せられ從來の要扶掖者層に止らず汎く一般庶民階層に及び且保健經濟教育等生活の全般に互る保護育成

に努めざるべからざるに至り從來の自由主義に基く個人的任意的活動方法を以てしては到底その目的を達すること能はざるに到れり。特に今次聖戰の目的を遂行し東亞共榮圈の確立を圖らんがためには須く肇國の大精神に則り國民生活の確保人的資源の保護育成を期するは喫緊の要務にして國家躍進の樞杆たることを俟たす。

仍て皇國の社會事業の要諦は一君萬民の精神を基調としその對象を要扶掖者層を中核とする一般庶民階層に置き其の自力奮發に遺憾なからしむるやう生活の安定を確保し以て眞に萬民翼賛體制の根柢に培ひ國運の伸長に寄與せざるべからず。

今や國內諸般の體制一新せられむとするに方り之に即應して叙上の理念を速かに採りて之を周知徹底し實踐の基礎たらしめ以て斯業一段の發展を期すべく政府に於て善處せられむことを望む。

第二 事業目標

社會事業の本來の使命たる生活安定と福祉増進を圖り且現下社會情勢の趨勢に對應せんがためには斯業全般に互り之を積極的に實施すること最も喫緊事なるも之が集中的統一的効果を期せんがためには重點主義を採用し目標を當面の國策に順應せしむるの要あり。仍て次の三項目を急務するの要ありと認む。

- 一 國民生活の確保並刷新
- 二 人的資源の保護育成
- 三 東亞共榮圈内の社會事業の擴充

而して右の目標に準據し實施すべき事業は救護保健を始めとし勞働保護經濟保護教育教化兒童保護軍人援

護司法保護等各般の領域に互る可きも從來の事業分類を以てしては到底發展擴大せる斯業の内容活動範圍を包括する能はず徒に混亂を來すを以て政府は速に之を整備改正し新なる事業體系を確立實施するの要ありと認む。

第三 運營方策

現下の情勢に即應すべき社會事業の運營方針は國家に依る集中的統制的實現と地盤を基礎とする隣保組織の確立の二點に要約せらる。政府は叙上の社會事業の理念並事業目標を根幹として斯業活動の必要量を圖り之に即應せる綜合的計畫を樹立し合理的全體なる斯業の配置を企て併せて町村部落隣保等を中心に社會事業關係者並之が施設を適宜配分せる隣保施設の設置並擴充を期し以て斯業の一體的活動を致さんことを要す。而して之が運營方策に就ては諸般に互り勘考せざるべからざるも左の諸點は速に之を實施するの要ありと認む。

- (一) 社會事業施設はその質及量に於て未だ完しとせず。仍て政府は之が施設全般に互り擴充綜合整備を行ひ民間施設に對しては關係法規を改正し社會事業認可制度の設定國庫補助金の増額等に依り一層適切なる統制並助成方法を講ずること
- (二) 現今社會事業行政は保護保健教化等各機關々々分立しその間聯絡統一を缺き斯業の運營上支障夥しとせず
- (イ) 中央行政組織に於ては保護保健教化等の事業

厚生省を始めとし文部司法商工農林拓務等の各省相互間並厚生省内の各局部間に分屬するの狀

態にあり。仍て國民生活の確保人的資源の保護育成等の事業目標に對應し關係各省相互間の事業關係掌理事項の聯絡統合を圖ると共に厚生省內關係部局を分合改組し併せて關係當局間の聯絡に付特別の考慮を拂ひ以て綜合的企劃及運営を期すること

(ロ)道府縣に於ける行政機構に付ては中央の行政組織に準じ之が統合整備を圖ると共に市町村に於ける機構を擴充強化し社會事業専門職員を設け斯業の組織的活動を期すること

(三)輓近方面委員の外司法保護委員少年救護委員社會教育委員產業奉仕委員等の設置を見たるも之が職務は方面委員本來の職務の分化せられたるもの尠からず。仍て政府は之等委員制度に關し適當なる措置を講じ萬遺憾なきを期すること

(四)近時部落會町内會等の隣保團體は警防經濟更生物質配給等に於てその重要性を増しつゝあり。方面委員は部落町内會等の區域を目標として設置し之等と有機的に結合し相協力して活動するやう關係法令を改正すること

(五)從來社會事業の聯絡機關として各種團體分立し統制聯絡の全きを期し得ざるの憾あり。仍て新に國の行政組織と表裏すべき單一統制聯絡機關を設立し關係團體の再編統合を圖ること

(六)從來斯業に關係ある者總てを包含する人的組織缺如し爲に關係者の救養並技術等の自發的向上に缺くる點尠しとせず。仍て斯業關係者を以て之が

人的組織を構成し社會事業精神の發揚會員相互の親睦修養研究等をなすやう前項の單一統制聯絡機關に於てその方途を講ずること

(七)社會事業關係職員は熱烈なる信念に富むと共に専門的知識及科學的技能を必要とするに鑑み政府は國立の職員訓練所を設立して既存の各種従事者養成事業を再編統合し職員を養成並再教育を行ひ又職員資格認定制度を設け特に地方に專任指導官を設置する等斯業關係職員の専門的科學的技能の向上を期すること

(八)社會事業關係職員は由來待遇其他に於て惠まれざる點多し。仍て政府は職員資格認定制度と併せて其の待遇の基準を定め之が勵行の方途を講ずるは勿論、進んで其の地位を向上改善し尙中央社會事業協會の實施に係る年金及共濟の兩事業を擴充強化する等斯業關係職員の待遇改善に萬全を期すること

(九)社會事業の範圍擴大せらるると共に之が集中的活動を圖るの重要なに鑑み政府は國立の社會事業研究所を設け現行の社會事業研究所を始め斯業に關係ある研究機關を統合し社會事業に關する大規模の調査研究企劃其他に當らしむること

(十)社會事業の經營資金概して豊富ならざるのみならず然も其の配分状況不均衡の憾あり。仍て事業資金に關する綜合的制度を確立すると共に一般施設に對する國費補助の増額を圖り又民間諸寄附金並助成團體助成金等の配分を適正ならしむるやう考慮すること

(十一)關係諸法規は自然發生的に制定せられたるもの尠からず。從て各法令相互の間に聯絡を缺き或は相重なり或は不足し不整備なるを以て之等を改編整備すると共に綜合統制に關する法規を擴充すること

第四 急施すべき具體的事業

第二項に掲げたる三の事業目標に従ひ當面急施すべき具體的事業内容を列擧すれば概ね左の如く政府に於て速かに之を實施せられむことを望む

一、國民生活の確保並刷新

(一)要扶掖者の保護に於て之が自活をなし得る迄救助の繼續完備を期し併せて家族保護徹底のため救護法母子保護法等に依る生活扶助を始め各種兒童保護醫療保護等を統合して積極的家族保護事業の組織を確立し且一般庶民階層に對し其の生活困難なる事情に應じ應急的生活援護を爲し得るやう其の方途を講ずること

(二)國策遂行に伴ふ離職者及轉失業者に對し職業輔導並授職施設を擴充強化すると共に生活費の一時的補給等の方途を講じ之が援護の完備を期すること

(三)多子家庭の保護を圖るため生活費補給金制度を擴充整備する等諸般の方途を講ずること

(四)軍事援護事業に於て要援護者の生活安定救養教化及援護思想の持續強化等の徹底を期すること

(五)農村に於て鞏固なる隣保組織を基礎とし隣保事業を行ひ巡回訪問事業保育所共同炊事等を綜合實施するやう其の方途を講ずること

(六)生活刷新の根本方策を樹立し社會事業職員其の他に依り隣保組織を通じて庶民階層全般に互り之が實施促進をなすこと

(七)一般庶民階層並社會事業施設に對し必需物資の確保を圖り併せて之が配給に當り劃一的方法に依らず之が對象の狀況に應じ適切なる方策を講ずること

二、人的資源の保護育成

(一)現存各種醫療保護制度を統合規制すると共に其の擴充強化を期する爲速に醫療保護に關する法律を制定し併せて醫療機關の擴充を圖り醫療保護制度並保健衛生制度の確立を期すること

(二)結核の療養並豫防施設の増設整備をなすと共に精神病癩病性病等の特殊疾病に對する療養並豫防施設の擴充促進をなすこと

(三)國民健康保險年金制度等社會保險制度の設定擴充並普及を圖ること

(四)妊産婦健康相談所小兒保健所保育所虛弱兒童の保健施設等の増設を圖り併せて保健婦に依る巡回訪問制度を全國各市町村に普及せしめ且妊娠届出に關する法規を制定する等母性並兒童の保健施設の擴充整備を圖ること

(五)就勞婦人就勞少年に對し保護指導に關する特別保護法規を整備し其の徹底を期すること

三、東亞共榮圈内の社會事業の擴充

現在の日滿社會事業連絡委員會を擴充強化し強固なる東亞社會事業に關する委員會となし右委員會に於て東亞共榮圈内の社會事業の聯絡提携方針を樹立し關係

職員の對外派遣圈内事業資金に對する本邦よりの助成圈内關係職員の本邦への留學等を爲すこと

附帶事項

前記の諸事項を實施し其の促進徹底を期するため政府は臨時に斯業關係者よりなる官民合同の機關を設け速に研究調査を遂げ併せて右機關に於て社會事業の指導理念組織事業體系等を斯業關係者並一般國民に周知徹底せしめ且社會事業の名稱改稱問題を討議決定するやう取計ふこと

以上

司法大臣諮問事項

時局下司法保護對象者の職業輔導に付特に考慮すべき事項如何

司法大臣諮問に對する答申 第二特別委員會決議事項

時局下産業界の趨勢に順應し司法保護の對象者をして各自其の職業を確保し國策の線に副ふて産業報國に邁進し以て社會復歸の實を擧げしむる爲左記の各項を實施するの要ありと認む

一

全國樞要の都市又は適當なる地點に特定の國立職業輔導訓練所を開設し司法保護對象者も亦勞務者の動員に即應し生産力擴充に参加し得るやう其の行的訓練と時局下に於ける産業従事員たるに必要な知識技能の教養習得とに努むること

二

司法保護對象者は職業技能に熟練せるものに在りても前科に因る資格制限制度の存在する今日に於ては職業の獲得と確保に於て千仞の功を一發に虧くの憾み無

きを得ざるを以て速に斯種法令の改廢其の他適當なる措置を講じ以て社會復歸の第一門戸を洞開し白日の下更生の志を成さしむること

三

職業紹介所及勞働紹介所と二層緊密なる連絡を取り一般大衆と其の利用を共にし以て軍需工業其の他の販運産業方面への進出を期すること

四

刑餘者の身上を白眼冷視し過去の生涯に泥みて社會復歸を阻止する事實あるに鑑み一般社會は勿論雇傭主側に立つ者の認識を新にする爲各種の啓蒙方法を講ずると共に輓近の司法保護界の現状及其の成果の宣傳に一層力を致し之が十分なる協力支援を求むること

五

對象者の就職に際し障碍となるべき重大なる原因は過去の犯罪に因る信用の喪失にあるを以て速に信用保障の制度を設け雇傭主の側に於て生ずることあるべき損害に對し之が補償をなし以て對象者の就職を容易ならしむること

六

行刑當局は刑務所の收容者に對し釋放後自立自營をなし得るやう作業の選擇並技術の鍊磨に細心の注意を拂ひ實社會に即せる生活訓練を行ふと共に私利私益を脱却せる報國精神の涵養と其の發揮に堪へ得る體力の鍛鍊とに努むること

七

紀元二千六百年記念全國社會事業大會に提出可決せられたる對象者職業輔導上の事項は總て遺憾なく之が

實現を圖らるること

以上

尙、参考のため本大會開催に先立ち地方各府縣より提出されたる協議題及び参考意見の内、特に家族生活保護と人口問題に關するものを再録すれば次の如くである。

一、家族生活保護と人口問題

○多子家庭保護制度の確立に關する件 栃木縣

國民の増減は國力に直接影響すること論なく之を以て人的資源の涵養は忽にすべからざる重要事項たり然るに一般社會の實情に徴するに多子生産に起因し經濟的生活の安定を缺ける家庭尠からざる現状なり之等多子家庭にして生活困難なるものに對し保護の方途を講ずるは人口問題解決上に裨益する所大なるものあるべきを以て之が保護制度確立に關し速かに實施せらるゝ様要望せんとす

○強制養老年金制度の實施に關する件 神奈川縣

老後生活に對する經濟的不安は近時年と共に累加し一般勤勞者に與ふる精神的影響は洵に好しからざるものあり而して既に政府は部分的には郵便年金、簡易生命保險或は船員保險等一種の養老年金制を實施しつゝありと雖も未だ一般大衆に對し厚生之實を擧ぐるに至らず

仍て今一步を進めて社會立法の立場より一般勤勞階級を對象とする強制養老年金制度を確立し養老事業施設の擴充と相俟ちて老後の不安の除去に努むるは國民生活の最低限度を確保する上に緊要の施策なりと認む

○家族手當制度を法制化し其の擴充を望む 新潟縣

家族數の過多の爲め生活に苦しむもの多し之が原因となり出生率の低下を來す憂あり家族手當制度を法制化し其の擴充を圖り家族生活保護を爲し人口問題の解決に資せんとす

○多子家庭の生活保護に關する件 石川縣

政府が多子家庭の表彰方法を講じつゝあるは人的資源擴充の一方途として極めて適切なるは論を俟たざる所なり而して多子家庭の狀況を見るに概ね中産階級以下に屬し將來の育成上に於て經濟的保護の全きを期せずんば其の獎勵の本旨に悖るの嫌なしとせず依て政府は宜しく之が生活又は子女の育成保護に付實情に即應したる方途を講ぜられんことを望むものなり

○現下の時局に鑑み結婚、出産獎勵のため採るべき經濟保護上の方策如何 大阪府

人口問題が國防の強化、國力伸張上緊要なる課題として考究されつゝある現狀に鑑み結婚、出産獎勵に對し經濟保護上有效適切なる對策を確定し更に新結婚家庭、多子家庭の福利厚生の方途を講ぜんとす

○家族生活保護と人口問題に關する件 兵庫縣

家族は國家社會の組織單位たるべきもので特に我邦の如き古來家族制度を以て國を立つる國家に於ては家族生活の強弱は國家の盛衰に直接重大なる影響を及ぼすべきのみならず人生の幸福は家族生活を度外視して他に求むること不可能と謂ふも可なり然るに從來各種の救護法制等を見るに動もすれば歐米流の個人主義に墮するの憾なしとせず依て少くとも世帯

を共にする夫婦親子は之を一單位の家族として之が生活を保障する家族保護法とも稱すべき綜合的救護法令を制定し家族制度の實質的維持を圖ると共に人的資源の確保に資することは時局下最も緊要なる施設たりと認む

○出生率低下に鑑み速に左記施設の普及徹底を望む 和歌山縣

- 1 改善結婚の獎勵
- 2 妊産婦の保護制度の確立
- 3 育児思想の普及徹底に關する施設
- 4 兒童保護施設の普及徹底
- 5 多子家庭の經濟保護

○多子家庭の經濟保護に關する件 岡山縣

現下多子家庭の處遇の問題に關しては逐次計畫實施に努められつゝありと雖も今尙隔靴搔痒の感なき能はず仍て之が經濟生活の保障をなすため家族年金制度又は社會保險制度の確立等適當なる方策を講ずるの要ありと認む

○多子家庭の保護に關する件 長崎縣

○家族生活保護と人口問題に關する件 熊本縣

- 1 救護法、母子保護法に於ける救護費を現下經濟情勢に適合する様全面的に引上ぐる
 - 2 無料結核療養所設置助成の方途を講ずること
 - 3 庶民生活逼迫並に人口資源確保の緊要性に鑑み家族手當制度を確立すること
 - 4 託兒所増設内容充實の爲助成金を増額すること
- 家族生活の保護に關する件 沖繩縣
- 本件に關しては左の諸點を考慮する要あり

(一) 社會事業の機能を極度の貧困者救済に局限せず之が對象の範圍を擴大し積極的に更に上位の大衆に及ぼし以てその生活不安を除去すること

(二) 庶民階級中には高物價その他の影響により生活の不安漸く増大せる者多きを加ふる現狀に鑑み物價の調節抑制を圖ると共に救護法、母子保護法、方面委員等關係法令の積極的運用を圖るは勿論授産、職業補導等に關する各種社會施設の組織的活動を促進すること

(三) 貧困の原因が家族數の過多に起因する場合妙しとせず出生率の低下死亡率の上昇を憂ふる今日之が保護を圖るは急務なり
右に關し幾多研究の要あらんも取敢ず左記の點につき考慮すること

- (1) 五人以上の子女を擁する世帯を調査し第六人目以後の養育に關し必要ありと認むる時は國家は之に對し養育費を支給すること
- (2) 右による救護は救護法、母子保護法等による救護と區別し此の保護を受くるとも公民權を失格せざる様規定すること

○多子家族の養育費國庫支辨を提唱す 關東州

輓近小額所得者に對し家族手當を給する向多くなりたるは洵に喜ぶべき傾向なり。但し之は俸給生活者に對してのみ行はれ自營業者に對しては何等方策の施すべきもの無きは遺憾と謂はざる可からず。

吾人は昭和二年以來毎年乳幼児愛護運動を施行するに當り、子は國の寶なる旨を力説し、子は肉親の恣意に委ぬ可からざることを唱導し來れり。兩親は他

より唱導せらるゝ迄もなく我子を愛するの故に其の養育に専念するは自然のことなれども、國家が人的資源の充實を必要とする以上、更に生長の後には青年の血を必要として要求する以上、子女の養育費を支辨し兩親の生活を援護するは當然と謂はざる可からず。子は國の寶なれば國家が之を育成するは當然なり。
故に多子家族に對し國費を以て養育費を支辨する方法を考究實施せらるゝに至らんことを切望するものなり。

○庶民の經濟生活確保に關する件 宮城縣

現下の時局に鑑み庶民階級の經濟生活確保を期するため速かに其の對策を確立するは喫緊の要務たり。而して左記事項の如きは其の對策施設として最も必要なるものと信ず

記

- (一) 必需品物資の配給に關する事項(略)
- (二) 小商工業者の生活に關する事項(略)
- (三) 住宅に關する事項(略)
- (四) 家族生活保護に關する事項

イ、家族手當制度を設けること

物價高騰の現下に於て多數の家族を有する俸給賃金生活者の家族の經濟生活は頗る困難なるもの多し。國家は速かに之が對策を検討して家族手當制度の確立を圖ること

ロ、結婚獎勵金制度を確立すること

人口増殖の國策に順應し結婚獎勵金制度を確立し以て國家永遠の發展を期すること

○ 左の諸項目に關し適切なる方途を計畫實行せられんことを其筋に要望す

記

- 一、結婚並に出産獎勵金制度の設定
- 二、職業婦人の結婚出産に關する優遇方法の確立
- 三、母子保護施設の擴充強化
- 四、多子家族に對する養育手當支給制度の設定

○ 社會調査の徹底 東京府

一、各種社會立法の積極的運用並社會事業の組織的活動

○ 左記各項に付適切なる方途を講ずること 山梨縣

- 一、生活必需品の生産の確保並低物價の維持を圖り庶民階級に生活の安定を得せしむること
- 二、經濟保護施設の擴充整備
- 三、結婚獎勵の合理化

イ、結婚に對する因習迷信の打破

ロ、結婚の物質的簡易化

ハ、公營結婚相談所の普及徹底

○ 經濟生活上に於ける不安除去 静岡縣

- 一、經濟生活上に於ける不安除去
- (イ) 社會施設の完備
- (ロ) 生活の簡易化

二、多子家庭の保護

三、乳幼児保護機關の設置

四、一定年齢者の未婚者防止法の制定

(獨身税等の賦課)

五、消費生活を指導すること

六、結婚生活に必要な最少限度の収入確保の方途を講ずること

七、社會法令の強化徹底並運用の萬全を期すること

三 重 縣

一、結婚奨励金制度は勿論、子費手当制度、子費免租、特別醫療制度の擴充により、人口問題の解決を圖ること

鳥 取 縣

一、法による生活扶助額は法の種別により著しく差等あり、宜しく其の統一を圖り且其の額は現時の物價並生活の規準に見て相當増額を要するものと認む

二、人口問題に關しては獨り要救護者の保護にのみ止らず中堅層たる中産階級に對して結婚奨励金交付又は貸付、多子家族に對する手当制度等の奨励保護を加ふる要ありとす

廣 島 縣

一、救護法、母子保護法に於ける生活扶助の限度額の引上を行ふこと

二、中産以下の多子家庭に對し繼續的家族手当支給の途を講ずること

福 岡 縣

一、家族手当、母性年金制度の基礎的研究
二、人口問題、救貧事業より見たる多子家庭に於ける住居費、教育費負擔の緩和方策の研究

社團法人東亞經濟懇談會主催東亞農業懇談會の開催

社團法人東亞經濟懇談會に於ては刻下喫緊の要請に即應し日本内外地、滿洲國、支那、蒙疆に於ける農業關係者及關係經濟官等官民の會同を求め廣く東亞廣域に互る農業體制の時局的適應問題に關する東亞農業懇談會を開催、昭和十五年十月二十九、三十、三十一日三日間に互り東京市麹町區帝國農會會議室に於て活潑なる懇談討論が行はれた。その懇談議題、特に人口部會に於ける主要發言者の氏名及び題名、竝にその討議の概要を掲ぐれば次の如くである。

人口部會 十月二十九日

議題 東亞農業人口の計畫的配置方策

座長 那須 皓

需給部會 十月三十日

議題 東亞農林水産物需給推算より見たる流通並に貿易方策

座長 村上龍太郎

増産部會 十月三十一日

議題 東亞農林水産物の統一的増産方策

座長 安藤廣太郎

部會報告 十月三十一日

座長 伯爵 酒井忠正

人口部會主要發言者氏名及議題

一、國土計畫的見地より

特に國土計畫としての人口配置

人口問題研究所金澤部長 北岡 壽逸

一、國土計畫的見地より

金澤院第一部調査官 竹本 孫一

一、國防的見地より

陸軍省兵務局兵備課 吉本 重章

一、民族衛生學的見地より

厚生省地方局技師 古屋 芳雄

一、農業再編成の見地より

帝國農會經營課長 石橋 幸雄

一、産業再編成の見地より

特に犠牲産業轉失業者の歸農に關して 農村更生協會 土屋 大助

一、北支滿洲への人口移動に關して

人口問題研究所研究官 小山 榮三

一、日滿間の勞力移動に關して

特に滿洲建設勤勞奉仕隊に就て 滿洲國開拓總局參事 杉野 忠夫

一、滿洲移民に就て

拓務省拓務局總務課長 梁井 淳二

一、滿洲に於ける人口問題

滿洲拓殖公社總務部長 村山藤四郎

一、東亞農業人口の一般方策

開拓總局總務處長 五十子卷三

人口部會は人口資源としての内地農業人口と日本農業再編成としての適正規模農業の問題との關聯についての再検討が討議の中心議題となり、所謂適正規模農

業による農業再編成が齎らず農業人口の著減（甚しき場合は農家半減）に對し人口政策的見地より少くとも現在の農業人口數を堅持存続すべきことが要望さるゝ一方、他方には零細農家の人口資源としての價値を認めず其の農業生産力も亦乏しきを指摘して、農業再編成の急務が力説された。また適正農家は理想論にして専ら靜態人口を基礎として立論せられ人口増勢を考慮するときは實現性なしとする者ある一方、他方には過剩農業人口を滿洲國へ移住せしむるも其の人口資源として意義亦重大なりとの主張が開陳された。

更に日本内地に於ける轉業問題と農業とについては現在小賣商人の三分の一は漸次轉業を餘儀なくせらるる立場にあり、國民は彼等を國策意識の誇りを以て轉業せしむるやう努力すべきことが力説せられた。特に明治維新に於ける四十萬戸二百萬人の土族授産事業と北海道墾田事業とが想起せられ、今や彼等を滿洲國に開拓農民として歸農せしむべきこと昭和維新の緊喫事なる所以が強調された。とりわけ甲府に於ける米穀商代表の滿洲視察とその結果に關する實例はこの問題に明るい光を投ずること尠くなかつた。

また滿洲移民の問題については滿洲開拓農民が出生率高く乳兒死亡率低きことを指摘し人口資源として重要なことが報告せられたが、之に對し出生率の比較は人口の年齢構成の相違を考慮せざれば正確を得難しとの専門的注意も見た。特に滿洲への移民問題については大和民族の血族的潔癖性を力説して他民族との混血を好ましからずとし、少數人口を以て多數を指導するには單に精神的のみならず物質的にも充分卓越せ

る條件を伴ふべきことが主張せられた。また本國との文化的及び血液的交流を喪ふときは海外移住民は日本移民として退化を餘儀なくせらるる、等の事實も忠告せられ今後の滿洲開拓に際し深く研鑽せらるべき重大事項たるを思はしめた。

最後に最近其の設定要綱の決定を見た國土計畫については農業人口問題が充分考慮され居ることが判明せられ、又國土計畫は單なる土木計畫または産業計畫にあらず寧ろ人口政策が極めて重要な地位を占むべきことも力説された。

その他機業工場の多い北陸地方に農村結核死亡率の極めて高い事實も報告せられ民族衛生學的見地より新國土計畫に於ける産業配分計畫に關し特に考慮されたき旨要望せらるゝ等種々傾聴に値する論議が發表討論せられた。

尙、本研究より出席せる北岡企畫部長は我が國將來人口の推定その他種々の統計資料により將來總人口の増勢、現在に於ける農業及び商業人口の過剩を指摘し乍ら他方工業の發達はその生産増に比例せる人口收容力を伴はざる事實を挙げ、我が國將來の人口收容力の問題について傾聴すべき所見の開陳あり、特に國民經濟及び國防上農業の重要性を力説、農業人口を少くとも現在以下に減少すべからざる所以を強調され内地農業過剩人口處理の問題に就いて一重要問題を提供、また小山研究官は大和民族の混血を非とし海外移民の精神的・物質的條件の強化を主張する等滿洲移民問題について今後慎重検討せらるべき問題を提示するところあつた。

財團法人日本學術振興會第一特別 (民族科學)委員會研究報告會の開催

昭和一四年一〇月二五日、時局下の切迫せる要求に應じ、人的資源問題を研究し、行政の實際に資せんとする目的を以て、財團法人日本學術振興會内に第一特別(民族科學)委員會の設置せられたることは既報(本誌第一卷第一號八五頁参照)の如くであるが、同委員會開設後日猶淺きに拘らず、報告材料の見る可きもの多々あるに鑑み、關係各方面の學者の前に之を公開し、十分の批判検討を受くる必要あるのみならず多數行政部門の實際家の參考に資する爲、昭和一五年一〇月一九日、東京市丸之内工業俱樂部に於て、第一回報告會を公開を以て開催した。同報告會次第は左の如くであるが、時局下頗る緊要なる問題であり、且つ此の種報告會は日本學術振興會最初の試みであつて頗る關係方面の視聽を集め、來會者關係各方面の權威一五〇名の多きに達し、多大の收穫を修めた。

日本學術振興會 研究報告會次第
民族科學委員會

一、開會之辭 委員長 林 春 雄

一、體力部關係 體力部關係
公衆衛生院 安田 守 夫(研究員)
體存研究所 安田 守 夫(研究員)

一、體力法による運動機能検査方法(荷重速行)の批判 厚生 會 古屋 芳 雄(委員)
體育研究所 吉田 章 信(研究員)

一、體力法準備調査成績の概要

厚生省 重田 定正(同)
同 石垣 純二(同)

一、體力法準備調査によつて發見せられたる一資料

厚生省 古屋 芳雄(委員)

公衆衛生院 熊澤 清志

一、最近の壯丁検査成績の概要

厚生省 鎌田 調(委員)

一、陸軍壯丁合格種別と體力法による運動機能検査成績の適合性に就て

厚生省 古屋 芳雄(同)

同 二村 良臣

一、體育鍛練の效果に就て

厚生省 野津 謙(研究員)

疫學及乳幼児部

一、疫痢及腸炎の細菌學的所見

傳染病 研究所 小島 三郎(委員)

一、赤痢、腸炎の細菌免疫並に臨床的研究

東京市 豊島病院長 内田三千太郎(研究員)

一、疫痢及腸炎の疫學的所見

公衆衛生院 野邊地慶三(委員)

一、赤痢對策に關して

厚生省 南崎 雄七(同)

同 館林 宣夫(研究員)

一、時局下の乳幼児保健對策

公衆衛生院 齋 藤 潔(委員)

民族毒及人口問題部

一、國土計畫と人的資源

厚生省 古屋 芳雄(委員)

業 報

公衆衛生院 森田 外史

同 根津 美基

大阪府技師 吉田 六郎

一、人口問題に關する新しき數字

人口問題研究所 中川 友長(委員)

一、重工業と人的資源

企業院 美濃口時次郎(同)

一、輓近工場地帯の性病蔓延狀況について

厚生省 大橋 政雄(研究員)

福岡縣 衛生課 内野 總一(同)

群馬縣 衛生課 杉野 爲次(同)

一、昭和十三年度の資料による内地及朝鮮人口の眞の増加率について

京城帝大 水島 治夫(委員)

一、在鮮四十年の内地人増殖力について

厚生省 古屋 芳雄(委員)

一、國土計畫への關聯に於て見たる都市人口の増殖力に就いて

人口問題研究所 館 稔(研究員)

同 上田 正夫

同 窪田 嘉彰

参考 發表

一、伊太利の結核保險制度に就て

大阪帝大 今村 荒男(委員)

一、結核保險の必要性に就て

厚生省 佐藤 正(委員)

一、賃金問題の生物學的基礎に就て

厚生省 大西 清次(委員)

一、酒害に就て

小鹽 完次(研究員)

一、閉會之辭 日本學術振興會 理事 波多野貞夫

帝國農會の農業及農家の安定發展方策その他に關する農林大臣への答申 並附帶建議

帝國農會に於ては農林大臣の諮問に對し昭和十五年十月二十二—二十五日第三十二回總會を開き之を討議したが、その答申並に之に附帶する建議を掲ぐれば以下の如くである。

農林大臣諮問第一號

時局に即應し農業及農家の安定發展上採るべき方策如何

答 申

國防國家體制下に於ける高度農業生産計畫の完遂は人的資源及物的資源就中農地の合理的配置を基礎とせざるべからず。即ち農地の擴張改良並に農地制度の適正化を圖ると共に分村計畫等農村人口の定住並移動計畫を樹立實行し、此等計畫の進度に應じ適正規模農家の維持創設に努め、健全なる農家を構成の基礎とせる農村の再編成を斷行すること極めて緊要なり。依て時局に即應し農業及農家の安定發展を期する爲には左記を根幹とせる綜合的施策を確立するを適當なりと認む。

記

一、農村計畫の確立

(一)地方別地帯別に適正規模農家の維持創設に努め之を農村構成の中心たらしむる様計畫を樹立する

こと

- (一) 部落農業團體を整備強化し農業生産計畫並農村計畫實行の基礎組織たらしむること
- (二) 單位農村に於ける生産及生活の各種施設に關しては共同化を根幹として綜合的計畫的に整備擴充すること
- (三) 工業の適切なる農村配置計畫を包含せる農業並林野地域計畫を確立すること
- (四) 物資動員計畫並勞務動員計畫をして右の目的達成に十分應ぜしむること
- (五) 速に農林國土計畫を確立すること

二、農地制度の改善

- (一) 農地に關する行政機構を確立すること
- (二) 町村農業團體及部落農業團體をして農地配分の適正化に關する管理をなさしめ得る制度を確立すること
- (三) 自作農創設維持

- (イ) 適正規模農家の趣旨に従ひ自作農創設維持事業を徹底的に擴充強化すること
- (ロ) 自作農地の價格算定、資金の融通、償還方法等を定むるに當りては自作農保全を眼目となすべきこと
- (ハ) 家産制度等適當なる制度を確立し自作農地の分割乃至喪失を防止すること
- (ニ) 耕作を目的とする者以外に對し農地の賣却を抑制する方途を講ずること
- (四) 速に地價及小作料その他小作條件を適正化せしむる方途を講ずること

(五) 右各項實現に伴ふ資金融通の爲強力なる特殊機關を設置すること
右答申す

農林大臣諮問第二號

現下の肥料需給關係に鑑み肥料消費調整に付系統農會の採るべき方策如何

答 申

肥料需給關係の現状に鑑み主要農産物生産の確保擴充を期する爲系統農會は肥料消費調整に付き左記により之が遂行に邁進するを緊要なりと認む。

記

一、道府縣に於ける農業生産計畫に即應し重點主義により作物別地域別に速に基準施肥量の設定を期すること

二、基準施肥量を基礎とし市町村施肥計畫の樹立實行に遺憾なきを期すること

三、市町村施肥計畫遂行に當りては左の各項に依り市町村農會の活動を期すること

- (イ) 市町村施肥計畫就中配給並に消費計畫を配給者並に消費者に對し周知徹底せしむること
- (ロ) 市町村施肥計畫に基き消費者に對し共同購入、共同保管、共同配合、一齊施肥等を實施せしむること

(ハ) 肥料消費調整規則第四條に基き配給者に對し適切な指圖又は斡旋をなすこと

四、自給肥料改良増産並に施肥改善に關する指導を強化すること

附帶事項

肥料消費調整の徹底を圖る爲政府に於て左記事項を實施せられ度きこと

- (一) 配給上支障なき限り單肥配給を擴大し部落配合を擴充すること
- (二) 肥料の適期配給を確實らしむること
- (三) 目前の麥肥は増産計畫に即應し萬全の方途を講ずること
- (四) 都會に於ける肥料及肥料原料の農村への供給施設を擴充すること
- (五) 肥料消費調整に關する指導員の充實を圖ること

右答申す

米價を基準とせる一般物價形成に關する建議

物價の適正を期するは戰時經濟遂行の要諦たり。然るに物價の現状は著しく跛行的にして就中米價は一般物價に比し甚しく低位に在り爲に食糧増産完遂上支障尠ならず。

仍て政府は速に米價を基準とする一般物價形成に適進し以て食糧生産の確保並國民生活の安定を期せられんことを要望す。
右建議す

食糧生産増強に關する建議

食糧問題の根本的解決は結局農業生産力の擴充にあり、配給統制、消費規正及農業統制機構整備等に付一段の強化を圖るべきは勿論なるも食糧の諸政策は擧げ

て農業生産面に傾注せざるべからざる段階に到達す。

依て政府は速に左記を根幹とせる食糧生産増強の方策を確立し食糧問題の根本的解決に直往邁進せられむことを要望す。

記

一、高度生産計畫の確立

(一)内外地を通じ主要食糧の絶対必要量を確保し得べき長期生産計畫を確立すること

(二)肥料其他農用資材の供給を嚴格に生産計畫と聯繫せしむること

(三)農業労働の能率増進と農業勞力の保全とを同時に達成し得るが如き施策を講ずること

(四)農業水利計畫を確立すると共に之が地方的實施に對しては十分の助成をなすこと

(五)生産施設並災害防除施設を擴充すること

(六)主要食糧の生産目標を達成し得る農産物價格政策を確立すること

(七)時局に即應せる農業技術の研究を行ふと共に試験研究機關、學校、地方廳、農業團體並篤農家等を總動員し農家の技術向上に努むること

(八)部落農業團體を整備強化すると共に農會技術員の増強を圖ること

二、農地利用の強化

(一)農地改良事業の増強を圖ると共に之が爲十分の助成をなすこと

(二)開墾干拓事業を大規模に實施すること

(イ)開墾干拓せる農地は内地の平均農業經營面積

擴大に資するものたらしむること

(ロ)開墾干拓せる農地に對しては水利の整備を圖るは勿論機械、家畜等の導入に努むること

(ハ)開墾干拓せる農地に對する内地移民計畫は滿洲開拓との有機的關聯に於て樹立實行すること

(ニ)安定せる自作農を創設すると共に之が維持に付萬全の施策を講ずること

(ホ)開墾干拓、移民に關する諸施設等に對し十分の助成をなすこと

(三)右各項を一元的に實施する爲官民協力の特殊機關を設置すること

(四)農地の潰廢を防遏すると共に農地の積極的利用に付適切な施策を講ずること

右建議す

財團法人同潤會の東北地方農山漁村

住宅改善調査研究

東北地方農村が青少年勞務者の優力な供給地であることは周知のことであるが、結核疾患に犯されて歸郷する者も最近特に多い。而かも在來の農村住宅が非衛生的な爲に病勢の悪化を來たすのみならず近親者への傳播を結果すること亦尠くない。嘗て内務省社會局の調査になる農山漁村住宅調査報告に見ても例へば秋田縣に於ては農村住宅中現狀を以て足るものは僅かに

五・四%で、一部修理を要するもの四二・七%、増改築を必要とするものは四〇・六%の多きに上り、一・三%は人間の住居として全然適せざるものと斷定されてゐる。

は人間の住居として全然適せざるものと斷定されてゐる。

は人間の住居として全然適せざるものと斷定されてゐる。

財團法人同潤會に於いては日本學術振興會の委囑に

より東北更新會の協力をも得て竹内芳太郎技師專任の下に昭和十年以來東北地方農山漁村住宅改善調査研究に着手してゐたが滿四ヶ年に互る調査結果の報告も完成され、又右調査研究の結果なる「標準設計」も近く刊行されることとなつてゐる。

本調査は調査員自ら東北六縣の數十ヶ村へ出張、住宅の現狀調査、其缺點改善事項を研究すると同時に、他

方各六縣に於て素人より三回に互り懸賞募集を行ひ調査研究の資料を整備する等の方法を以て施行された。

右調査によると山形、青森、岩手の三縣は特に悪く、その多くは、(一)東北地方に特有の六尺四方窓の無い押入れ風の寢室を有ち此の寢室に夫婦子供が一緒に寢ることになつてをり、検査の結果一センチの布片には

凡そ千七百の細菌が附着してゐることが判明した。その他(二)土間の一角に設けられた炊事場には流しがなく汚物が滯み蝸や臭氣で耐へられないし、又(三)母屋へ喰ひ込んだ不潔極まる厩をもつてゐること等が指摘されてゐる。

尙、同潤會では今回地元各縣と協力して一縣約二百人づゝの大工に對し順次住宅改善の講習會を開催して農家住宅設計の實際を指導し、また各町村の指導者を縣別に集めて住宅改善促進に關する講演會を開催することとなつたが、東北更新會に於ては既に五年以前より一縣に數ヶ村の住宅改善指定村を設定し各戸當廿圓内外の補助金を與へ右調査に基づく改善方針に隨ひ部分的改善を行はしむると共に新築家屋に對しては「標準設計」に準じて之を建設せしむるやう努力してゐる。

て農業生産面に傾注せざるべからざる段階に到達す。

依て政府は速に左記を根幹とせる食糧生産増強の方策を確立し食糧問題の根本的解決に直往邁進せられむことを要望す。

記

一、高度生産計畫の確立

(一)内外地を通じ主要食糧の絶対必要量を確保し得べき長期生産計畫を確立すること

(二)肥料其他農用資材の供給を嚴格に生産計畫と聯繫せしむること

(三)農業労働の能率増進と農業勞力の保全とを同時に達成し得るが如き施策を講ずること

(四)農業水利計畫を確立すると共に之が地方的實施に對しては十分の助成をなすこと

(五)生産施設並災害防除施設を擴充すること

(六)主要食糧の生産目標を達成し得る農産物價格政策を確立すること

(七)時局に即應せる農業技術の研究を行ふと共に試験研究機關、學校、地方廳、農業團體並篤農家等を總動員し農家の技術向上に努むること

(八)部落農業團體を整備強化すると共に農會技術員の増強を圖ること

二、農地利用の強化

(一)農地改良事業の増強を圖ると共に之が爲十分の助成をなすこと

(二)開墾干拓事業を大規模に實施すること

彙報

擴大に資するものたらしむること

(ロ)開墾干拓せる農地に對しては水利の整備を圖るは勿論機械、家畜等の導入に努むること

(ハ)開墾干拓せる農地に對する内地移民計畫は滿洲開拓との有機的關聯に於て樹立實行すること

(ニ)安定せる自作農を創設すると共に之が維持に付萬全の施策を講ずること

(ホ)開墾干拓、移民に關する諸施設等に對し十分の助成をなすこと

(三)右各項を一元的に實施する爲官民協力の特殊機關を設置すること

(四)農地の潰廢を防遏すると共に農地の積極的利用に付適切な施策を講ずること

右建議す

財團法人同潤會の東北地方農山漁村住宅改善調査研究

東北地方農村が青少年勞務者の優力な供給地であることは周知のことであるが、結核疾患に犯されて歸郷する者も最近特に多い。而かも在來の農村住宅が非衛生的な爲に病勢の悪化を來たすのみならず近親者への傳播を結果すること亦尠くない。嘗て内務省社會局の調査になる農山漁村住宅調査報告に見ても例へば秋田縣に於ては農村住宅中現狀を以て足るものは僅かに

五・四%で、一部修理を要するもの四二・七%、増改築を必要とするものは四〇・六%の多きに上り、一・三%は人間の住居として全然適せざるものと斷定されてゐる。

財團法人同潤會に於いては日本學術振興會の委囑により東北更新會の協力をも得て竹内芳太郎技師專任の下に昭和十年以來東北地方農山漁村住宅改善調査研究に着手してゐたが滿四ヶ年に互る調査結果の報告も完成され、又右調査研究の結果なる「標準設計」も近く刊行されることとなつてゐる。

本調査は調査員自ら東北六縣の數十ヶ村へ出張、住宅の現狀調査、其缺點改善事項を研究すると同時に、他方各六縣に於て素人より三回に互り懸賞募集を行ひ調査研究の資料を整備する等の方法を以て施行された。

右調査によると山形、青森、岩手の三縣は特に悪く、その多くは、(一)東北地方に特有の六尺四方窓の無い押入れ風の寢室を有ち此の寢室に夫婦子供が一緒に寢ることになつてをり、検査の結果一センチの布片には凡そ千七百の細菌が附着してゐることが判明した。その他(二)土間の一角に設けられた炊事場には流しがなく汚物が滯み蝸や臭氣で耐へられないし、又(三)母屋へ喰ひ込んだ不潔極まる厩をもつてゐること等が指摘されてゐる。

尙、同潤會では今回地元各縣と協力して一縣約二百人づゝの大工に對し順次住宅改善の講習會を開催して農家住宅設計の實際を指導し、また各町村の指導者を縣別に集めて住宅改善促進に關する講演會を開催することとなつたが、東北更新會に於ては既に五年以前より一縣に數ヶ村の住宅改善指定村を設定し各戸當廿圓内外の補助金を與へ右調査に基づく改善方針に隨ひ部分的改善を行はしむると共に新築家屋に對しては「標準設計」に準じて之を建設せしむるやう努力してゐる。

都市學會の東京市内特殊地區調査

都市學會に於ては昭和十二年以降日本學術振興會の補助の下に東京市内特殊地區（不良住宅地區）の調査を施行してゐるが、昭和十五年十月初旬より四谷區谷町一—二丁目地區に對し住宅狀況、交際關係、家族關係、教育、職業、嗜好、健康、出生死亡、信仰等その生活の全般的事項について九枚の調査票よりなる諸般の調査を開始した。その調査票の一部は別掲の如くである。

日本赤十字社の紀元二千六百年奉祝
衛生日本回顧展覽會の開催

日本赤十字社に於ては内閣紀元二千六百年祝典事務局、東京府及び東京市の後援の下に昭和十五年十月六日より同十一月九日まで東京市芝區赤十字博物館に於て、紀元二千六百年奉祝衛生日本回顧展覽會を開催した。開催趣旨並に陳列資料要目を掲ぐれば以下の如くである。

開催趣旨

日本人が、この島帝國に定住してよくその健康を保持し、今日の繁榮を見るに至つたのは、その好適な地理的環境に恵まれて居たことにも因るが、同時にまた、我が祖先が、絶えず海外文化の輸入に力め、生活様式の改善を怠らなかつたことを看過してはならぬ。今や我邦は曠古の大事變に遭遇し、これが處理に邁進中、この輝かしい皇紀二千六百年を迎へ得たことは、皇國

民の慶賀措く能はざる所である。さればこの際、吾が祖先が努力の跡を回顧して感謝の誠意を表し、且つ、國運の隆昌を奉祝することは、頗る機宜を得たものといふべきであらう。今回本社が、本展覽會を計畫するに至つたのは、これに依つて聊か奉祝の微意を表し、且つ、世人の衛生思想を啓發して、健康日本の建設に寄與せんとするの趣旨にはかならないのである。

陳列資料

一、出産育児・人口政策の回顧——古來の清淨尊重の風と産室、法均尼の育児院、乳幼児保育施設の變遷、墮胎・殺兒・捨兒の流行とその取締、徳川幕府及び各藩の人口増殖政策、多産奨励の幕令、産婆の職業化、母子保護施設の發達、各時代に於ける人口推定統計、等に關する資料。

二、食物衛生の回顧——日本島の氣候・風土・潮流と豊富な食物、上古の食物とその生食・調理・食器・韓唐との交通の食物衛生上への影響、殺生戒と肉食の減退、平安朝日本式食膳及び調理法の發達、鎌倉時代各階級の食膳、三食風の出現、室町時代の食生活、南蠻との交通の食物衛生への影響、江戸時代商人の奢侈と調理法、料理屋の發達、米の精白と脚氣病、徳川幕府の食糧政策、明治初年の日本化した外國料理、牛肉販賣の公許、肉食の普及とその衛生的意義、本邦各時代の備荒義倉の制度、兵食の變遷等に關する資料。

三、被服衛生の回顧——上古の實用的な服裝・結髪の様式、韓唐との交通と服裝・頭髮の變化及び蠶業・

紡織法等發達の被服衛生上への影響、平安朝以後の日本化する服裝・結髪の様式とその衛生的意義、木綿・手織物の傳來が被服衛生に及ぼした影響、近世日本服裝・頭髮の復古實用化、本邦各時代に於ける帶・冠物・履物・雨具等の變遷、斷髮・束髮及び洋服の普及とその衛生的意義、等に關する資料。

四、住宅衛生の回顧——上古の日本人住居、天地根元宮造住宅、韓唐との交通の住宅衛生上への影響、平安朝以後の日本化した殿殿造住宅・庶民住宅及び武家造住宅の特色とその衛生的意義、書院造の普及、數寄屋造及び草庵式茶庭の出現とその衛生的意義、江戸時代震災火災に因る住宅構造の進歩、瓦葺の奨励、農民住宅の構造設備とその衛生的意義、旅舎の改善、明治維新後歐風住宅の出現、和洋折衷住宅の普及、衛生上・防空上最近住宅の改善、各時代に於ける本邦人座り方の變遷と床の構造並にその衛生的意義、住宅の採暖・照明法の發達、等に關する資料。

五、休養娛樂・心身鍛鍊の回顧——上古の音樂舞踊、韓唐の音樂、遊戲の渡來、鎌倉時代の角力・騎射の鍛鍊、室町時代の音樂・遊戲と槍の練習、江戸時代の遊戲、武道の鍛鍊、武家屋敷内の武術練習設備、町道場、演劇舞踊の流行、明治維新後の海水浴・登山・スポーツ・教練・活動寫眞の普及發達、等に關する資料。

六、醫療施設の回顧——佛教の渡來と施藥院・療病舎等の出現、鎌倉時代の頼宿所・極樂寺の病舎浴室、江戸時代庶民の衛生教育と通俗圖書、養生訓、養生法、醫師の養成、躰壽館、順正書院、西洋醫藥所、

ユーゴスラビア	二四七、五三二	一九三一・三・三一	三、九四〇、〇三八	六、八九、六七	一・四八	官	一九四〇・一・一	一五、七〇〇	三〇・四
ハンガリー	一七、一四六	一九三〇・二・三一	一〇、三三、六八	—	—	官	一九三九・七・一五	一〇、八三三	九・四
和蘭	五、〇八六	一九三〇・二・三一	七、九三、五五	三、九四二、六七	一・四四	官	一九四〇・一・一	八、八三	二五・〇
ベルギー	三、〇七七	一九三〇・二・三一	八、〇九、〇〇	四、〇四、四八	〇・八一	官	一九四〇・一・一	八、三九六	二七、二
ポランド (ラシス及マデイナ島を含む)	九、七六七	一九三〇・二・一	六、八三、八三	三、二五五、八七	一・三三	官	一九三九・一・一	七、四六〇	八・三
ギリシア (アトリスを含む)	三、八八〇	一九二八・五・一六	六、三〇、六四	三、〇七、三三	—	官	一九三九・一・一	七、一〇七	四七・七
ブルガリア	一〇、一四六	一九三四・二・三一	六、〇七、九三	三、〇五、八九	一・〇〇	官	一九三九・一・一	六、三三一	六二・八
スウェーデン	四八、九三三	一九三五・二・三一	六、二五、〇六	三、〇〇、四一	〇・五	官	一九三九・一・一	六、三一〇	一四・一
スイス	四二、九二五	一九三〇・二・一	四、〇六、四〇	一、九五八、三九	〇・四七	官	一九三九・一・一	四、一八七	一〇・四
フィンランド	三二、八〇一	一九三〇・二・三一	三、六六、〇六七	一、八〇九、〇六	—	官	一九三八・七・一	三、八三五	一〇・〇
デンマーク	四三、九二九	一九三五・一・一	三、七〇、三三	一、八三三、三三	〇・六	官	一九三九・一・一	三、七九三	八・八
フェル諸島	一、九一九	一九三五・一・一	三、七、七四	一、三〇、八五	一・四	官	一九三八・一・一	—	一八・六
ノルウェー (樺地を除く)	三三、五九九	一九三〇・二・一	二、八四、一九	一、三七一、九二	〇・〇	官	一九三九・一・一	二、九三一	九・一
リトアニア	九、四七八	—	—	—	—	官	一九四〇・一・一	二、八七九	四八・四
スロヴァキア	三、八二六	一九三〇・二・一	二、四〇、七八	—	—	非	一九四〇・一・一	二、六九一	七〇・六
ラトヴィア	六、五九一	一九三五・二・二	一、九〇、五〇	九二、〇三	〇・五	官	一九三九・一・一	一、九八一	三〇・一
トルコ (コカス部)	三三、九七五	一九三五・一〇・二〇	一、三七、七三	六六、四九	二・四四	官	一九三八・一・一	一、三三〇	五五・一
トルコ (バルコ全)	七、二七三	—	—	—	—	官	一九三八・一・一	二、六八〇	三三・〇
エストニア	七、五九九	一九三四・三・一	二、二六、四三	五八、八八	〇・六	官	一九四〇・一・一	一、一三三	三三・六
ルクセンブルグ	二、五九六	一九三五・二・三一	三、六九、三	一、四九、四三	(二) 〇・三	官	一九三八・一・一	三〇一	一一・三
アイスランド	一〇、八四六	一九三〇・二・二	一〇、八八一	五、五五三	一・六	官	一九三九・一・一	一、一	一・三
モナコ	一、五	一九三八・一・一	二、九五、六	—	〇・五	—	—	—	—
サン・マリノ	六	(一九〇六)	—	—	—	—	—	—	—
リヒテンシュタイン	一、五九	一九三〇	一〇、三三	—	—	官	一九三七・一・一	—	七五・五
アン道ラ	四四	—	—	—	—	官	一九三四	—	一五・七
ヴァチカン市	〇・四四	一九三三・一・三一	一、〇四	六、七	—	—	—	—	二、七二・七

佛領赤道アフリカ ⁽²¹⁾	佛領北アフリカ	アルゼリヤ ⁽²²⁾	モロッコ(保護領)	チュニス(保護領)	佛領西アフリカ	佛領東アフリカ	マダガスカル ⁽²³⁾ 及附屬島嶼	レユニオン島	佛領ソマリランド ⁽²⁴⁾	エチオピア ⁽²⁵⁾	伊太利帝國(アフリカの部) ⁽²⁶⁾	伊領東アフリカ ⁽²⁷⁾	リビア	白領	白領コンゴ	葡領
10,564,000	2,487,000	2,759,321	3,981,670	1,551,830	4,701,755	6,164,411	5,921,000	2,251,111	2,270,000	3,551,700	3,448,870	1,735,300	1,759,500	2,336,813	2,058,947	2,058,947
1936	1936	1936	1936	1936	1936	1936	1936	1936	1937	1937	1937	1937	1936	1936	1936	1936
27,444	34,700	3,551,700	1,710,414	3,551,700	3,551,700	3,551,700	3,551,700	3,551,700	3,551,700	3,551,700	3,551,700	3,551,700	3,551,700	3,551,700	3,551,700	3,551,700
1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官
1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938
176,600	34,700	3,551,700	1,710,414	3,551,700	3,551,700	3,551,700	3,551,700	3,551,700	3,551,700	3,551,700	3,551,700	3,551,700	3,551,700	3,551,700	3,551,700	3,551,700
2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

英 帝 國 (アメリカの部)

カ	ナ	ダ	九、五九九、三六六	一九三一・六・一	一〇、三七六、七六六	五、三〇四、五四一	一・五五	一九三八・六・一	二、一〇九	一・三
ニューファン	ランド	二〇、六七七	一九三五・八・一	二、四八、八七三	一、四六、一八〇	〇・三〇	〇・三〇	一九三八・一・一	二、八九	二・六
外に、ラブラドル半島		六〇一、八六三		四、七二六	二、五三三	二・七	二・七			〇・〇一
ベルムダ	諸島	四		二七、七八九	一四、一七四	四・三〇	四・三〇			四、六・五
英領ギア	ナ	三三、七四四	一九三一	三〇〇、九三三	一五、三八一	〇・四	〇・四	一九三九・一・一	一	一・五
英領ホンジュラス		三三、三六八		五、三三三	二五、五三四	一・三	一・三	一九三八・一・一	一	二・六
英領西印度諸島		三、七四四						一九三八・一・一	一	六八・九
フォークランド諸島		一五、七六六	一九三一					一九三八・一・一	一	四・六
アルゼンチン		二、九七二、二二	(一九一四)					一九三八・一・一	一	〇・二
コロロンピヤ		一、三九〇、〇〇〇	一九三八・七・五	八、七〇一、八六六	四、三二、七六三	二・九	二・九	一九三九・一・一	一	四・六
ペル	ル	一、四九〇、四九〇	(一八七六)					一九三八・一・一	一	七・六
チ	リ	七、四一、七六七	一九三〇・一一・二七	四、二六七、四四三	二、三三、七〇九	一・九	一・九	一九三八・一・一	一	七・七
キ	ユ	二、四一、三三四	一九三一・九・	三、九六二、三四四		二・六	二・六	一九三八・一・一	一	三・六
ヴェネツエラ		九二二、〇五〇	一九三六・一二・二六	三、四九一、一五六	一、六四四、二七四	一・四	一・四	一九三八・一・一	一	四・六
エクアドル		四四一、六八八						一九三八・一・一	一	二・七
ボ	リ	一、三三三、〇八八	(一九〇〇)					一九三八・一・一	一	二・七
ガ	テ	一〇、七三四	一九二一・八・二八	二、〇〇〇、九〇〇	九、九一、八九六			一九三九・一・一	一	二・七
ハ	イ	二七、八四四	(一九一九・九)					一九三九・一・一	一	二・七
ウルグァ	イ	一八六、九二六	(一九一一)					一九三九・一・一	一	二・七
エル・サルバドル		三、四一、三三三	一九三〇・五・一	一、四九九、五七六				一九三九・一・一	一	二・七
ドミニカ共和国		五、〇四〇	一九三五・五・二三	一、四七九、四七七	七、〇〇、七〇四	三・四	三・四	一九三八・一・一	一	二・七
ニ	カ	一八、四三三	一九二〇・一・一	六、八、二九	三、二一、六三			一九三七・一・一	一	九・六
ホンジュラス		一五、三三三	一九三五・六・三〇	九、六、六五	四、七九、六五一	二・七	二・七	一九三八・一・一	一	六・五
パラグウ	アイ	四、〇、五七	(一八九九)					一九三八・一・一	一	二・一
コ	ス	四、八七七	一九二七・五・一一	四、七、四三				一九三九・一・一	一	三・五

南極地方	英領	佛領	諸領	米領
10,000,000	5,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000
一九三七・四・一	一九三六・一一・四	一九三六・一〇・一	一九三六・一〇・一	一九三六・一〇・一
三	三	三	三	三
官	官	官	官	官
一九三八・四・一	一九三八・四・一	一九三八・四・一	一九三八・四・一	一九三八・四・一
一五五七	二・八	二・八	二・八	二・八

(備考) (1)面積中には湖沼面積を含む。(2)官は官廳公表の数字、「非」は然らざるもの。(3)人口密度は夫々最近の人口数により計算。(4)各別別面積の總計なり。(5)歐亞の地理的限界として東方に於てはウラル山脈並にオレンブルク、カタリネブルク及チエルヤビンスク地方の東邊を、南方に於てはコーカサス山脈々峰を採用。(6)波蘭及フィンランドより奪回されたる區域を除く。(7)連環数字なり。(8)東方の新領土並にオイベン、マルメヂ及モレスネを含む。(9)なほ對ソ戦後の領土喪失を考慮せず。(10)極地の面積は六三二九二方軒、人口は二、三五〇人。(11)一九三六年中國國民政府が部分調査を基としを推定せるものなり。(12)ブーダンその他アラビアに於けるアデンの勢力圏(ソマトラ島及クリヤムリヤ諸島を含む)、パレン諸島、ヘドラマウツ、カタール、コーウエイト、オースマン及海峽海峽。(13)兵員數を含まず。(14)英領北ボルネオ、ブルネイ及サラワク。(15)葡領印度(ゴア、ダマヨ、ヂウ、澳門、チモル島)。(16)ドカネス諸島及天津租借地(面積〇・五方軒、人口七、九五三人)。(17)内歐洲人二〇〇三、八五七人。(18)アセンション、トリスタン及セントヘレナの諸島。(19)アンヤンテイ及北方區域を含む。(20)バスターランド、ベチエナナランド(保護領)及スラヂランド。(21)赤道アフリカに於てフランス委任統治領カメルーンより分離されたる區域を顧慮せり。(22)全南後地帯を含む。(23)内無人島のケルゲル諸島の面積九、〇〇〇方軒、同じくクローゼット及マリオン、セントポール及アムステルダム諸島六七五方軒。(24)耕地面積のみ。全面積は約九四、〇〇〇方軒。人口中四〇、〇〇〇人は遊牧民。(25)エチオピア帝國。その他エリトリア及伊領ソマリランド。(26)人口調査は土著人口にのみ行はれた。非土著人口は一九三五年五月二日現在に四五、七五〇人。(27)ベルデ諸島、セントトーマス島及プリンセス島。(28)西領モロッコ及地 Prestios, Ce, Ma, Melilla 等。その他フェルナンドポ島、西サハラ、リオムニ(西領ギニア)及其その前部の諸島。(29)無氷地面積(三三、〇〇〇方軒)に對する人口密度なり。(30)土人を除く(純種土人は一九三五年六月三十日現在調査によれば五四、三七八人。混血は一九三三年六月三十日現在調査によれば一九、四六七人)。(31)一九三七年六月三十日現在の調査によれば外に五二、八三五人の純種土人と二三、九五〇人の混血あり。(32)外にマオリ人八二、三二六人。(33)クック諸島その他ニウ、ケルマデク及ユニオン諸島。(34)フィジー、トンガ(フレンドリー)、ソロモン、ジルバート、エリス、フエニツタスの諸島。(35)ビスマルク諸島及獨逸領ソロモン諸島を含む。(36)サワイ及アボルの諸島。(37)マリアナ、カロリン及マーシャルの諸島。(38)サイルクスランド。(39)ブーザエツト島(五八方軒)、ヘテロー世諸島(二四三方軒)、その他西はブーランド諸島より東はオーストラリアの附屬島嶼の間にある全地域。

年次	天然痘	麻疹及風疹	猩紅熱	チフテリ	結核
八七七八	〇〇〇〇	二七・六	五六・八	九九・八	三五七
八八二一	〇〇〇〇	三五・五	四二・二	九二・三	三四六
八八七九	〇〇〇〇	二七・六	二二・〇	九九・七	三〇四
八九二二	〇〇〇〇	三三・九	一七・〇	八四・一	二五〇
八九七九	〇〇〇〇	二二・三	一〇・九	八四・一	二五〇
九〇〇二	〇〇〇〇	二二・三	一〇・九	八四・一	二五〇
九〇二七	〇〇〇〇	二二・三	一〇・九	八四・一	二五〇
九〇七〇	〇〇〇〇	二二・三	一〇・九	八四・一	二五〇
九一〇三	〇〇〇〇	二二・三	一〇・九	八四・一	二五〇
九一三六	〇〇〇〇	二二・三	一〇・九	八四・一	二五〇

近現代に於ける病類別死亡率の低下
 人口一萬五千以上の上の市町村
 合計各項人口十萬に付

(カイザー著「獨逸人口史」より)